

## 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
001	(株)東京放送ホールディングス	全体			情報通信技術(ICT)の進展に伴い、放送メディアを取り巻く環境が著しく変化中、今後の放送について「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」とし、「放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待する」とした、本とりまとめ案(以下、本案)の放送を巡る認識に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
002	岡山放送(株)	全体			「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造」を放送の使命であると位置づけ、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」という指摘に賛同します。また、地域社会の活性化や地域文化の維持発展等に寄与すること、地域に必要な情報の流通を確保することは地域メディアの使命であり、メディア環境が変化しても、引き続きこうした役割を担っていくことが重要だと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
003	秋田テレビ(株)	全体			「国民が豊かで人間味のある生活を送り、地域における活動や経済行動に必要な情報や個人の尊厳を守るとともに、社会における集団生活の安全を確保するために必要な情報を適切に提供するという、これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」との位置づけを支持します。また、今後の放送においても、放送の普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たすべく視聴者の視点に立った対応を検討していくことも当然の責務であり、提言に賛同します。今後は、「第一次取りまとめ」の諸課題について、引き続き視聴者からの信頼に応えるために、適宜その実効性や実現性を見極めながら積極的な対応を進めていくことを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
004	(一社)日本民間放送連盟	全体			本取りまとめ案(以下、本案)は放送の役割について、「国民生活や社会、地域文化の発展に貢献するなど、我が国の社会経済文化や国民のライフスタイルに大きな影響を与える存在としてその地位を確立してきた」、「表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している」などと評価したうえで、今後の放送について「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」、「その普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たしていくことができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していくことが必要」と強調しています。「放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待する」とも述べており、こうした放送を巡る認識に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
005	(株)さくらんぼテレビジョン	全体			「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している。」と位置付け、「今後の放送については、その普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たしていくことができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していくことが必要」という認識は、妥当と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
006	東海テレビ放送(株)	全体			「我が国の社会経済文化や、国民のライフスタイルに大きな影響を与える存在」、「知的・社会的価値の創造といった大きな使命」、「豊かな国民生活、それに伴う必要な情報の提供」といった従来の放送メディアの役割を述べており、更に「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」、「放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待する」と、今後の放送メディアの役割についても言及されていることは、極めて妥当と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
007	(一社)日本新聞協会メディア開発委員会	全体			今般の取りまとめ案は、情報通信技術の発展をはじめとする社会環境の変化を踏まえ、放送が「その普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たしていくことができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していくことが必要である」とした。放送を巡る議論の前提として、我が国における表現の自由や民主主義の発展の確保、知的・社会的価値の創造といった放送の使命を明示したことは評価できる。この前提に立ち、放送と通信の連携、融合が進む現状における多元的なメディア環境を意識しつつ、放送の将来像に関する議論を進めていただきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。
008	高知さんさんテレビ(株)	全体			放送について、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有しており、尚かつ、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」と位置付けたことは極めて妥当と考えます。今後は原案で整理された課題について、放送を巡る環境の更なる変化に、適宜その実効性や実現性を見極めながら対応を進めて頂くことを希望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
009	(株)サガテレビ	全体			「放送は、我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している。国民が豊かで人間味のある生活を送り、地域における活動や経済行動に必要な情報や、個人の尊厳を守るとともに社会における集団生活の安全を確保するために必要な情報を適切に提供するという、これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない。」は、放送の役割や地域における情報提供を重視する内容であり、賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
010	福井テレビジョン放送(株)	全体			放送は、我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している。国民が豊かで人間味のある生活を送り、地域における活動や経済行動に必要な情報や個人の尊厳を守るとともに社会における集団生活の安全を確保するために必要な情報を適切に提供するという、これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない。」と述べられ、今後も従来の放送の役割を維持する点について強く支持します。今後は諸課題について、放送を取り巻く環境の変化も見据え、適宜、対応していくことを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
011	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	全体			放送の役割を「我が国の社会・経済・文化や国民のライフスタイルに大きな影響を与える存在」、「表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している」と位置付けた点を評価いたします。 また、放送を取り巻く現況について「地域経済の疲弊は地域に根差す事業者の足下を危うくしつつある」、「放送の受信環境も大きく変化している。これらを背景に、放送のこれまでの地位は大きく揺らいでいる」との認識も妥当と考えます。 「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」、「その普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たしていくことができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していくことが必要」との指摘に賛同するとともに、「放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待する」と記された点について評価いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
012	(株)長野放送	全体			冒頭にて、「放送は、我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している」と位置付けられたことは極めて妥当と考えます。 また、「国民が、豊かで人間味のある生活を送り、地域における活動や経済行動に必要な情報を「適切に提供する」といった、これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されていかなければならない」とし、また「放送の多元性・多様性・地域性の確保」(P29)に向けた各地域の放送事業者の地域情報発信の重要性にも言及されたことは、上記と同様に極めて妥当であると考えます。 今後は原案で整理された課題について、放送を取り巻く環境の更なる変化も見据え、適宜その実効性や実現性、また経済合理性を見極めながら対応を進めて頂けるよう希望致します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
013	(株)仙台放送	全体			「取りまとめ案」では「国民が豊かで人間味のある生活を送り、地域における活動や経済行動に必要な情報や、個人の尊厳を守るとともに社会における集団生活の安全を確保するために必要な情報を適切に提供する」といった、これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない。」としていますが、基幹放送事業者としてこうしたご意見に強く賛同するものであり、引き続き求められる役割を果たすべく努力いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
014	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	全体			技術革新による伝送路やデバイスの多様化とそれに伴うライフスタイルの変化を受けて、放送の受信環境も大きく変化する中にある中で、「知的・社会的価値の創造といった使命」をもって、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されていかなければならない」との指摘はまさに当為であり、その実現のための諸課題の整理は有意義な取り組みと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
015	北日本放送(株)	全体			技術革新が「第4次産業革命」と呼ばれる状況をもたらし、地域経済の疲弊やIT機器の普及で放送のこれまでの地位が大きく揺らぐ中で、社会において放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなければならない、というのはそのとおりである。 その上で、放送の普遍的価値を確保しつつ新時代にふさわしい役割を果たしていけるよう視聴者の視点に立った対応を検討していく、というのは尤もな対応であるが、現実には相反しかねない課題が多く、実現させるには衆知を集めて取り組む必要がある。 技術革新がもたらす経済的価値に注目するあまり、現在の放送が担っている社会的な役割が大きく損なわれることの無いよう、収益性と公益性の両立、特に社会経済構造の影響を大きく受けている地方の民放事業者の経営基盤の安定に配慮いただきたい。 電波による放送は遅延や輻輳がなく大多数にリアルタイムに確実に情報を伝えることができるという物理的な特性もあるが、一方で従来から培ってきた放送の地域性も重要な要素である。地域に密着して、ニュースを取材、番組を制作、地域情報を内外に発信、地域の課題を共有して解決に貢献、地域経済の潤滑油として広告を扱い、地域文化やスポーツの振興に関わってきた放送活動を行う組織がその地域に存在していることは、地域に必要な情報の流通を確保するという機能だけではなく、放送が持つべき本質に大きく貢献し、放送の普遍的価値に繋がっている。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
016	山陰中央テレビジョン放送(株)	全体			放送について、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有して」おり、かつ「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」と位置付けたことは賛同します。 今後は原案で整理された多岐にわたる課題について、将来の放送視聴変化も長期的に見据え、検討を進めていくことを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
017	福島テレビ(株)	全体			放送について、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有して」おり、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」と位置付けたことは極めて妥当と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
018	(株)テレビ新広島	全体			放送を巡る諸課題に関する検討会」の第一次とりまとめ案で示された「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している。」との認識の上で、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなければならない。」、「普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代に相応しい役割を果たしていくことができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していただくことが必要。」とする今後の検討の方向性に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
019	(株)テレビ大分	全体			放送について、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有して」おり、尚かつ、「国民が豊かで人間味のある生活を送り、地域における活動や経済行動に必要な情報や、個人の尊厳を守るとともに社会における集団生活の安全を確保するために必要な情報を適切に提供する」といった、これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなくてはならない」と位置付けたことは極めて妥当と考えます。 後は本案で整理された課題について、放送を巡る環境の更なる変化も見据え、適宜その実効性や実現性を見極めながら対応を進めていくことを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
020	(株)フジ・メディア・ホールディングス (株)フジテレビジョン	全体			放送について、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有して」おり、尚かつ、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなくてはならない」と位置付けたことは極めて妥当と考えます。 後は本案で整理された課題について、放送を巡る環境の更なる変化も見据え、適宜その実効性や実現性を見極めながら対応を進めていくことを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
021	(株)新潟総合テレビ	全体			本取りまとめ案は、放送の役割について「国民生活や社会、地域文化の発展に貢献するなど、我が国の社会経済文化や国民のライフスタイルに大きな影響を与える存在としてその地位を確立してきた。」と評価したうえで、今後の放送について「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなくてはならない。」「その普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たしていく事ができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していくことが必要。」と強調しており妥当と考えます。 また、「今後は、課題解決や対応方策の具体化に向けて、放送に携わる全ての関係者がスピード感を持って対応していくこととともに、放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待するものである。」と述べており、こうした放送を巡る認識に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
022	(株)テレビ愛媛	全体			放送の役割について、「国民生活や社会、地域文化の発展に貢献するなど、我が国の社会経済文化や国民のライフスタイルに大きな影響を与える存在としてその地位を確立してきた」という評価及び「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなくてはならない」と強調した認識に賛同します。 今後の放送を巡る諸検討にあたっては、民放事業者の経営基盤の安定や、事業者の主体的な判断の尊重に重きを置かれることを希望します。 一度に大量の情報を不特定の者に同時に送信でき、安価かつ簡単な手段で安心・安全に受信できる特性を生かし、必要な情報を適切に提供するといった、放送メディアが担ってきた役割は今後も確保されるべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
023	関西テレビ放送(株)	全体			放送は、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有している。」「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなくてはならない。」と位置付けられたことは高く評価します。また、今後の放送について普遍的価値を確保しつつその役割を果たしていけるよう「2020年以降に予想される放送を巡る環境のさらなる変化も見据えた上で、敏速かつ適切に対応していくことが必要である」という考え方に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
024	(株)テレビ西日本	全体			今回の取りまとめ案の中に、今日まで放送が果たしてきた役割や今後の位置付けについて、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造といった大きな使命を有して」おり、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなくてはならない」と明示されていることは極めて妥当であり、大いに賛同します。 後は、放送を巡る環境の変化に十分留意し、その実効性や実現性も見極めながら、本案で整理された諸課題に対する施策が進むことを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
025	(株)テレビ熊本	全体			放送が、「国民生活や社会、地域文化の発展に貢献するなど、我が国の社会経済文化や国民のライフスタイルに大きな影響を与える存在としてその地位を確立してきた」、そして「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かなくてはならない」という評価に対して賛同し、「放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待する」という認識の下、今後の日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現の検討を進めていくことを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
026	鹿児島テレビ放送(株)	全体			放送について、放送が有している「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造」という大きな使命に対して、「国民が豊かで人間味のある生活を送り、地域における活動や経済行動に必要な情報や、個人の尊厳を守るとともに社会における集団生活の安全を確保するために必要な情報を適切に提供する」といった、これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」と位置付けたことは極めて妥当であり賛同します。今後は原案に記載された諸課題について、放送に関する環境の変化を見据え、その実効性や実現性を見極めながら対応を進めていくことを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
027	(株)テレビ静岡	全体			放送について、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造」という大きな使命を有している」と評価した上で、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」と示されたことに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
028	(株)テレビ長崎	全体			本取りまとめ案では、放送について「国民生活や社会、地域文化の発展に貢献するなど、我が国の社会経済文化や国民のライフスタイルに大きな影響を与える存在としてその地位を確立してきた」、「我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造」という大きな使命を有している」と評価をした上で、今後のあり方については、「これまで放送が担ってきた役割は今後も確保されて行かねばならない」、「その普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たしていくことができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していくことが必要である」と強調されており、「放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待するものである」とまとめられていることについて、賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
029	南海放送(株)	全体			本案は放送の役割について「表現の自由や民主主義の発展を確保し、国民・視聴者の利益を最大化させながら、知的・社会的価値の創造」という大きな使命を有している」と評価し、「放送メディアが、新しい時代を牽引する役割を遺憾なく発揮できるよう期待する」とも記載されており、こうした放送への認識について賛同致します。さらに「地域コミュニティの維持・活性化のため、NHKを含む地方局の役割は重要」との意見記載もあり、我々、県域を基盤とするローカル局の地域文化・地域経済・地域防災などへの役割・意義を重視されていることに深く共感致します。今後も当社は、ラジオ・テレビ、更には新しいメディアツールを駆使して、地域コミュニティにとって有益な情報提供を積極的に発信していく所存です。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
030	(一社)日本民間放送連盟	全体			日本の放送事業は、放送法で定められた諸規律を事業者の自主自律に委ねて十全に達成するという枠組みを基本として、国民・視聴者の多様なニーズに応える放送を形づくってきました。放送の役割を今後も維持し、視聴者利益を最大化するには、こうした枠組みを維持しつつ事業者の経営の選択肢を広げることが肝要であると、当連盟は確信しています。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
031	(株)毎日放送	全体			本取りまとめ案は、放送がこれまで果たしてきた役割を評価し、これからの時代もその役割を果たすことを期待する旨の認識を示していることを評価します。今後も放送事業者が自主自律を基本として放送の役割を担っていくためには、経営の選択肢を広げることが肝要であると考えます。また災害対応などの公益性の高い役割と民間企業としての事業性の両立の困難さについても言及しています。本取りまとめ案においては「特に地方においては、今後のビジネスとしての収益性の確保にどのように取り組んでいくかが課題」「国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、(中略)収益性と合致しない。収益性と公益性との両立に配慮することも必要」と指摘されています。地方経済の行方はローカル局にとって今後ますます経営基盤に大きく影響を及ぼすものと予測されます。民間放送事業者として公益性を保つための自助努力は当然ですが、今後の経済状況によってはさらなる経営基盤の強化策が必要になると考えます。また、本取りまとめ案では多岐にわたる論点が記述されています。情報通信技術(ICT)の急速な進歩にあって、放送のあるべき姿を論じることは大変重要なことと考えます。検討会の今後の議論でこれら諸点については、放送事業者の実情も充分にくみ上げ、5年、10年先を見据えた施策の検討、立案がなされることを期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
032	(一社)日本民間放送連盟	全体			視聴者利益を実現・確保する仕組み・担い手として、今後も放送の役割を重視する一方、本案は「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要」、「新サービス・新事業の普及・展開は、(中略)サービスとしての経済性・収益性も念頭に置いて検討を行うことが必要」などと述べ、事業性の確保をあわせて重視しています。これは民間放送事業について極めて的を射た指摘であり、したがって今後の放送を巡る諸検討にあたっては、民放事業者の経営基盤の安定や、事業者の主体的な判断の尊重に重きを置くよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
033	(株)東京放送ホールディングス	全体			視聴者利益を実現・確保する仕組み・担い手として、今後も放送の役割を重視する一方、本案は「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要」、「新サービス・新事業の普及・展開は、(中略)サービスとしての経済性・収益性も念頭に置いて検討を行うことが必要」などと述べ、事業性の確保をあわせて重視しています。これは民間放送事業について極めて的を射た指摘であり、したがって今後の放送を巡る諸検討にあたっては、民間放送事業者の経営基盤の安定や、事業者の主體的な判断の尊重に重きを置くよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
034	(一社)日本民間放送連盟	全体			本案の第1章のとおり、インターネットなど情報通信技術(ICT)の発展に伴い、情報入手手段や入手可能な情報が多様化しています。こうした放送を巡る環境変化を踏まえ、民放事業者に対する諸規制は基本的に緩和の方向で検討することが適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
035	(株)日経ラジオ社	全体			本取りまとめ案は、「今後の放送の在り方を改めて考える必要がある」、「2020年(平成32年)以降に予想される放送を巡る環境の更なる変化も見据えた上で、迅速かつ適切に対応していくことが必要である」等の認識の下、多角的な見地から多岐にわたり取りまとめられたものであり、その内容に賛同します。放送事業者として積極的かつ真摯に検討すべき内容であると受け止めております。また、限られた期間内で取りまとめに尽力された構成員、事務局等関係者の皆様に敬意を表します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
036	(一社)日本民間放送連盟	全体			本案が指摘するとおり、地域経済の疲弊は地域に根差す事業者の足下を危うくしつつあり、情報通信技術(ICT)の進展によって放送の受信環境は様変わりしています。特に地方民放事業者は、厳しい経営環境が継続すると考えられるため、公益性の高い分野(難聴・難視聴解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策、視聴覚障害者向け放送の拡充など)については、今後の放送政策の検討にあたり、国の支援を強化していただくなどの特段の配慮を要望します。	今後も、地域住民等が迅速かつ確実に情報を受け取るための更なる環境整備に向けて、難視聴地域の解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策、視聴覚障害者向け放送の強化等が重要であり、引き続き検討を進めることが適当と考えます。
037	(株)テレビ新広島	全体			本案は「地域情報、災害放送をより確実かつ円滑に提供することが必要」と地域情報確保の重要性を示す一方、「地域情報や災害情報といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公共性は、必ずしもビジネスとしての収益性と合致しない側面があるため、収益性と公益性の両方に配慮することも必要。」と事業性確保も必要との指摘は的確なものと考えます。 特に地方テレビ事業者は、経済構造や視聴環境の変化による放送向けの広告費の減少傾向と合わせて、デジタル化設備更新や老朽化が進む社屋等への投資が重なり、今後一層厳しい経営状況となることが想定されます。 放送事業者自身の経営努力は当然ですが、今後の放送を巡る諸検討にあたっては、地方放送事業者を含めた民間放送事業者の意見を十分に聞き取り、地域の実情等を勘案し、経営の選択肢を広げる規制緩和の方向での検討を要望します。また、災害対策や視聴覚障害者向け放送の拡充など公共性の高い分野については、国の支援を強化していただくなど特段の配慮を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後も、地域住民等が迅速かつ確実に情報を受け取るための更なる環境整備に向けて、難視聴地域の解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策、視聴覚障害者向け放送の強化等が重要であり、引き続き検討を進めることが適当と考えます。
038	南海放送(株)	全体			今後も放送の役割を重視する一方で本案は「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは一致しない側面もあるため、収益性と公益性の両立に配慮することも必要」新サービス・新事業の普及・展開は、(中略)サービスとしての経済性・収益性も念頭に置いて検討を行うことが必要」などと記載され、事業性の確保を重視しており、我々ローカル局事業者についての得た指摘であると考えます。今後の放送を巡る諸課題の検討については、事業者の経営基盤の安定や、主體的な判断に重きを置くよう要望いたします。当社は2014年12月、全国に先駆けてFM補完局を松山に開局し、放送ネットワークの強靱化を実現して参りました。このように地域における重要な責務を担う自覚を持つ放送事業者に対し、適切な規模の国・地方自治体からの支援が加わることで、安定した経営基盤の下、新たな放送サービスも拡充されていくことと確信しています。 また本案にも記載されているように「特に県域を中心とする地上波放送は地方圏の社会経済に左右されることも多く、(中略)ICTの進展により全体の広告費に占めるインターネットへの広告費の割合が増加するなどの変化が生じてきており、放送事業者への将来的な影響も想定される」状況下で、ローカル局事業者は厳しい経営環境の下、公益性の高い分野(難聴・難視聴解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策など)に注力しています。今後の放送政策の検討に当たり、国の支援強化を頂くなどの配慮を要望いたします。当社は、ラジオ・テレビ・SNS、さらにそれらを組み合わせたメディアミックスを通じて、正確性と速報性に優れた地域情報を安定的に広域に提供する努力を行っています。地域の生活風土に深く根差した当社(ローカル局)だからこそその「瘠いところに手が届く」公益性の高い情報発信努力を今後も真摯に実施して参ります。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後も、地域住民等が迅速かつ確実に情報を受け取るための更なる環境整備に向けて、難視聴地域の解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策、視聴覚障害者向け放送の強化等が重要であり、引き続き検討を進めることが適当と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
039	朝日放送(株)	全体			本取りまとめ案(以下、本案)に記載された放送の役割についての評価や、今後の放送を巡る認識に賛同します。 本案に記載された放送の役割を今後も維持するには、民放事業者の経営基盤の安定が大切です。今後の放送を巡る諸検討にあたっては、民放事業者の主体的な判断の尊重に重きを置くよう要望します。 放送を巡る環境変化を踏まえ、民放事業者の経営の選択肢を広げることが肝要です。民放事業者に対する諸規制は基本的に緩和の方向で検討することが適切と考えます。 今後の放送政策の検討にあたり、難聴・難視聴解消、放送ネットワークの強靱化、災害時に放送を継続し続けるための非常時の燃料確保等の災害対策、視聴覚障害者向け放送の拡充など公共性の高い分野への国の支援の強化や、地域情報・コンテンツの海外発信への国の継続的な支援について、特段の配慮を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後も、地域住民等が迅速かつ確実に情報を受け取るための更なる環境整備に向けて、難視聴地域の解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策、視聴覚障害者向け放送の強化等が重要であり、引き続き検討を進めることが適当と考えます。
040	(株)テレビ東京	全体			「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要である」との指摘の通り、本報告書案が、放送事業を取り巻く厳しい環境を認識し、事業性の確保について言及したことは適切であり、今後の放送政策の検討にあたり、民間放送事業者による自立的な事業性の判断を尊重することを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
041	(株)ニッポン放送	全体			本取りまとめ案は、今後のラジオやテレビといった放送メディアについて、国民生活や社会、地域文化の発展への貢献といった「普遍的価値」を維持しつつ、これからの新しい時代にふさわしい役割を担っていくために必要な提言が多岐にわたってなされている。 特に、その「普遍的価値」を維持するにあたっての重要な役割である「地域情報の確保」の中では「地域情報を担うラジオ」、特に「AMラジオ」についての課題への対応、及びその将来についての数多くの具体的、且つ示唆に富んだ言及がなされていることを評価するとともに、今後、AMラジオ放送事業者としても検討すべき内容であると認識するところである。 今後は「本取りまとめ」の趣旨に沿いながら、行政を中心とした、さらなる具体的検討がなされることを期待する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
042	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	全体			第一次取りまとめ案は、ICTの発展の成果を踏まえ、今後の放送の在り方を視聴者の視点に立って検討され、取りまとめられたことに、敬意を表する次第です。 ケーブルテレビは、全世帯の52%の方々にご利用いただいている重要なメディアとして、平成27年からケーブルテレビの独自の4K放送として「ケーブル4K」による番組配信を先駆的に取り組むとともに、スマートフォン/タブレットとの連携、地域コミュニティ番組の充実、地域の魅力を伝える情報発信番組の制作、災害対策の強化・災害時のきめ細かな情報提供などにも積極的に取り組んできており、本取りまとめ案の「4K・8K放送と視聴者利益との関係」、「地域情報の確保」等の方向性に合致したものであると考えております。	基本的に賛同の御意見として承ります。
043	松竹ブロードキャスティング(株)	全体			4K・8Kといった放送の高度化の一方で、基幹放送である110度CS放送ではSDチャンネルが複数存在しており、4K(対応)テレビの急速な普及も見込まれることから、HD割合の向上のための早急な対応が必要と考えます。	4K・8Kの推進をはじめ、番組の高画質化・高精細化は一般に視聴者の利益に遍うものと考えます。SD番組のHD化もこうした流れに沿うものであり、これに向けての課題について、関係者間での検討・調整が進めていくことが必要と考えます。
044	(一社)衛星放送協会	全体			一般社団法人衛星放送協会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ(案)に関して、概ね妥当であると考えます。 有料多チャンネル放送は国民の幅広い嗜好性や多様性に答えるサービスとして発展して参りました。結果、現在の日本における放送は、「国民・視聴者の受信料で運営されるNHK」と「無料広告放送である民間放送」、そして「有料多チャンネル放送」の3元体制が確立されているものです。今後の検討過程においてもそれぞれの特性を考慮した議論を期待するものであります。 また、4K・8K実用放送に向けては官民が連携し、より一層の周知・広報が加速すると共に、新たな伝送路を用いたサービスが広まっていくことを期待いたします。 以上を踏まえ、次に意見を提出いたします。 今回の「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検」とりまとめ(案)で示されている「第1章放送を巡る社会環境の変化」は、有料多チャンネル放送を巡る環境と同一と言えます。 今回の「諸課題検」における議論は、基幹放送である地上テレビジョン放送やラジオに関する議論が中心に行われており、こうした国民・視聴者のライフラインとしての基幹放送についての議論は重要なことであると考えます。一方、衛星放送のBS放送とCS110度放送も基幹放送と位置づけられており、今後の「諸課題検」においては、有料多チャンネル放送の現状にも目配りをしつつ、議論を進めていただくことを希望いたします。 4K・8K放送という放送サービスの高度化が進んでいるなか、基幹放送と位置づけられているCS110度放送においては、SDチャンネルがまだまだ多数存在しており、現在、早急な対応が求められています。	基本的に賛同の御意見として承ります。 4K・8Kの推進をはじめ、番組の高画質化・高精細化は一般に視聴者の利益に遍うものと考えられます。SD番組のHD化もこうした流れに沿うものであり、これに向けての課題について、関係者間での検討・調整が進めていくことが必要と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
045	(一社)日本民間放送連盟	全体			本案は論点が多岐にわたるため、今回、本意見書で言及した点、言及していない点のいずれについても、今後の検討に応じて、あらためて意見を述べたいと考えます。	—
046	(株)東京放送ホールディングス	全体			本案は論点が多岐にわたるため、今回、本意見書で言及した点、言及していない点のいずれについても、今後の検討に応じて、あらためて意見を述べたいと考えます。	—
047	(株)ワイズ・メディア	はじめに			「映像・音声コンテンツの受信環境」であり「放送の受信環境」ではないと考えます。	御意見を踏まえ、該当箇所を修正いたします。
048	東京マルチメディア放送(株)	第1章 放送を巡る社会環境の変化			放送を巡る社会環境の変化について有意義な整理がなされたものであり多めに賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
049	(株)VIP	第1章 放送を巡る社会環境の変化			放送を巡る社会環境の変化について有意義な整理がなされたものであり多めに賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
050	法人①	第1章 放送を巡る社会環境の変化			『放送を巡る諸課題に関する検討会 第一次取りまとめ(案)』(以下、『取りまとめ(案)』)において、社会環境変化について非常に的確かつ包括的に総括されていると考えます。 ①ブロードバンド化の進展 ②コンテンツ視聴デバイスの多様化 ③ネット配信サービスの普及と多様化 ④結果、視聴者ライフスタイルの変化がもたらされ、そのニーズは「いつでも、どこでも」情報に接触することとなり、時間や場所に制約されることのない新サービスが放送にも期待される一方で、従来からの国民へ必要な情報を適切に提供するといった放送の社会的な責務・役割は将来にも継続されるべきとしています。 放送に限らず、映像コンテンツビジネスは「時間と場所」を固定化することでビジネスを発展させてきました。インターネットの進展によって、消費者のライフスタイル、ニーズが変化し、最早「時間と場所」を制約するビジネスモデルがそのニーズに合致しない以上、『取りまとめ(案)』で指摘されているように、放送を含め既存の映像コンテンツ事業者が積極的に新たなビジネスモデルを構築するが急務となることには賛意を表したいと思えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
051	九州・沖縄マルチメディア放送(株)	第1章 放送を巡る社会環境の変化 第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題			放送を巡る社会環境の変化についての整理及び、今後の放送を巡る諸課題の分析については賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
052	スカパーJSAT(株)	第1章 放送を巡る社会環境の変化	(1)情報通信分野の技術発展、IoTを含むあらゆる分野のインターネット化の進展 (2)ライフスタイルの変化		報告書第1章では、ICTの進展により、通信事業者による放送コンテンツの配信が可能となり、その後、無線インターネットの普及及びスマートフォン、タブレットなどの普及により、通信事業者以外のプラットフォーム事業者が多様な放送コンテンツを含む配信を行なうようになり、また、視聴者の視聴スタイルがテレビによるリアルタイム視聴から、スマートフォンやタブレットによるタイムシフト視聴に動きつつある事、及び、その傾向により放送事業者の従来からのビジネスモデルが成立しづらい方向に変遷していることが書かれており、記載内容に同意いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
053	(株)ワイズ・メディア	第1章 放送を巡る社会環境の変化	(3)社会経済構造の変化		富山和彦氏の指摘のみで、地域放送という形態が放送事業への影響を及ぼすという根拠にはなりえないと考えます。 ローカル広告は現状、一部を除いて県単位であり、また18頁にある「地域情報や災害情報の提供」という観点も併せ考えると、経営の広域化はあっても、放送自体の広域化は非現実的です。 経営の広域化を実現するためには、現在のマスメディア集中排除原則を大胆に緩和し、柔軟な資本政策を可能にすべきだと考えます。	マスメディア集中排除原則の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
054	北海道文化放送(株)	第1章 放送を巡る社会環境の変化	(3)社会経済構造の変化		これまで放送が果たしてきた役割が、今後も引き続き重要であるとの認識について、賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
055	東京マルチメディア放送(株)	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題			構成員の皆様の有機的な議論により、環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題について、現時点として合理的な分析がなされたものとして概ね賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
056	(株)VIP	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題			構成員の皆様の有機的な議論により、環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題について、現時点として合理的な分析がなされたものとして概ね賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
057	法人①	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 第3章 今後の具体的な対応の方向性			『取りまとめ(案)』第2章では、環境変化を踏まえ、放送が今後取り組むべき課題を提起し、第3章では具体的な対応の方向性について報告されています。具体的には、新サービスのイメージとして ①放送のマルチデバイス視聴サービス ②リアルタイム放送と見逃し視聴といったハイブリッド型のサービスの提供 ③放送サービスの高度化:4K・8K ④日本のコンテンツの国内外への提供 などが提言されています。 『取りまとめ(案)』が提言する新サービスイメージ及びその展開のための課題設定について、概ね賛同いたします。これまで「放送と配信」「テレビとスマートフォン」という二極で語られることの多かったこれらの議論ですが、今後は、放送が配信の優れた機能を積極的に活用することで、新たな放送・配信のハイブリッド型新サービスが生まれ、放送サービスが再定義される段階に入ると考えております。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
058	山陰中央テレビジョン放送(株)	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献		人口減少や地域経済の衰退する中でも、地方の民放事業者は放送の公共性を維持しつつ収益を確保し地域文化の発展にも寄与する使命があり「公益性と民間企業としての収益性の両立」に関して記述されていることは、新サービス検討の重要な位置づけとされることを希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
059	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献 (4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		「あまねく、信頼性のある情報を正確に伝達するという放送の役割は今後も重要」であるとの指摘は、放送事業者として自認するところでありますが、「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公共性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない」との視点から、インターネット等を利用した新サービスや新事業の展開にあたっての諸課題については、民放事業者の経営基盤の安定を念頭におきつつ、経営の選択肢が広がる議論をお進めいただくよう要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
060	北日本放送(株)	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献		<p>「インターネットの普及・展開による情報提供の多様化に適切に対応し、これまでのノウハウを活かしながら、放送事業者及び関連事業者は、新たなビジネスモデルを模索し、確立していくことが急務である」として、その展開を前提にした課題が挙げられているが、実際の政策として新サービスや新事業を推進する前に、以下の観点からの考察も必要であると考ええる。</p> <p>第1章(1)④ネット配信サービスの普及・多様化の項に挙げられているように、現在タイムシフト視聴やブレイクタイム視聴などネット配信サービスが質・量ともに多様化しているのは事実である。そしてタイムシフト視聴もブレイクタイム視聴もその実現のために何らかの形で費用が掛かっている。例えば現在、家庭用の録画機やIT機器はインターネットの普及と高速化に伴い高機能化し、タイムシフト視聴やブレイクタイム視聴を求める利用者は機器を購入することで相当程度にそれを実現させており、その機器購入の経済効果はそれなりに大きい。経済効果という面を考えれば、現行の放送について、タイムシフト視聴やブレイクタイム視聴を実現するに当たり、どのような形態で実現すれば効果が大きいかという検討も必要である。放送番組のネット視聴を実現するのに、放送事業者が自らネット配信する方法もあれば、視聴者が録画機器を購入し設置して視聴する方法もある。第2章(1)では、放送事業者が配信を行うことを前提に課題が挙げられているが、経済学的に広く全体を俯瞰した立場からの見方も在り得る。</p> <p>もちろんこの議論は、現在放送されている番組の配信に関するものであり、ネット配信全般に関するものではない。従来の電波による放送サービスと、通信を利用したサービスとは、長い目で見れば技術革新により融合していくかもしれないが、政策として放送とネットとの連携を進めるに当たって、技術先行の取り組みを急ぐあまり、現在の放送の事業基盤を急激に損なうことが無いよう、広い見地からの配慮が必要である。特に放送のインターネット同時配信に関しては、その必要性について十分な検証が必要である。</p>	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
061	個人①	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献		<p>現時点でも多くのメーカーがワンセグ、フルセグ機能搭載のスマートフォンを製造、販売している。これらの市場シェア、利用実態の把握が必要かと思われる。</p> <p>参考サイト1 <a href="http://www.smph.info/index.php?table=v&amp;sub=tv&amp;subval=1">http://www.smph.info/index.php?table=v&amp;sub=tv&amp;subval=1</a>          参考サイト2 <a href="http://www.smph.info/index.php?table=v&amp;sub=tv&amp;subval=2">http://www.smph.info/index.php?table=v&amp;sub=tv&amp;subval=2</a></p> <p>上記の様にスマホをテレビとして利用する為のワンセグ、フルセグ機能が既に提供されているわけだが、実際は受信状況が悪く実用に耐えないのではないかと想像する。(かつてのワンセグ携帯の経験から)安定した映像がいつでも視聴出来るのであれば、スマホのテレビ化はサービスの観点からも十分ニーズがあると考ええる。その観点でインターネットによる同時再送信サービス実現について期待する。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
062	個人①	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献		<p>放送各局による公式の見逃し配信サービス(TVer)の投入による違法動画視聴の抑制効果があると思われるが、一般視聴者視点では依然として公式・違法の区別についての意識は低いと思われる。インターネット検索、或いはSNS等の情報により公式見逃しサービスを知りて視聴しているのが実態かと思われる。TVerについては、その観点では一定の効果を上げる事に成功していると思うが、すべての番組を網羅していない点でまだ完全とは言いがたい。</p> <p>また、リアルタイム視聴と公式見逃し配信の合計により視聴時間の総量が増加するのは自明であるが、問題は見逃し視聴のみならず、録画視聴を含めた特定の番組についての視聴状況を把握する仕掛けを構築する事である。少なくとも、放送各局が自身でリアルタイム視聴の把握と、全番組の見逃し配信を実施する事で、リアルタイム+見逃し配信での視聴を把握するべきと考ええる。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
063	(株)ワイズ・メディア	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献 (1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービスの普及・展開の促進	<p>権利処理については、IPマルチキャスト放送に関する著作権法改正やaRma設立時のように、総務省がリーダーシップをとって文化庁など関係各省庁、ライツホルダー等に働きかけ、放送コンテンツのネット配信サービスの円滑な実施を図るべきだと考えます。</p>	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
064	(株)フラワーコミュニティ放送	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献		放送コンテンツのネット配信については、放送コンテンツ単体を指す場合と、放送と同時のストリーミング配信があり、後者はすでに先行して、民放ラジオ局、コミュニティ放送局が行っているが、特に音楽を使用する際には、地上波の著作権・著作隣接権と配信の著作権・著作隣接権と処理が必要になるが、同じコンテンツを一の人がラジオ受信機で聴くのか、スマートフォン、PCで聴くのかという聴く行為に違いはないが、放送とは異なり、ネット配信においては、「送信可能化」であるが故の制限がかかる。マルチメディア放送、デジタルコミュニティ放送においては、画像などの著作権も生じる可能性があることから、とりわけ、著作権処理の問題に関しては、関係省庁も含めた横断的な検討が必要であるので、前端的に取り上げていただきたい。	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
065	(株)フラワーコミュニティ放送	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(2)新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護		ルール作りは必要であるが、インターネットを利用する際には、アプリでの運用が主たるものになることを考えれば、アプリのソフトウェアの内容が視聴者サービスや新サービスに直結するものと考えられる。サービス検証段階からのルール作りというのは、新しいビジネスをビジネス前にオープンにすることになりかねず、新しいビジネスの芽をつむかもしれないという危惧もある。また、表現されているように、明日にも新しい機器類が出てくるかもしれない。事前のルール作りも大事であるが、何か未知数のサービスというトラブルであるならば、トラブルを調整するような第三者機関が必要。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
066	個人 <sup>①</sup>	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(2)新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護		スマートテレビによる放送通信連携サービスについては、スマートテレビの構造、および各メーカーによる実装の違いから、以下の様々な実施形態が考えられる。 1. メーカー独自ブラウザによるサービス 2. メーカー独自プラットフォーム上のアプリによるサービス 3. Hybridcastブラウザによるサービス 視聴者の観点からは、テレビという端末上で教授できる各種サービスが乱立する状況になる事が想像され、サービスの提供主体が誰なのかを明確化する事が必要であると考えられる。 放送局として提供する放送通信連携サービスについては、3のHybridcastブラウザにおいて実施されるべきであり、その範囲においては放送と同一サービスと位置づけ、視聴者の各種データ(個人情報、視聴ログ等)について保護されるべきと考える。 これを実現するためには、放送局によるHybridcastポータル事業体制の構築が肝要であり、その上で放送局保有の番組情報等のメタデータ公開による、局以外の事業者との連携を含めた各種新サービス事業の展開を図るべきと考える。 この事業体については、現状の放送局における視聴率による広告収益モデルとは異なるため、現放送局体制にとらわれない枠組みで実現する事が必要と考える。具体的には、共同出資による放送局子会社の位置づけの合弁会社等の形態であると思われる。	放送通信連携サービスの展開に当たっては、本取りまとめ(案)に示したとおり、サービスが国民・視聴者にとって魅力あるサービスとなることで、ビジネスとして継続できるよう、視聴者の使いやすさ、視聴者からの信頼性とといった放送の強みを確保しつつ、サービス主体の多様性、利用者との双方向性といったインターネットの強みを取り込んでいくことが重要と考えます。 具体的には、 ・ユーザーフレンドリーな端末の普及や新サービスについての視聴者への普及・利用者支援等、世代を超え視聴者が利用しやすい環境の整備 ・番組メタデータや視聴データ等、視聴者の安心・安全を確保した様々なデータの利活用の推進 ・異業種の事業者が放送事業者と連携して視聴者に安心・安全に新たな放送サービスを提供するためのルールの整備 など、多くの業種にとってオープンな環境の整備等を官民が連携して進めることが重要と考えます。
067	(株)WOWOW	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(2)新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護		「視聴データの取扱いに当たっては、その利活用によるメリットを活かしつつ視聴者の視点に立って、バランスのとれたルールを検討することが肝要」との考えに賛同いたします。視聴データを有効活用することによるサービスの利便性向上と視聴データに係る個人のプライバシー保護の双方に資するバランスの取れたルール作りを早急に進めることが必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
068	東海テレビ放送(株)	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護 (1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「新サービス・新事業の普及・展開は、従来の放送の信頼性を維持しつつ、国民・視聴者の利益が十分に確保されると同時に、サービスとしての経済性・収益性も念頭に置いて検討を行うことが必要」とあるように、視聴データの取扱いに関するルール、インターネット経由のコンテンツ配信に関するルールを検討する際にも、視聴者の利便性、視聴者利益の保護と同時に、新サービスの経済性・収益性も視野に入れて検討することが必要と考えます。特に、放送と通信の連携サービスについては、コンテンツの提供主体が放送なのか通信なのか、視聴者が混乱しないような仕組み作りが必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
069	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)新サービス・新事業の展開に伴う視聴者利益保護 (1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	新サービス・新事業の普及・展開は「サービスとしての経済性・収益性も念頭に置いて検討を行うことが必要である」との指摘のように、新サービス・新事業によって視聴者が享受する利便性の一方で、事業者側においては視聴データなどの利活用による収益性も重要な課題であり、「新サービス等における個人情報等についての利活用と保護を両立させる」バランスのとれたルール作りを要望いたします。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
070	(株)長野放送	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(3)視聴者ニーズや地域課題への十分な対応		「ネット配信サービスを活用し、メディアの持つ地域情報を発信する基地の構築が必要なのではないか」(P16)、「さらに、地域情報を含めた地域コンテンツの他地域、全国、海外への発信により、地域と海外の結びつきができることで、海外からのインバウンドの増加や地域産品の販路拡大、地方と海外の医療機関連携などにより、地域活性化・地域課題解決への貢献が期待される」(P17)など、原案では随所にインターネットでの動画配信に言及されていますが、ローカル局としてこれらの活動は地域活性化に有効に働くものと考えます。そのためにも、肖像権・著作権・著作隣接権などの権利処理がより平易に、かつ経済的合理性を持って行える法的整備などの検討が必要であり、行政からの支援も求めたいと考えます。	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であるとされており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
071	(株)仙台放送	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(3)視聴者ニーズや地域課題への十分な対応		地域放送番組の海外展開、比率向上、県域を越えた情報提供など「取りまとめ案」で示されている施策は地方局の果たすべき役割を示したものと受け止めています。これらについては、現状の放送制度やネットワークにおいても可能なことではありますが、インターネット/SNSを活用し放送との融合や後者の活用を通して更に取り組めるものと考えています。その一方で、こうした取組を継続的に実施していくためには、ビジネスモデルの構築と経済性の確保が不可欠となることをご理解願いたいと思います。これまで、国において実施してこられた事業支援施策の継続を要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
072	(株)テレビ長崎	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(3)視聴者ニーズや地域課題への十分な対応		「地域情報を含めた地域コンテンツの他地域、全国、海外への発信により、地域と海外の結びつきができることで、海外からのインバウンドの増加や地域産品の販路拡大、地方と海外の医療機関連携などにより、地域活性化・地域課題解決への貢献が期待される」との認識は賛同します。その上で、地方の放送事業者の番組を海外展開するための、地域情報と国際放送等を連動させる取組や、海外事業者との連携強化などのグローバル施策の推進を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
073	関西テレビ放送(株)	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(3)視聴者ニーズや地域課題への十分な対応 (4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		将来、地方の過疎化の進行が予想される中、地域情報の発信などによる地域の活性化を図ることや、海外からのインバウンドの増加や地域産品の販路拡大を図るための海外への情報発信など、放送事業者が果たすべき役割の重要性についてのべられている点は妥当であると考えます。 また、「高齢者や障害者、あるいは日本に滞在する外国人の視聴者に対し、地域情報や災害情報等を確実に提供できるようにするためには、単に放送コンテンツを提供するだけでなく、字幕放送や多言語放送といったサービスの普及・展開が求められる」とことの重要性は理解できます。 一方で、「地域情報や災害情報の提供といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は必ずしもビジネスとしての収益性と合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要」との指摘通り、各種情報の正確性の確保や、人材・設備の維持にかかる経費など放送事業への影響も大きいこと、民間放送事業者の経営安定を考慮した取り組み・支援が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 また、後段で御指摘の観点についても、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
074	(株)テレビ熊本	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)視聴者ニーズや地域課題への十分な対応 (2)地域に必要な情報の流通の確保	①地域コンテンツ受発信のための取組推進	「地域コンテンツの海外への発信の促進も、インバウンドの増加等による地域活性化への貢献が見込まれるところであり、地域コンテンツの海外展開を更に推進するための方策が必要である」について妥当と考えており、引き続き国の支援継続を要望するとともに、地域の放送局として地域コンテンツを積極的に海外へ発信し、地域の活性化に対して貢献が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。 また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。 総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
075	個人①	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(3)視聴者ニーズや地域課題への十分な対応  (4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		これらについては、上記のポータル事業の一環として提供される事が可能と考える。テレビ上での提供のみならず、Hybridcastポータル事業は技術的にスマホへの提供も容易に可能であるためこれらの緊急性の高い情報提供が実現可能である。	放送通信連携サービスの展開に当たっては、本取りまとめ(案)に示したとおり、サービスが国民・視聴者にとって魅力あるサービスとなることで、ビジネスとして継続できるよう、視聴者の使いやすさ、視聴者からの信頼性とといった放送の強みを確保しつつ、サービス主体の多様性、利用者との双方向性といったインターネットの強みを取り込んでいくことが重要と考えます。 具体的には、 ・ユーザーフレンドリーな端末の普及や新サービスについての視聴者への普及・利用者支援等、世代を超え視聴者が利用しやすい環境の整備 ・番組メタデータや視聴データ等、視聴者の安心・安全を確保した様々なデータの利活用の推進 ・異業種の事業者が放送事業者と連携して視聴者に安心・安全に新たな放送サービスを提供するためのルールの整備 など、多くの業種にとってオープンな環境の整備等を官民が連携して進めることが重要と考えます。
076	(株)仙台放送	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		地域情報や災害情報を視聴者に提供するのには地方局の基本的な役割であると認識しており、また、「取りまとめ案」にある通り、その提供の在り方についても、「視聴環境の変化に適切に対応しながら」実施する必要性を認識しています。その上で、「取りまとめ案」では、ビジネスとしての「収益性と公益性との両立に配慮することも必要である」との記載を頂いており、この意見に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
077	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要」と述べ、視聴者利益確保とともに事業性確保の重要性に言及している点について妥当な認識と考えます。 今後、放送に関する課題の検討にあたっては、民放事業者の経営基盤の安定や事業者の自主自律の判断を尊重することを要望いたします。 特に厳しい経営環境に直面する地方民放事業者に対し、公益性の高い分野(難視聴解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策、視聴覚障害者向け放送の拡充など)については、国による支援強化などの特段の配慮が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後も、地域住民等が迅速かつ確実に情報を受け取るための更なる環境整備に向けて、難視聴地域の解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策、視聴覚障害者向け放送の強化等が重要であり、引き続き検討を進めることが適当と考えます。
078	(株)岩手めんこいテレビ	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面があるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要である」との記述は、特にローカル局においては最も重要な課題であり、賛同致します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
079	(株)新潟総合テレビ	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		「従来の民間放送事業のモデルが揺らぎつつある中で、特に地方において、今後のビジネスとしての収益性の確保にどのように取り組んでいくかが課題となっている。」との記述は適切であると考えます。「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要であり、課題であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
080	北海道文化放送(株)	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		地域民間放送事業者は、各地域で経済的・文化的主体としての役割も担っています。この役割が縮小することは地域経済の縮小、地域文化の衰退を招きかねません。これは結果的に、地域住民・視聴者の利益を損なうこととなります。 「収益性と公益性の両立に配慮する」との考え方を支持します。事業者としてだけでなく、地域創生・地域活性化の側面からも十分な検討をお願いします。また、その際、地方自治体や広告代理店など幅広い関係者からの意見も参考にさせていただきたいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
081	(株)テレビ長崎	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		「社会経済が都市圏に一極集中しつつある中で、地方圏では、地域に密着した情報発信が必要であり、地方の放送事業者を中心に、引き続き、こうした役割が期待されている。」との提言に賛同します。 また、特に地方において「地域情報や災害情報等といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要である」とされているが、放送事業者は自ら経営努力をした上で、地方の放送事業者に期待される「安定的・継続的に地域情報を住民に届け、地方創生や地域経済の活性化にも貢献」についての役割を継続できるよう、経営基盤の安定・拡充を可能にするための、中長期的な展望を見据えた放送全体のあり方や施策の検討を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
082	東海テレビ放送(株)	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		「地域情報や災害情報といった国民・視聴者が求める情報の提供といった公益性は、必ずしもビジネスとしての収益性とは合致しない側面もあるため、収益性と公益性との両立に配慮することも必要」とあります。国民・視聴者にとって必要な情報を提供することは、放送事業者の責務ではありますが、一方で、その責務を果たすためにも、安定した経営基盤を構築することが不可欠です。民間放送事業者の経営基盤安定化も念頭に置きながら、地方局も含めた放送全体の在り方について検討することを要望します。	収益性と公益性の両立については、本取りまとめ案においても記載させていただいており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
083	(一社)日本新聞協会 メディア開発委員会	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		地方における放送の在り方として、視聴環境が変化する中でビジネスとしての収益性と、地域情報や災害情報等国民に必要な情報を提供する公益性との両立に配慮することも必要であると指摘した。地方に限らず、新聞や放送などのメディアは公共的使命を果たすため、時には収益性を度外視して活動してきた。表現の自由や民主主義の発展を維持する観点から、放送全体の在り方に関する議論においては、メディアの多様性の確保も重要な論点であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
084	(株)テレビ熊本	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 第3章 今後の具体的な対応の方向性	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供 (2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事業者は放送の基本的な役割として、平時・非常時を問わず、国民・視聴者が求める地域に必要な情報を継続的に提供することを理念としています。災害発生時に地域住民に必要な情報を行き渡らせるために、平時も、地域情報の伝達に必要な態勢の構築に向けて努力しています。今回の熊本地震で大きな被害が出た南阿蘇村一帯へ放送する南阿蘇中継局が被害を受け、放送の継続が困難となりました。安全な場所に仮設中継所を設置し受信対策を行って、被災地への放送の維持確保に全力を尽くしました。さらに今後、恒久的な中継局の建設が必要となります。この地震により放送事業者が失った資産は非常に大きく、復旧への投資は多大となっています。将来の有事の際、被災地への情報／電波を止めないように、新しいスキームでの復旧支援をお願い申し上げます。	安全・信頼性に関する技術基準に基づく設備整備や運用力の増強は、災害時における放送の継続性確保の観点からも非常に重要であると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
085	(株)フラワーコミュニティ放送	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス(代表・木村太郎)は、東日本大震災の臨時災害FM局のサイマル配信を支援し、現在も続けている。平時・非常時を問わず、地域外に地域情報をインターネットで配信することは、地方創生や地域経済の活性化に貢献することは大きな期待ができる。 ラジオ局の場合は、音楽を提供することが視聴者サービスになるが、著作権・著作隣接権との調整が特に必要になる。これは、NHKも同様と考える。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。 また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。
086	(株)エフエムあやべ	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(4)地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供		災害時に、炊き出しはいつ行われるのか、スーパーや銀行はいつ開店するのかなど、コミュニティ放送は大手放送局ができない地域に密着した放送を行うことが可能です。また、放送から提供される情報や音楽は被災地のリスナーに安心感を与え勇気づけます。大規模災害が発生することにより、コミュニティ放送局は大きな評価を頂くようになりました。しかし、少ないスタッフで運営しているコミュニティ放送局にとって、確実に信頼たり得る情報を如何に入手するかが問題となっています。すべてのコミュニティ放送局にアラートの導入を進め、また立地する自治体からコミュニティ放送局へ優先的な情報提供ができる仕組みをつくる必要があると思われる。また、災害時に地域密着の情報を提供することが得意なコミュニティ放送は、広域の情報を提供することが弱いというのも事実です。そこで災害時のみNHKの放送の2次利用を可能にするような協定を進めるべきだと思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
087	(株)静岡第一テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	放送とネットとの連携等新サービスの普及・展開について記載されているが、放送と通信の境界が曖昧になりつつある現状からすると、ネットを活用した新サービスは民間放送事業者にとって重要な課題であると考えられる。一方で、現在は、NHKやキー局が主体となった取り組みにとどまっており、地方の民間放送事業者が単独で取り組むには財政的にも厳しい課題である。本案で指摘されている通り、官民の連携は重要であり、その推進にあたっては、継続的な国の支援を要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。また、地域の放送事業者の置かれている状況については、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
088	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	健康・医療、防災、観光、小売等の様々な分野と連携したサービスの構築は、地域社会の課題の解決を推進するだけでなく、収益性のある事業となる可能性がある。人口減や放送コンテンツのネット配信サービス等によって(視聴率棄損の可能性)経営的に圧迫されやすい地上波民放地方局にとってこれらテレビ連動のIoTサービスは新たな収益基盤となりうる。従って、これらの事業化に向けさらなる国の支援がなされる事を要望する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
089	北海道放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	放送とネットの連携によって、様々な分野で新たなサービスの展開が考えられる。視聴者の動向を把握できる様々な視聴データ、いわゆるマルチデバイス視聴率(データ)の利活用によって、視聴者の利益につながる新たなサービス、地域へ貢献する公共性のある新たな放送サービスも期待でき、テレビの媒体価値を高めていくことが考えられる。しかし、新たな放送サービスがビジネスとして成立するのかが大きな課題である。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の確保の観点から、視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討を行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
090	広島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	放送とインターネット(通信)を連携させた同時放送については、ローカル局としても地域情報や地域コンテンツを全国や海外に発信していく一つの手段として展開していく必要があると考えています。実作業においては、著作権などの権利処理など専門的知識が必要となるため人材不足による課題を抱えています。権利クリアの規制緩和や手続きの簡略など法律などの側面的な支援が行われれば、積極的な実施ができると考えられます。営業展開については未知数なため、費用対効果を考えながらの検討となる見込みです。	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
091	(株)フラワーコミュニティ放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	インターネットを活用する段階で、放送局は異業種であるIT企業との接点が生れ、大きな出会いとなり、放送局にとってもメリットが大きい。放送局のほうは比較的スパンの長い運営を行う傾向に対して、放送以外の業種は、当然のことながら利益がすぐ求められるものという土俵の違いがある。放送局の行う事業は、社会的な信頼があることから、ルールもさることながら、企業背景の相互理解も必要と考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
092	メディア総合研究所	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	新サービスの展開においては、インターネットにおいて人権侵害、誹謗中傷などが蔓延していることから、ネット・リテラシーについても検討すべき。また、番組ネット配信を急ぐあまり、権利者の権利を侵害するような解決策は禍根を残すので取るべきではない。	新サービスの展開については、国民・視聴者視点に立ったルール作りを行っていくことが重要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。また、著作権処理についても、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
093	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	地域社会の身近な課題である高齢化社会への対応や医療情報の充実、また地域経済活性化の担い手として、地域に密着した情報を提供するローカル局の役割はますます大きくなる。そういった状況下でスマートテレビを使つての情報の収集及び発信は期待したい。現時点で27.7%(H27総務省調査)にとどまっているデジタルテレビとインターネットとの接続世帯数や、利用者のニーズ(多くは情報をスマホに求めている)、更にはローカル局にとつてのビジネスモデル構築など、様々な課題が存在する。今後は、通信事業者との連携による普及キャンペーンや官民連携による環境整備、補助金の設定も要望しつつ、新たなサービスの実用化に強い関心を持っていきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
094	長崎文化放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	テレビメディアの価値低下傾向の中で、特に人口減少の著しい長崎県においては、ナショナルクライアントのスポット地区投下見送りが顕在化しており、今後とも止まらない可能性が高いと思われます。地上波テレビの価値を維持・最大化するために、視聴者の視聴スタイル、多様なニーズに対応したサービスを提供し、現在のリアルタイム視聴に見逃し視聴等も加えた付加価値を創造する必要があることは十分に認識しています。この点は検討会で論議された意見と同じ認識です。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
095	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	「こうしたスマートテレビを起点とする新たな放送サービスを創出し、また、継続的に提供できる環境を整備していくことが期待される」との指摘は当を得ており、その認識に賛同します。今後の放送政策の検討にあたっては、公益性の高いサービスにおいては、継続性の観点から、国の支援の強化といった特段の配慮を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
096	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	地域社会の健康・医療、防災、等々の分野で、スマートテレビでの放送通信連携機能によるサービスを実証し、課題、技術規格やルール等を整理するとされています。こういったサービスの継続提供には事業性の確保が重要な課題です。同時に、収益モデルの開発、評価にも主眼を置いた実証が、実施されるよう要望します。	スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの展開に当たっては、サービスを継続的に提供できる環境を整備していくことが重要と考えており、今後、実証事業等を通じて、サービス展開や高度化に必要な課題等の検証を行い、サービスの継続性や横展開に向けて必要となる技術規格やルール等を整理することが適当と考えます。
097	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	「取りまとめ案」にある通り、スマートテレビの機能を活かした新たな放送サービス、放送とSNS等の双方向サービス(スマートフォン、タブレット端末利用)、これら放送とネットとの連携による新サービスが地域の課題解決に役割を果たすべく整備が促進されることを期待しています。その際に、実施者である放送事業者がこうした取組を継続的に実施していくためには、ビジネスモデルの構築と経済性の確保が不可欠となることをご理解願いたいと思います。	スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの展開に当たっては、サービスを継続的に提供できる環境を整備していくことが重要と考えており、今後、実証事業等を通じて、サービス展開や高度化に必要な課題等の検証を行い、サービスの継続性や横展開に向けて必要となる技術規格やルール等を整理することが適当と考えます。
098	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	実証事業を実施して課題等の検証を行い、技術規格やルール等の検討を行うことは必要であると考えますが、展開される実証事業以外の新サービスの態様が不明確な現状においては、将来のサービスの発展を阻害することの無いよう、視聴者保護に必要な最低限のルールの検討に絞って、議論を開始していくことが望ましいと考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
099	(株)岩手めんこいテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	スマートテレビによる視聴の場合、各々の情報発信元が配信されるコンテンツに対して責任を持つことは、特に災害等非常時には重要なことと考えます。したがって、アおよびイに記載されているルール等の在り方については、必須の検討事項と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
100	(一社)IPTVフォーラム	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	(一社)IPTVフォーラムは、スマートテレビによる放送通信連携サービスの普及を目的にハイブリッドキャスト技術仕様の策定や技術情報の共有、広報などに取り組んでいる団体です。 本とりまとめでは、インターネットの進展とともに、ライフスタイルが変化し、放送においても新しいサービスが求められる中で、スマートテレビの可能性が語られています。その中で、新たな放送サービスの創造・普及に向け、1)視聴者が利用しやすい環境の整備、2)視聴者の安心・安全を確保したメタデータや視聴データ等の利活用の推進、3)多彩な業種が放送事業者と連携し新たな放送サービスを提供するためのルールの整備、といった環境整備等を官民が連携して進めることの重要性が指摘されています。弊団体としても、それらの考えを大いに支持するものです。 IPTVフォーラムは、放送の新しいサービスの実現へ向けて、モバイル端末とスマートテレビ連携のための共通仕様の策定や新しい標準技術であるMPEG-DASH方式による映像配信サービスの相互運用性の改善など、放送における共通化の利点と個々のニーズに対応できるWebの利点を合わせて、視聴者にとって使いやすいサービスの実現に向けた取組を進めております。その際、いままでと違って、放送とWebの織りなす新しいサービス空間において、求められる技術的な品質がどこまで担保できるのが課題です。 このため、放送事業者と受信機メーカーが共にその課題を解決するためのテストサイトの運営や、実機、実サービスを用いた動作の相互確認も行ってまいります。アプリの起動や画面遷移にかかる時間などは、端末によって異なっており、視聴者にとって、魅力ある使いやすいサービスを安定的に提供していくために、弊団体は、放送事業者、配信事業者、受信機メーカー、アプリ開発者等が、いままで以上に情報の共有を図り、視聴者・利用者のためのサービスパフォーマンスのさらなる向上に、共同して取り組む所存です。 同時に、サービス空間がひとつになることで、リテラシーの異なる視聴者・利用者のニーズに放送事業者がどこまで対応すればよいのか、これまでの物差しでは測りにくい新しい現実とも向き合っています。 視聴者利益の保護において、放送とWebのめざすゴールをどこにおくのか、社会的な指針づくりに協力し、社会合意へ向けて、考えていきたい所存ですので、検討会におきましても一層の対応を進めて頂けますよう希望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
101	(株)ワイズ・メディア	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	「今後、スマートテレビは、放送通信連携サービスを牽引するインフラとして期待」とありますが、8頁にあるように「若年層中心にテレビ離れが進んで」おり、また高齢者世帯においては操作の難しいスマートテレビに過大な期待を寄せるのは非現実的だと思います。 「放送通信サービスの一部として期待される」とすべきだと考えます。	スマートテレビは、4K(対応)テレビの普及拡大に伴い、2020年(平成32年)には、累計で約2,400万台が出荷されると予想(※)されており、放送通信連携サービスを牽引するインフラとして期待されるものと考えます。 ※JEITA「AV&IT機器世界需要動向(2016年2月)」より算出。
102	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送事業者によるスマートテレビ活用が今後の経済成長や地域問題の解決に資するとする一方、視聴者利益の保護も併せて重視する姿勢を示している点について、視聴者利益保護は当然ですが、過度な規制などにより、視聴データの利活用など民放事業者の新たなサービス展開を阻害しないよう十分考慮することを要望いたします。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
103	個人①	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	前述の通り、スマートテレビの構造は複雑で、その上でのサービス実現方法も多様である。そのために最低限の標準化が必要であり、IPTV-FIにて推進中のHybridcast方式がその役割であるとの認識である。しかし、現状では有効に機能しているとは思えない。課題としては以下。 1. 前述のHybridcastポータル事業者の欠如によるサービス事業主体が不明確 2. メーカー対応の不揃いによる、標準化推進の遅れ メーカー対応については、共通コンパニオンサーバの早期導入と、共通コンパニオンアプリ SDK化の実施が望まれる。理想的な形態としては、メーカーがこの共通コンパニオンアプリSDKによるリモコンアプリの提供をする事が重要であると考え。このリモコンアプリにて、前述のポータルの操作(クリック、文字入力等)をサポートする事で、ポータル上のサービスの利便性向上を実現する事が出来ると考える。また、ポータル上で提供する各種サービスのスマホ対応促進の為に不可欠であると考え。	放送通信連携サービスの展開に当たっては、本取りまとめ(案)に示したとおり、サービスが国民・視聴者にとって魅力あるサービスとなることで、ビジネスとして継続できるよう、視聴者の使いやすさ、視聴者からの信頼性とといった放送の強みを確保しつつ、サービス主体の多様性、利用者との双方向性といったインターネットの強みを取り込んでいくことが重要と考えます。 具体的には、 ・ユーザーフレンドリーな端末の普及や新サービスについての視聴者への普及・利用者支援等、世代を超え視聴者が利用しやすい環境の整備 ・番組メタデータや視聴データ等、視聴者の安心・安全を確保した様々なデータの利活用の推進 ・異業種の事業者が放送事業者と連携して視聴者に安心・安全に新たな放送サービスを提供するためのルールの整備 など、多くの業種にとってオープンな環境の整備等を官民が連携して進めることが重要と考えます。
104	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	非常災害時においては、テレビやラジオ放送による迅速で正確な情報提供が必要であり、携帯端末への受信機能搭載が急務である。スマートフォンなどの携帯端末を利用した放送と通信の双方向機能による地域情報や地域コンテンツの配信は、有効な情報伝達手段であると考えている。放送局や自治体などのコンテンツホルダーが有効に連携、協議しポータルサイトを運用するなど、利用者の利便性を考慮することが肝要である。(電通・ロコチャンなどの例) ラジオの場合、特に90MHz以上の周波数帯を利用するワイドFMの受信機能がスマートフォンに搭載されれば 受信機の普及が進むものと考えられる。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
105	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	視聴者のライフスタイルに応じて地域コンテンツの配信を行っていく仕組みを構築していくことは非常に重要な事であるが、地方局にとっては、人的・コスト的に負担が生じることも事実である。 このため、これら地域コンテンツを配信する仕組みを構築する際、自治体と、地方局も含めた放送事業者が十分に意見交換する場をもった上で進められるよう要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。 また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。
106	法人①	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「4K・8K放送」については、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技会を目標として、『4K・8K推進のためのロードマップ』が策定され、2018年BS等4K・8K実用放送の開始が予定されております。4K・8Kといった超高精細映像を提供する放送サービスの促進については映像サービスの正常な進化の姿であり、その進展を積極的に支持いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
107	(一社)電子情報技術産業協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	当協会では、「4K・8K」関連情報サイトを立ち上げ、現在メーカー各社から販売されている4K(対応)テレビには、「BS・110度CSによる4K・8K放送」を受信する機能は搭載されていない旨を周知したり、よくある質問(Q&A集)を掲載するなどの取り組みを行っているところです。4K・8K放送の普及にあたっては、今後も、国と関係事業者、団体等が連携し、視聴者にわかりやすい形で周知・広報に取り組むことは、視聴者利益の確保・充実を図る観点から重要であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
108	(株)福島中央テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	4K・8K放送と視聴者利益との関係については、現在市販されている4K(対応)テレビでは今後の4K実用放送が受信できないという件について国民に十分な周知がされていないという現状がある。この事実を知らずに4K(対応)テレビを購入した場合、新たな出費が必要となり、今後の4K放送の推進に対してあつれきを生む懸念がある。これについては関係機関による周知が始まったところであるが、尚一層の周知広報活動の活性化を望みたい。	御意見のとおり、国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。
109	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	BS4K・8K放送と視聴者利益との関係について記載されているとおり、そもそも4K・8K放送及びその受信環境に関して、現在国民・視聴者には非常にわかりにくい状況になっている。4K・8K放送の受信機の状況や試験放送・実用放送への理解が進むには一定の時間が必要であると考えられ、4K・8K放送の推進にあたっては公表されているロードマップを踏まえつつも、視聴者の視点に立ち、周辺状況にも勘案しつつ、開始時期等について柔軟に対応するべきであるとする。また、BSIによる4K・8K放送への国の強力な支援について、ここであらためて要望する。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、このような周知広報を行いつつロードマップに沿って取組を進めることが必要と考えます。 なお、支援については、4K・8Kを官民連携で推進する上で、必要に応じて検討されることが必要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
110	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	4K・8K放送と視聴者利益との関係について記載されているとおり、そもそも4K・8K放送及びその受信環境に関して、現在国民・視聴者には非常にわかりにくい状況になっている。4K・8K放送の受信機の状況や試験放送・実用放送への理解が進むには一定の時間が必要であると考えられ、4K・8K放送の推進にあたっては公表されているロードマップを踏まえつつも、視聴者の視点に立ち、周辺状況にも勘案しつつ、開始時期等について柔軟に対応するべきであるとする。また、BSIによる4K・8K放送への国の強力な支援について、ここであらためて要望する。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、このような周知広報を行いつつロードマップに沿って取組を進めることが必要と考えます。 なお、支援については、4K・8Kを官民連携で推進する上で、必要に応じて検討されることが必要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
111	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	4K・8K放送と視聴者利益との関係について、本案に記載されている通り、その視聴環境において視聴者にわかりにくい状況になっています。4K・8Kの受信機に関する情報などについて、理解しやすい周知・広報活動が行われることが重要であると考えます。また、地上4K放送の実現を目指すにあたっては、視聴者の視点にも立ち、周辺状況も勘案して開始時期などについても柔軟に対応するべきだと考えます。但し、設備投資額が地方局にとっては負担が大きい面があり、地デジ化時のような国による積極的な支援を要望します。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
112	(株)テレビ新潟放送網	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	4K・8K放送と視聴者利益との関係については、「視聴者には必ずしも理解が進んでいない」と記載されているとおり、4K・8K放送及びその受信機器の環境に関して、現在国民・視聴者には非常にわかりにくい状況になっています。4K・8K放送の受信機器の状況や試験放送・実用放送への理解が進むには一定の時間が必要であると考えられ、4K・8K放送の推進にあたっては公表されているロードマップを踏まえつつも、視聴者の視点に立ち、周辺状況にも勘案しつつ、開始時期等について柔軟に対応するべきであると考えます。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、このような周知広報を行いつつロードマップに沿って取組を進めることが必要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
113	(株)テレビ信州	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	新サービスの展開に伴って、受信機等のデバイスの買い替えが発生することが考えられることから、国民・視聴者に対し、正確で十分な情報を周知・提供していくことは大変重要です。特に4K・8K放送の受信環境に関しては非常にわかりにくい状況になっています。4K・8K放送の推進にあたっては視聴者の視点に立ち、周辺状況も勘案しつつ、開始時期等について柔軟に対応するべきであると考えます。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、このような周知広報を行いつつロードマップに沿って取組を進めることが必要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
114	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	記載されているとおり、4K・8K放送及びその受信環境に関して、現在視聴者には非常にわかりにくい状況になっている。受信機の状況や試験放送・実用放送への理解が進むには一定の時間が必要で、4K・8K放送の推進には公表されているロードマップを踏まえつつも、視聴者の視点に立ち、開始時期等について柔軟に対応するべきであるとする。また、4K・8K放送への国の強力な支援についても、あらためて要望する。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、このような周知広報を行いつつロードマップに沿って取組を進めていくことが必要と考えます。 なお、支援については、4K・8Kを官民連携で推進する上で、必要に応じて検討されることが必要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
115	(株)BS日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	BS4K・8K放送と視聴者利益との関係について記載されているとおり、そもそも4K・8K放送及びその受信環境に関して、現在国民・視聴者には非常にわかりにくい状況になっている。4K・8K放送の受信機の状態や試験放送・実用放送への理解が進むには一定の時間が必要であると考えられ、4K・8K放送の推進にあたっては公表されているロードマップを踏まえつつも、視聴者の視点に立ち、周辺状況にも勘案しつつ、開始時期等について柔軟に対応するべきであるとする。また、BSIによる4K・8K放送への国の強力な支援について、ここであらためて要望する。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、このような周知広報を行いつつロードマップに沿って取組を進めていくことが必要と考えます。 なお、支援については、4K・8Kを官民連携で推進する上で、必要に応じて検討されることが必要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
116	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	4K・8K放送と視聴者利益との関係について記載されているとおり、4K・8K放送及びその受信環境に関して、現在国民・視聴者には非常にわかりにくい状況になっている。4K・8K放送の推進にあたり、国民に正確に理解されるためには、地上波を含む形でのより具体的な考え方を示すことが重要と考える。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
117	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	4K・8K受信機の円滑な普及に向けた周知啓発活動の重要性は、弊社も認識しているところで、地上波民放としても可能な限り協力しなければならないという考えではあるが、そもそも地上波民放にとって、4K・8K放送をどのように国民・視聴者に届けるかという具体的検討が進んでいるとはいえない。4K・8K放送に向けた設備投資は、地上波ローカル民放にとっては、非常に大きな負担となるため、国の支援なくしては進められないが、視聴者利益という観点からもロードマップ上に地上波をどのような形で記載していくかの検討がなされる事を期待する。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えております。 また、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
118	(株)秋田放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	4K、8Kについては、視聴者に対する適切な情報提供と共に、地上波についても、ロードマップをより具体的に提示して頂きたい。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えております。 また、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
119	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	総務省が、2015年に定めたロードマップに沿って、現在、関係者がその実現に向けて努力しているのが現状です。今後の4K・8K放送の普及と参画する放送事業者のビジネスモデルが早急に確立するよう、国の支援策について検討していただくことを要望します。	4K・8K放送の普及推進については、官民が連携して取り組むことが必要であり、今後このような官民で取組を進めるに当たり、必要に応じて支援の在り方等が検討されることが必要と考えます。
120	(株)宮城テレビ放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	本家で指摘のように現在市販の4K(対応)テレビには、今後開始されるBSIによる4K・8K試験放送、実用放送に対応する受信機能が搭載されていないことや、現在多くの家庭に設置されているBS/110度CS共用受信アンテナではBS等4K・8K実用放送が受信できないなどの情報提供が視聴者にこれまで十分に行なわれていたとは言えない。4K・8K放送の円滑な普及を図るためにも、国を始め関係団体が更に懇切丁寧な情報提供に努めると共に、視聴者が4K・8K視聴のために行う機器追加購入にあたっては何らかの支援策を講じるべきと考える。 また、4K・8K放送普及の流れは今後更に加速化されると考えるが、一方でコンテンツ確保が必ずしも十分に進んでいるとは言えない。その大きな要因として、現在メーカー毎に異なる規格の問題があると考え。規格の方向性が定まらない中での設備投資にはなかなか踏み切れないのが現状であり、国の強力なリーダーシップで規格化の推進を要望すると共に、コンテンツの確保に向けて積極的な設備投資を誘導する支援策に期待する。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、機器購入に関しての支援については、BS等4K・8K放送が現在の2K放送に切り替わるものでないことを鑑みると、国の支援は必ずしも適切ではないと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
121	(一社)衛星放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	取りまとめ(案)にあるように、有料多チャンネル放送の市場の一つである124/128度CS放送において4K実用放送がスタートしています。また、受信環境が未整備のBS・CS110度放送の左旋での実用放送の委託放送事業者の認定申請も開始されることが確定しており、有料放送事業者の参画も予想されます。有料放送、広告放送にかかわらず放送事業者にとって、受信環境はその経営を左右する大きな要因となります。取りまとめ(案)では、「今後、速やかに国と関係事業者、団体等が連携して、周知・広報等の具体的な内容・方法等について検討を進めることが必要」とあることは評価できますが、NHK、広告放送、有料多チャンネル放送の3つ形態の放送が4K・8K放送では併存することを念頭に、幅広い検討が行なわれるよう希望いたします。 また、4K・8K放送への参入にあたっては政策的な支援が十分になされるよう検討されることも希望いたします。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、支援については、4K・8Kを官民連携で推進する上で、必要に応じて検討されることが必要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
122	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	4K放送の地上波展開は現時点で未定ではあるが、BS等での実用放送への動きが加速していく中、当社としても4K放送の研究等は怠りなく進めたい。視聴者利益の観点から受信機の普及は大きな課題と認識しているが、受信機の普及や試験放送・実用放送への理解が進むには一定の時間が必要であり、視聴者の視点に立った上で、国・関係事業者、団体等の連携した周知・広報活動が肝要であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
123	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	BSによる4K・8K放送の拡充は、放送サービス高度化に資するものであり、2016年4月の「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等」についての意見募集において当社が要望した「BSによる4K・8K放送への国の強力な支援」について、あらためて要望します。	4K・8K放送の普及推進については、官民が連携して取り組むことが必要であり、今後このような官民で取組を進める上で、必要に応じて支援の在り方等を検討されることが必要と考えます。
124	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	4K・8K実用放送の円滑な普及に向けて、「国民・視聴者に分かりやすい形での周知・広報が重要である」との認識に賛同いたします。国は4K・8Kの普及を国策と位置付けた上で、周知・広報の具体的な内容・方法等の検討に当たって主導的立場で取り組むこと、さらに普及に向けた必要な支援等を適宜行うことを要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、支援については、4K・8Kを官民連携で推進する上で、必要に応じて検討されることが必要と考えます。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
125	(一社)日本CATV技術協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	BS等4K・8K実用放送を視聴するためには、4K・8K受信機のほか、現在設置しているアンテナから左旋円偏波対応アンテナに交換する必要があることが記載されています。 放送波周波数帯をアンテナ内のコンバーターでより低い周波数帯(中間周波数帯)に変換しますが、4K・8Kの放送においてはこの中間周波数帯の範囲が拡大されるため、アンテナを交換しただけでは拡大された周波数帯の信号がチューナーに届かない可能性があります。この信号をチューナーに届けるには、アンテナ端子からチューナー端子までの棟内・宅内の受信設備のうち、ブースターは確実に交換が必要となり、分配器やケーブルも拡大された周波数帯までカバーしていないときには交換が必要となります。 よって、戸建ての住宅や集合住宅において、アンテナの交換に加えて、棟内・宅内の受信設備の一部または全部の交換が必要となる場合があるとの記述を追加することが適当であると考えます。 また、左旋円偏波により拡大された中間周波数帯は、他の無線システムが利用している周波数帯に重なっているため、棟内・宅内の受信設備からの電波漏洩問題防止に向けた記述も追加する必要があると考えます。	御指摘のとおりアンテナ以外の交換が必要になる可能性や電波漏洩の問題も指摘されておりますことから、本文を修正いたします。 また、国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。
126	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	4K・8K実用放送では左旋円偏波による周波数の電波を使用することが基本とされており、現在市販されている4K(対応)テレビで4K・8K実用放送を視聴するための機器については、低廉な簡易チューナーでも、4Kと8K、右旋と左旋の円偏波が受信でき、字幕、データ放送、EPGなど放送事業者が提供するサービスを視聴できることが望ましいと考えます。今後市販される4K・8Kテレビに内蔵されるチューナーについても同様です。 また、4K・8K放送を受信するには、受信機のみならず、受信環境に応じ、アンテナ等さまざまな受信設備の交換が必要になります。視聴者の利益を損なうことなく4K・8K放送を普及させていくには、受信のための周知啓発活動と受信環境整備に、国と関係団体が連携して取り組む必要があると考えます。このような取り組みに対しては、国において適切な支援を実施することが適当と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えます。また、支援については、4K・8Kを官民連携で推進する上で、必要に応じて検討されることが必要と考えます。
127	名古屋テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「4K・8K受信機に関する情報等について、国民・視聴者にわかりやすい形での周知・広報が重要」としているが、地上波テレビ放送事業者側の視点に立った整理も必要である。 地上波テレビ放送事業者の間では、4K・8K放送に関する取り組みについて、姿勢にばらつき、混乱がみられる。その背景として、キー局とそれ以外のローカル局では4K・8Kの将来像に対する情報への接触度合いが違うことも影響しているのではないかと。 総務省として、地上波における4K・8K放送(とくに4K)の将来像について、より明確な方針を行程表とともに明らかにすること、及び各地地上波テレビ放送事業者の取り組み水準の均一化を図られるよう、情報共有していくことを要望したい。	国民に対する十分な周知や正確な情報提供を行うため、BS・110度CSによる4K・8K放送の視聴に関して、国と関係事業者、団体等が連携して周知・広報等の活動強化を図ることが重要と考えております。 また、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
128	(株)ジュピターテレコム	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	本取りまとめ案において、放送を巡る新たなサービスについて多面的な検討がなされ、また、引き続き検討がなされることにより産業の成長につながるものと考えます。 本取りまとめ案の中では放送通信連携サービスの普及に向けいくつかの課題について述べられていますが、特にP15においてスマートテレビによる視聴者の視聴した番組の履歴等(視聴データ)の活用が例示され、P25以降において個人情報について配慮しつつも活用に向けたルールの策定が謳われている点は評価できます。現在、スマートフォンのアプリ等により提供される映像サービス等においては、その視聴履歴データをもとに視聴者へのリコメンド等が行われる事例があると承知していますが、放送分野においては視聴履歴データを同様に活用することは出来ません。一般の視聴者からすれば両者の映像サービスに区別は無いのですが、そのデータの活用の有無によって、当社のような放送事業者が提供する映像サービスが劣後するような印象を持たれる恐れもあります。これは、事業者の努力の問題ではなく、通信・放送という差異によって生じるものであるとすれば、真の意味での放送と通信の連携サービスを提供することは困難になると考えます。 既に視聴者が活用しているサービスや、視聴者にとって抵抗感のない履歴をもとにしたサービス等、視聴者の受容性の高いサービスが放送の分野でも提供可能となる方策を考えていくことは、新しいサービスを創造し、広く国民に展開することでICT産業の発展と豊かな国民生活へとつながるものと考えます。 実際、視聴履歴データは視聴者への番組のリコメンドサービスのみならず、例えばモバイル端末の位置情報との組合せや地域の自治体や地域の事業者との連携などにより、視聴者の求める地域情報をタイムリーに発信する等の今後の地域活性化につながる新たな取り組みなども期待されるところです。 このように大きな可能性を持つ視聴履歴データに関し、広く関係者の意見を聴取しつつ引き続き検討が行われることで、その活用に道が開けることを期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
129	(株)テレビ愛媛	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	インターネットなど情報通信技術(ICT)の発展に伴い、情報入手手段や入手可能な情報が多様化しています。こうした放送を巡る環境変化を踏まえ、民放事業者に対する諸規制は基本的に緩和の方向で検討することが適切と考えます。 また、放送通信連携サービスの展開にあたっては、その経済性、収益性も十分に念頭に置きながら、視聴データや個人情報等についての利活用と保護を両立させるルール作りが必要と考えます。	様々な主体が放送通信連携サービスについては、国民・視聴者の視点に立ったルール作りを行っていくことが重要と考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
130	東京マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「○放送通信連携サービスと視聴者利益との関係」において「また、新たな放送通信連携サービスの提供にあたって、従来の放送サービスが担っていた災害等非常時の情報伝達機能が適切に保持されるべきである」との指摘について、特に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
131	(株)VIP	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「○放送通信連携サービスと視聴者利益との関係」において「また、新たな放送通信連携サービスの提供にあたって、従来の放送サービスが担っていた災害等非常時の情報伝達機能が適切に保持されるべきである」との指摘について、特に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
132	(株)サガテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「放送とネットの強みを生かしてサービスを継続的に提供できるよう、視聴データを含めた様々なデータの利活用や放送事業者以外の事業者がサービス提供に参画できるといった仕組みを整備する必要がある。」は、既存の放送局のビジネスに悪影響が出ないことを前提に、その事業性や収益性等を踏まえた上で、視聴データや個人情報等についての利活用と保護を両立させるルール作りが必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
133	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送通信連携サービスについては、地域と連携しての実証事業など、視聴者の意見を取り入れつつトライアルは積極的に機会を求めていきたい。本案では視聴者データの取得・保管・第三者への提供やコンテンツの提供責任の明確化などのルール作りの必要性が記載されているが、ルール作成にあたっては、新サービスの普及・発展のために、放送の公共性・公益性と放送通信連携事業の事業性のバランスをもって検討することが必要と考える。実証事業等を通じて、国民・視聴者の意見を探り入れたルールの協議・検討が必要である。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
134	(株)サガテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「様々な主体が放送通信連携サービスを提供することとなった場合、例えば、テレビ画面上、どの画面が放送に該当し、どの画面が通信に該当するのか、あるいは、それぞれの画面の提供主体が誰なのか視聴者が正確に認識できない、といった事態が生じないようにする必要がある。また、新たな放送通信連携サービスの提供にあたって、従来の放送サービスが担っていた災害等非常時の情報伝達機能が適切に保持されるべきであることもいうまでもない。」に賛同いたします。 特に災害時については、正確な情報を即座に視聴者に届けるべく、これまで同様、発信して参りますが、通信連携によるコンテンツの混在が視聴者に混乱を与えないか危惧しています。公共性の高い災害情報やそれ以外のサービスも含め、視聴者に混乱を与えないためのルール作りが必要と考えます。又、ルール策定については、既存の放送サービスに影響が無いよう、放送事業者の意見を十分に踏まえた議論が進められることを要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
135	(株)テレビ西日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送と通信が連携したサービスを提供するにあたっては、視聴者の目に触れる画面上の当該コンテンツの提供主体が、放送事業者なのか、それ以外なのかを明確に判別できるような仕組みを導入するなど、放送の公共性に鑑みて、既存の放送サービスに影響が出ないよう放送事業者の意見を取り入れながら議論を進めることを希望します。 また、放送通信連携サービスの展開に際しては、経済性や収益性も慎重に見極めることが重要であり、さらには視聴データや個人情報の利活用と保護を両立するための規範が必要になると考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
136	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「新サービスの展開」では、「放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進」において、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスが取り上げられておりますが、個人情報の保護に配慮しつつ、良質な番組制作、番組関連情報の提供など視聴者サービスの向上に資するため、積極的に番組メタデータや視聴データ等の取得・活用ができるようなルールの整備をお願いいたします。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
137	北海道放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	今回の取りまとめでも触れてはいるが、収集された視聴データは個人情報保護、プライバシーとの関連で慎重な取り扱い、ルールが必要である。と同時に、視聴者へ視聴データの利活用に関する十分な説明と視聴者の理解が必要である。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
138	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送と通信の連携サービスの提供については、既存のテレビ放送画面に放送事業者以外の情報が挿入される可能性が高くなることが予想されるため、例えば、提供されるコンテンツが、放送事業者のものなのか、それ以外の提供主体のものなのか、視聴者が明確に認識できるような画面の様式を、放送事業者の意見を取り入れながら検討することが適切と考えます。 また、放送と通信の連携サービスの展開については、視聴データや個人情報等についての利活用と保護の二つの観点において、できる限り両立させるバランスの良いルールを策定していくことが必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
139	関西テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送通信連携における新サービスの展開においては、放送事業者あるいは関連する事業者が視聴データ等を含む個人情報等を利活用することでサービスの提供を行うことが想定されますが、その際には視聴者が安心・安全にサービスを利用できるよう、個人情報の利活用と保護の両立が重要であると考えます。具体的には「視聴データの取り扱いに関するルール」や「放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化及び災害等非常時における情報提供の確保を図るためのルールと技術上の措置」は重要であり、実証実験等を通じて関係団体を中心にルール策定を行っていく必要があると考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
140	法人①	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「新サービス展開に伴う視聴者利益保護」として、放送番組等のレコメンド機能などの基盤となる「視聴者データ等を含む個人情報等の利活用」に関するプライバシー保護と利活用の促進を両立させるルール作り・仕組みが早期に必要なことも指摘されています。是非、積極的かつ速やかな仕組みづくりを希望したいと思います。これらは予想される放送の新サービス；再定義の根幹をなすものであると考えています。そして、社会的なガイドラインが必須な分野であり、事業者独自の努力レベルでは推進が難しい領域です。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
141	(株)さくらんぼテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	スマートテレビ等を活用した新たな放送通信連携サービスの展開にあたっては、例えば、テレビ画面上、どの画面が放送に該当し、どの画面が通信に該当するのか、あるいは、それぞれの画面の提供主体が誰なのか視聴者が正確に認識できない、といった事態が生じないように、また、従来の放送サービスが担っていた災害等非常時の情報伝達機能が適切に保持されるようなルール作りが必要と考えます。	御意見のとおり、視聴者利益の確保の観点から、スマートテレビ等を活用した新たな放送通信連携サービスの展開にあたっては、放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化が重要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
142	福島テレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送と通信の連携サービスの提供にあたっては、放送の公共性を鑑みて、常に該当コンテンツの提供主体が放送事業者なのかそれ以外なのか明確に視聴者に認識できるような画面様式にする等、既存の放送サービスに影響がないよう、放送事業者の意見を取り入れながら議論を進めていくことを要望します。	御意見のとおり、視聴者利益の確保の観点から、スマートテレビ等を活用した新たな放送通信連携サービスの展開にあたっては、放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化が重要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
143	(株)フジ・メディア・ホールディングス (株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送と通信の連携サービスの提供にあたっては、放送の公共性を鑑みて、例えば、常に該当コンテンツの提供主体が放送事業者なのかそれ以外なのか明確に視聴者に認識できるような画面様式にする等、既存の放送サービスに影響が無いよう、放送事業者の意見を取り入れながら議論を進めていくことを要望します。また、放送通信連携サービスの展開にあたっては、その経済性、収益性も十分に念頭に置きながら、視聴データや個人情報等についての利活用と保護を両立させるルール作りが必要と考えます。	御意見のとおり、視聴者利益の確保の観点から、スマートテレビ等を活用した新たな放送通信連携サービスの展開にあたっては、放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化が重要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
144	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送通信連携サービスの展開によって、今後はテレビ受信機の画面上に、放送事業者が提供するコンテンツとそれ以外のものが提供するコンテンツが併存、或いは混在する可能性は否定できません。放送事業者は、自らが提供するコンテンツについては、放送法の規程を遵守するとともに、自ら番組基準を設けています。従って、視聴者の安心・安全のため、また視聴者が混乱しないようにするために、放送事業者以外のものが提供するコンテンツについても、放送事業者同様の自律的な規制を設けるとともに、視聴者がコンテンツ提供者を明確に認識できるような、わかりやすい措置を取ることが望ましいと考えます。	御意見のとおり、視聴者利益の確保の観点から、スマートテレビ等を活用した新たな放送通信連携サービスの展開にあたっては、放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化が重要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
145	(一社)衛星放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	現時点において、今後出現してくる放送通信連携サービスの態様が明らかでない段階での、視聴データの取扱い・利活用に関するルールの検討については、将来のサービスの発展を阻害することの無いよう、視聴者保護に必要な最低限のルールの検討に絞って議論を開始していくことが望ましいと考えます。有料多チャンネル放送は、現在も普及の途上であり、今後検討されるルールが「視聴者と直接視聴契約を締結する有料放送事業者の普及促進を阻害するものとならないよう配慮をお願いいたします。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
146	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送と通信の連携サービスにあたっては、放送の公共性に鑑み、例えば、常に当該コンテンツの提供主体が放送事業者なのか、それ以外なのか明確に視聴者に認識できるような画面様式にする等、既存の放送サービスとの混同による影響がないよう、放送事業者の意見を取り入れながら議論を進めて頂けるよう要望致します。 また、放送通信連携サービスの展開にあたっては、その経済性、収益性も十分に念頭におきながら、視聴データや個人情報などについての利活用と保護を両立させるルール作りをお願い致します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
147	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送通信連携サービスについて、従来の放送での災害等非常時の情報伝達機能の保持に加えて、視聴データの取扱い、ネット経由で配信される情報の責任の明確化、等々の検討が必要とされています。これらは、放送の果たす役割として、重要な視点とは理解しますが、放送事業者が通信で提供するサービスに、放送の意味が過度に越境、拡張され、規制が課せられることがないよう、明示的に限定されるべきものと考えます。また放送の公共性や、新サービスの発展と事業性などと、十分に整合されるべきものであり、他の事業者との公正な競争確保を重視して、検討がなされるよう、要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の確保の観点から、視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討を行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
148	(株)宮城テレビ放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	新たな放送通信連携サービスの提供にあたっては、視聴データの取扱いに関するルール等の在り方やネット経由のコンテンツ配信に関するルールの在り方など、国民・視聴者の視点に立ったルール作りは重要だと考える。一方で必要以上の規制は連携サービス提供の普及・発展の流れに水を差しかねない。特に放送事業者が通信事業を行なう際、現在の放送サービスが担っている災害等非常時の情報伝達機能は適切に保持されるべきことは当然だが、そのサービス範囲には明確な定義づけを行なうべきと考える。放送事業者が行う通信事業の故に過度の規制が課されることは避けるべきで、ルール策定にあたっては放送の公共性・公益性と放送通信連携事業の事業性のバランスをもって検討することを要望する。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
149	(株)静岡第一テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	弊社はIoTサービス創出の実証実験に参加しているが、視聴データの利活用が視聴者保護の観点から、安全かつ円滑に行なわれるよう、制度設計されることを要望する。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
150	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取扱いについては、個人情報の保護と利活用において両立されたルールが作成されることを要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
151	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	引き続き検討を進めると記載されている「視聴データの取扱いに関するルール等の在り方」および「インターネット経由のコンテンツ配信に関するルール等の在り方」など、放送の公共的なサービスと、それ以外のサービスを混乱なく受け取れるよう視聴者利益の保護、並びに事業展開に大きな影響を与えないルールの策定、及び配慮が必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
152	(株)福岡放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	視聴データの取扱いに関するルール等の在り方、インターネット経由のコンテンツ配信に関するルール等の在り方について記載されており、これらは新サービスの普及・発展のために重要事項であると考えている。一方で、過度な規制が課された場合、放送事業者が通信関連サービスを行う際の障壁となりにかねないため、ルール策定にあたっては、放送の公共性・公益性と放送通信連携事業の事業性とのバランスをもって検討する事を要望する。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
153	(株)エフエム熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど、放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けないでいただくよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
154	(株)テレビ信州	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	放送番組の視聴データの取得・保管・第三者への提供等に関するルールの在り方や、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化、緊急災害情報の伝達の確保が記載されていますが、過度の規制が課されることには反対です。これらのルールの策定にあたっては、新サービスの普及、発展のために、放送の公共性・公益性と放送通信連携サービスの事業性のバランスをもって検討することを要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
155	(株)テレビ静岡	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	放送と通信の連携サービスの提供にあたっては、放送の公共性に鑑み、例えば、常に当該コンテンツの提供主体が放送事業者なのか、それ以外なのかについて視聴者が明確に認識できるような画面様式にする等、既存の放送サービスに影響がないよう、放送事業者の意見を取り入れながら議論を進めていくことを要望します。また、放送通信連携サービスの展開にあたっては、その事業性を十分に念頭に置きながら、視聴データや個人情報等についての利活用と保護を両立させるルール作りが必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
156	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護をはかる一方で、放送通信連携サービスの健全な発展のため、民間放送事業者の事業展開の促進につながる方を要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
157	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討	視聴データの取り扱い・利活用に関するルールの検討においては、将来のサービスの発展を阻害することのないよう、視聴者保護に必要な、最低限のルールの検討に絞って議論を開始していくことが望ましいと考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
158	(株)エフエム山口	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	デジタル・オーディオ・アド等を踏まえた視聴データへの規制について、放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
159	(株)エフエム宮崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
160	(株)エフエム鹿児島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
161	(株)エフエム愛知	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
162	(株)エフエム大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂きますよう要望いたします。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
163	(株)テレビ新広島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送と通信との連携サービスでは、災害情報など従来の放送サービスが担ってきた公共的な機能が適切に保持されるよう、提供責任の明確化などのルール策定が必要と考えます。また、視聴データの取り扱いについては、視聴者利益の保護を前提に、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
164	(株)エフエム大阪	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度の規制を設けないよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
165	(株)エフエム山陰	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
166	(株)エフエム香川	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
167	(株)さくらんぼテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	視聴データや個人情報等についての利活用と保護を両立させるようなルールの策定が必要であり、併せて事業性を十分に念頭に置き、事業展開に悪影響を与える過度な規制を設けないなどの配慮も必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
168	大阪マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度の規制を設けないよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
169	三重エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
170	(株)エフエム長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けないで頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
171	広島エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けないで頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
172	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービスの普及・展開の促進 ②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、過度な規制を設けないこと、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮するよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
173	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービスの普及・展開の促進 ②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、過度な規制を設けないこと、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮するよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
174	長野エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者などの事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けないでいただくよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
175	(株)エフエム石川	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
176	(株)エフエム仙台	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
177	(株)エフエム東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
178	岡山エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
179	(株)テレビ熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	視聴者利益の保護とともに、事業展開に悪影響を与える過度な規制を設けないう、配慮が必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
180	(株)エフエム高知	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮の上、過度な規制を設けなくて頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
181	読売テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取り扱いなど放送通信連携サービスに関する検討にあたっては、視聴者利益の保護とともに、民放事業者と通信事業者との公正競争確保の観点から過度な規制を設けないことを要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
182	北海道文化放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	スマートテレビを主として、展開が描かれていますが、受信器が購入出来ない方への対応や視聴データなどの個人情報保護の担保が必要です。しかし、過度な規制を設けることや、放送事業者のみに過度な負担を強いることがなきよう配慮を望みます。通信事業者など新サービスに係る事業者が責任を分担するルール作りが必要と考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
183	(株)エフエム群馬	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	視聴データの取扱いについて 放送番組の視聴データの取得・保管・第三者への提供等に関するルールの在り方において、視聴者利益の保護は個人情報保護法に則り適正な運用が必要であるが、民放事業者等の事業展開への影響などを十分考慮のうえ過度な規制を設けないで頂くよう要望します。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
184	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取得・保管・第三者への提供等に関するルールの在り方や、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化、緊急災害情報の伝達の確保が記載されているが、これらのルールの策定にあたっては、新サービスの普及、発展のために、放送の公共性・公益性と放送通信連携事業の事業性のバランスをもって検討することを要望する。特に、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化及び緊急災害情報の伝達の確保を要する放送通信連携サービスについては明確な定義付が必要であるが、現状ハイブリッドキャストサービス及びデータ放送サービスに限定すべきであると考えます。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
185	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取得・保管・第三者への提供等に関するルールの在り方や、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化、緊急災害情報の伝達の確保が記載されているが、放送事業者が通信事業を行う際に過度の規制が課されることには反対である。これらのルールの策定にあたっては、新サービスの普及、発展のために、放送の公共性・公益性と放送通信連携事業の事業性のバランスをもって検討することを要望する。特に、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化及び緊急災害情報の伝達の確保を要する放送通信連携サービスについては明確な定義付が必要であり、現状ハイブリッドキャストサービス及びデータ放送サービスに限定すべきであると考えます。それら以外の放送事業者が行う通信事業については、通信事業者との公正競争確保の観点より、そのような義務が課されないよう要望する。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
186	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取得・保管・第三者への提供等に関するルールの在り方や、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化、緊急災害情報の伝達の確保が記載されているが、放送事業者が通信事業を行う際に過度の規制が課されることには反対である。これらのルールの策定にあたっては、新サービスの普及、発展のために、放送の公共性・公益性と放送通信連携事業の事業性のバランスをもって検討することを要望する。特に、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化及び緊急災害情報の伝達の確保を要する放送通信連携サービスについては明確な定義付が必要であり、現状ハイブリッドキャストサービス及びデータ放送サービスに限定すべきであると考えます。それら以外の放送事業者が行う通信事業については、通信事業者との公正競争確保の観点より、そのような義務が課されないよう要望する。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
187	日本海テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	新たな放送通信連携サービスの展開にあたり、視聴データの取り扱いに関するルール及びインターネット経由のコンテンツ配信に関するルール等のあり方について、放送事業者が通信事業を行う際に過度の規制が課されることには反対である。特に放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化及び緊急災害情報の伝達の確保を要する放送通信連携サービスは明確な定義が必要であり、現状のハイブリッドキャストサービス及びデータ放送サービスに限定すべきで、それら以外の放送事業者が行う通信事業については、通信事業者との公正競争確保の観点より、そのような義務が課されないよう要望する。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
188	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	放送番組の視聴データの取得・保管・第三者への提供等に関するルールの在り方や、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化、緊急災害情報の伝達の確保が記載されているが、放送事業者が通信事業を行う際に過度の規制が課されることには反対である。これらのルールの策定にあたっては、新サービスの普及・発展のために、放送の公共性・公益性と放送通信連携事業の事業性のバランスをもって検討することを要望する。特に、放送通信連携サービス実施時の提供責任の明確化及び緊急災害情報の伝達の確保を要する放送通信連携サービスについては明確な定義が必要であり、現状ハイブリッドキャストサービス及びデータ放送サービスに限定すべきであるとする。それら以外の放送事業者が行う通信事業については、通信事業者との公正競争確保の観点より、そのような義務が課されないよう要望する。	新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるとともに、サービスとしての経済性等も念頭に置いたバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
189	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「取りまとめ案」では「テレビ画面上、どの画面が放送に該当し、どの画面が通信に該当するのか、あるいは、それぞれの画面の提供主体が誰なのか視聴者が正確に認識できない、といった事態が生じないようにする必要がある。」「また、新たな放送通信連携サービスの提供にあたって、従来の放送サービスが担っていた災害等非常時の情報伝達機能が適切に保持されるべきであることもいうまでもない。」とのご意見に賛同いたします。新サービスの展開にあたり放送がこれまで担ってきた信頼性の高い公共情報の提供を確保できるよう要望いたします。また、「個人情報やプライバシーの保護」・確保のために一定の機器整備投資が事業者において必要となると想定されるところから、具体的なルール作りや関連する機器整備の在り方については地方の民放局の経営環境に配慮した検討もお願いしたいと考えています。	基本的に賛同の御意見として承ります。 新サービス等の展開・普及等に当たっては、視聴者利益の保護の観点から、 ・視聴者保護と、新サービス等における個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールの検討 ・放送と連動したコンテンツを配信する場合における、放送番組と当該コンテンツの提供責任の明確化等に係るルールの検討 などを行う必要があると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
190	(株)テレビ信州	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	記載のとおり、インターネットによる番組配信サービスは、放送に類似するとはいえ放送そのものではなく、通信サービスとして提供されています。 違法動画を自由に視聴できるインターネット環境において、放送局が放送番組を配信することは、放送局に対する視聴者の信頼を損ねる可能性があると考えます。インターネット上において、放送局のコンテンツと他のコンテンツとを視聴者が区別できる環境づくりが必要であると考えます。	ネット配信など新サービスが提供される際には、従来の放送サービスと同様に、国民・視聴者の利益を損なうことのないよう十分に配慮していくことが求められます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
191	(株)フラワーコミュニケーション放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	インターネット経由のコンテンツ配信に関するルール等において、放送と連動したコンテンツの配信における責任は、放送局側にあるべき。システム的にも放送局施設内からのエンコード配信という担保でなければ、放送と通信の一体化における責任の明確化を図る必要がある。現状においても、放送局は当該行政との災害協定を結んでおり、社会的責任を負っている。 しかしながら、テザリング機能のように、コンテンツ自体の追尾が複雑になることも想定する必要がある。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
192	(株)宮城テレビ放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	視聴者利益の保護の観点から、字幕放送、解説番組等の制作の拡充等に加え、災害情報等を含む地域情報へのアクセスの機会を均等に享受できるようにすることは放送事業者としても極めて重要と認識している。当社に於いても昨年10月からローカルニュースでのリアルタイム字幕放送を開始するなど、これら取り組みの拡充を図ってきた。一方で更なる拡充にはコスト負担との兼ね合いも無視できない。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、 字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
193	九州・沖縄マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	②新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護の方策の検討	「〇放送通信連携サービスと視聴者利益との関係」において「また、新たな放送通信連携サービスの提供にあたって、従来の放送サービスが担っていた災害等非常時の情報伝達機能が適切に保持されるべきである」との指摘について、特に賛同いたします。 この件に関しましては、V-Lowマルチメディア放送が提唱する、災害時の新しい伝達機能として「V-ALERT」への言及も希望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
194	(株)テレビ信州	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化については、記載されているとおり、必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証していくこと重要です。2K放送との棲み分けを整理し、視聴者に多大な負担が生じない方式を策定することが重要であると考えます。放送事業者にとって、2K放送の設備を継続的に維持しながらの4K放送の設備導入は大きな負担になることが予想されます。国の幅広い支援の検討を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
195	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	2kとの併存など、デジタル化と同様にロードマップ策定に向けた議論と4k化が国策として位置付けられることを要望します。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
196	(株)静岡第一テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	今後の地上テレビジョン放送の高度化については、BS/CSでの4K放送などがスタートしている中、地上波放送局が画質的にも劣化する状況になる可能性もある。課題等について検討を進めていただくとともに、民間放送事業者にとっては財政的にも大きな負担となることが考えられるため、実現にあたっては積極的な国の支援を要望したい。 また、H27.7公表の「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合 第二次中間報告」中「5. 検討課題と基本的考え方」で明示されている、「引き続き現在の2Kでの視聴を希望する者には～」の通り、地上基幹放送事業者は2K放送視聴者の保護が責務である。現在の視聴者の保護と高度化されたサービスの享受の双方を満足することが必須と考える。	基本的に賛同の御意見として承ります。地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
197	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上、衛星を含む基幹放送全体の調和ある発展に向け、地上テレビ放送の高度化は重要な課題であると考えますので、技術的な検証およびロードマップについての議論を継続していく必要があると考えます。地上テレビ放送の高度化技術に関する研究開発は、4K・8Kの幅広い普及のためにも積極的に推進すべきものと考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
198	(株)テレビ熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	2015年7月公開の「4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告」では、衛星・ケーブル・IPTV等について2020年以降を見据えた対応が見えています。地上放送については2Kを継続するという見通しのみで、この第一次とりまとめ案でも「研究開発を進め、前向きに検証する」に止まっています。このままだと地上放送が取り残されるという危機感があります。4K・8Kのガラパゴス化を招かないように、地上放送の4K化を推進し国際的競争力を高める必要があると考えます。地上放送の4K化についてのロードマップ策定に向けての議論を要望致します。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
199	北海道文化放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化については、「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要」との認識に賛同します。一方で、地域民間放送事業者の立場から、実現には「解決すべき課題は多い」との問題意識を支持します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
200	(株)岩手めんこいテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	「4K放送を含む地上テレビジョン放送の高度化については、必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要」との考え方に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
201	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化に関する研究開発を国が推進することは、視聴者利益などの観点からも極めて重要であり、適当と考えます。また、4K・8Kの地上テレビジョン放送を展開する上では、そのための周波数が確保される必要があり、国においてその検討がなされるべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
202	岡山放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上4K・8K放送については、「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言に賛同します。その重要性を理解する一方で、設備投資等により地方民放事業者が経営基盤を損なうことがないように、国策としての視点に立った支援策等も含めて十分な検討がなされることを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
203	富山テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	4Kテレビが全出荷台数の約23%を占めるなどユーザー先行で普及する中、地上4K放送は、技術的な課題からBSなど他メディアの後に回っており、このままいくと視聴者に不利益を与え、地上波離れに拍車がかかることが危惧されます。視聴者サービスの観点からも今回の提言に賛同します。早期にロードマップ策定の議論を加速させ、国策と位置づけて取り組まれることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
204	秋田テレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化について「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが極めて重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言に賛同します。今後、地上4K・8K放送の実現を目指すにあたっては、2Kのモアチャンネルとしての4K・8Kなのか、2Kから4K・8Kへの移行なのかを含め、ロードマップ策定に向けた議論の加速を要望します。2Kから4K・8Kへの移行の場合、視聴者に過度の負担をかけずスムーズに移行するためには、国を挙げてのバックアップ、サポート体制が必須であり、地デジ移行時同様、国の放送事業者への強力な支援を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
205	山陰中央テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上4K・8Kの放送について「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが極めて重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言に賛同します。地上での4K、8K放送の実現を目指す検討においては、視聴者利益の保護対策として現行のテレビジョン方式との併存期間をどう調整していくかも重要課題として並行検討する必要があり、放送事業者には最低限でも収益性の確保を含め、デジタル化と同等の国策を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
206	石川テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上4K・8Kの放送について「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが極めて重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言に賛同します。石川テレビ放送ではすでに2015年8月、4Kカメラを使ったレギュラー番組を全国で初めてスタートさせています。そうした4K番組の一層の充実を図っているところですが、映像圧縮技術の開発等、現行2Kの帯域で4K化を実現させる方策の検討が急務です。今後は地上4Kの推進を国策と位置付けた上、2K、4K、8K3つの放送方式の併存期間をどう調整するかも含め、ロードマップ策定に向けた議論を加速するよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
207	(株)フジ・メディア・ホールディングス(株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上4K・8Kの放送について「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが極めて重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言に賛同します。今後、官民協力のもと、地上4K・8K放送の実現を目指すにあたっては、2K、4K、8Kの3つの放送方式の併存期間をどう調整していくかも重要課題となるため、将来的なマイグレーション(移行)の在り方も踏まえたロードマップ策定も視野に議論を進める必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
208	(株)サガテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	「地上テレビジョン放送の高度化(地上4K・8K)については、必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である。」に賛同いたします。4K・8Kを先行実施する衛星放送等に、地上テレビジョン放送の高度化が遅れをとる事は、その普及具合によっては、地方局の経営を揺るがす可能性もあり、早期に地上4Kの実現に向けたロードマップ策定が行われる事を希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
209	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョンの高度化は地デジ後も続く、重要な課題と認識しており「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との考えに賛同します。今後の実現を目指して取り組まれる、地上4K、8K放送については、現在の2K放送と、4K、8Kの3つの放送形式の併存期間等の調整が重要な課題となるため、技術的な検証を継続するとともに、スムーズな移行をするためのロードマップづくりを積極的に議論していく必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
210	東海テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上波4Kについて「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」とあります。研究開発や実証実験を進めることは肝要と考えます。検討を進めるに際しては、帯域確保等々の技術的課題以外にも、特に地方局にとっては、設備投資、制作コスト負担という課題もあり、如何に収益性を確保できるビジネスモデルを成立させるかが重要になってきます。将来の地上波4Kの在り方については、地方の民間放送事業者の意見も踏まえ、慎重に検討していくべきと考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討が必要であるとと考えております。
211	福井テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上4K・8Kの放送について「その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと指摘されている。」「今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言には賛同します。ただ、地上4K・8K放送の実現を目指すにあたっては、地域への情報提供の維持を最優先におきながらロードマップ策定に向けた議論を進めると同時に、国策として位置づけ、設備投資に対する補助を含めた検討を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討が必要であるとと考えております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
212	(株)テレビ愛媛	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	4K対応の制作環境は技術・コスト面において、かなり進歩してきている。地上4K・8Kに関しては2Kとのサイマル放送を念頭にロードマップの策定に向け、「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが極めて重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めること」は必要と考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討が必要であるとと考えております。
213	(株)福岡放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化については、必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていく事が重要との記載通り、地上放送での4K・8K放送の実現に向けて、課題解決、研究開発など、国の強力な支援を要望する。	地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討が必要であるとと考えております。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
214	(株)テレビ静岡	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	「地上テレビジョン放送の高度化については、必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言に賛同します。今後、地上テレビジョン放送の高度化を目指すにあたっては、官民協力体制の確立が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討が必要であるとと考えております。
215	(株)新潟総合テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化について「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である。」との提言に賛同します。今後、地上テレビジョン放送の高度化を目指すにあたり、国と関係事業者、団体等の連携・協力が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
216	福島テレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	「地上テレビジョン放送の高度化については、必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが極めて重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言に賛同します。その上で設備投資の問題など技術以外の課題も想定されることから、それらの課題解決の検討も必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討が必要であるとと考えております。
217	(株)さくらんぼテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化について、「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である。」との提言は妥当と考えます。なお、地上テレビジョン放送の高度化の推進については国策と位置づけし、ロードマップ策定の熟慮と人的経済的支援等の積極的な対応により、視聴者・放送事業者ともに過度な負担がかからないことを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討が必要であるとと考えております。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
218	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化について、前向きに検証を行っていくことが重要とあるが、地方局にとって4K・8Kの展開となると莫大な設備投資等経営に大きく影響する事案であるので、慎重な検討を要望する。一方で、帯域の問題等技術的な解決策が見いだせるのかについては、早急に方向性を示していただきたい。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討が必要であるとと考えております。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
219	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上4K・8Kの放送について「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが極めて重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である」との提言に賛同致します。 今後、官民協力の下、地上4K・8K放送の実現を目指すにあたっては、2K、4K、8Kの3つの放送方式の併存期間をどう調整していくのかも重要課題となるため、将来的な移行の在り方や、特に地方放送事業者の経済的負担軽減策などを踏まえたロードマップ策定も視野に議論を進める必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
220	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	衛星放送のみでなく、地上テレビジョン放送の高度化について記載したことは評価できますが、地上テレビジョン放送が、国民・視聴者のライフラインである以上、その恩恵は、国民・視聴者あまねく及ぶことが前提です。その点を踏まえた高度化展開の道筋を示すべきであると同時に、放送サービスを担うことになる地上テレビジョン放送事業者にとって、過度の負担を強いることの無い高度化の道筋を検討すべきと考えます。	地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
221	(株)ワイズ・メディア	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	5G通信網の早期実現を目標として「電波政策2020懇談会」が同時並行で進んでおり、5Gを前提とした無線IPマルチキャスト放送を、地上テレビジョン放送の高度化検討の俎上に載せるべきだと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
222	高知さんさんテレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビ放送の4K化等の高度化は、地デジ化後も引き続きの課題であると認識しており、必要な研究開発を実施する事は重要と考えます。 但し、弊社の放送エリアである高知は、個人所得では、下位の県であり、デジタル化に続く経済的負担を強いる事は地元局として忸怩たるものがあります。また、私共、ローカル局では、現状の広告市場を鑑みますと、多大な設備投資で、厳しい経営環境が継続すると考えられます。国の施策としての支援強化を放送事業者並びに、視聴者に対しても検討いただくなどの特段の配慮を要望します。	地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
223	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビ放送の高度化は、地デジ化後も引き続き重要な課題であると認識しており、国の施策として、必要な研究開発を着実に実施することが肝要と考えます。さらに技術以外の課題も多いと考えられるため、長期的な視点で慎重な検討が必要と考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
224	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	「4K」など地上テレビジョン放送の高度化については、「取りまとめ案」に指摘されているように「その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多い」とされており、「取りまとめ案」で示されている「地上テレビジョン放送の高度化については、必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当である。」とのご意見に賛同いたします。その上で、地上波4Kが実施される場合の新たな設備投資(減価償却費増加)や2Kデジタル放送とのサイマル放送にともなう運営費の増加などが当然想定されますので、高度化実現にあたってはロードマップの策定が前提になると考えます。また、「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」(平成28年6月2日)の中で4K・8Kの推進が国策として掲げられているように、高度化の実現にあたっては国策としての支援を要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
225	沖縄テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	「地上テレビジョン放送の高度化」「4K・8K」については、コスト負担等、技術面以外も含めた検討が必要と考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
226	(株)毎日放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	当社がこれまで、他案件の意見募集で述べてきたとおり、衛星放送やネット配信を通して4K8Kの超高精細映像が広がっていく中で、地上波が「取り残されることがないよう」地上テレビ放送の高度化について不断の研究・検討が行われることを強く期待します。 超高精細放送の実現に当たっては、技術的課題である周波数帯の確保はもとより、実現するとすれば普及等の施策をどうするか、現行高精細放送(2Kハイビジョン)との並立を目指すのか、移行(マイグレーション)を企図するのかなどの課題検討を含め、わが国放送のグランドデザインについての大局的見地からの検討が必要になります。 特に地上放送事業者にとっては、「地デジ完全移行」のために整備したマスター放送設備(主調整設備)などの主要放送設備の更新時期に超高精細に対応した設備にするかどうかは大きな経営問題であり、スピード感のある議論・検討がなされることを強く要望します。 同時に、設備投資、番組コンテンツ制作を担う地上放送事業者にとって過度の負担を強いることがないよう、所要の施策が講じられることを強く要望します。	地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
227	(株)テレビ新広島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上波テレビ放送の高度化については、重要な課題であると認識しており、国の施策として必要な研究開発を着実に実施することが重要と考えます。特に地方テレビ事業者にとっては経営面への影響など技術以外の課題も多いため、サイマル期間の調整やロードマップ策定へ向けた検討を慎重に進めることが必要と考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
228	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	映像の高品質化は避けて通れないが、それが新たな収入源に結び付く可能性は少ないと考えられ、ローカル局への優遇措置が望まれる。また受信機の買い替えなど視聴者の負担軽減に留意するなど慎重な対応が必要である。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
229	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビ放送の高度化は、この先も大きな課題であり、研究開発等や検討が進められることは必要と考えます。加えて、技術面以外にも、それ以上の多様な困難な課題があり、継続して慎重な検討が求められると考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
230	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化は重要な課題ですが、技術的に困難な現状があり、必要となる研究開発を、国の施策として実施することが肝要だと考えます。また、技術以外にも、受信環境の整備や事業性などといった課題も多く、長期的な視点での検討が必要だと考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
231	讀賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	ケーブルテレビ、IPTV、一部の衛星放送による4K実用放送実施が開始されたことから、重要な基幹放送である地上テレビジョン放送も劣後することのないよう、国の施策として、地上テレビジョン放送の高度化の研究開発を着実に実施することが肝要と考えます。さらに技術以外の制度的な課題も多いと考えられるため、長期的な視点で慎重な検討が必要と考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。
232	関西テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビジョン放送の高度化については平成28年7月付「電波政策2020懇談会報告書」にある通り、超高精細地上放送が実現可能となる伝送容量拡大技術等の確立を目指し、平成28年度から3ヶ年計画で研究開発が進められています。当該研究開発を促進し技術実証を進めていくとともに遅滞なく技術規格を策定することが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
233	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	地上テレビ放送の高度化は、地デジ化後の重要な課題であると認識しています。まずは国の施策として、必要な研究開発を着実に実施する体制整備が不可欠と考えます。さらにビジネスモデル等、技術以外の課題も大きいと考えられるため、長期的な視点での検討が必要と考えます。	御意見のとおり、地上テレビジョン放送の高度化については、その実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多いと考えており、十分な検討がなされる必要があると考えております。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
234	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開	当社グループでは将来への知見の蓄積を目的に、すでに4Kコンテンツの制作などに取り組んでいますが、地上テレビ放送の高度化にはなお技術的な課題も多く、「必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていく」姿勢は極めて重要であり、さまざまな実証実験なども通じて、今後の検討を進めていただきたいと思います。	基本的に賛同の御意見として承ります。
235	個人①	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	③今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開 ④番組ネット配信と放送の関係の検討	4K・8K放送の対応、および番組ネット配信の実施については、共にIP技術による番組コンテンツ配信が不可欠である。動画コンテンツのIP配信については、幾つかの技術方式があるが、現状の主体はユニキャスト方式である。このユニキャスト方式を放送の高度化実現方式とした場合に以下の課題を解決する必要がある。 1. 著作権法のユニキャストへの拡大適用:放送局が実施するものに限定してユニキャストによる番組コンテンツ配信を一般放送とする。 2. 配信インフラ強化:ユニキャストによる動画配信については、視聴規模に比例して通信帯域とサーバ機器が必要となり、そのコストも増大する。この点から今後の放送高度化を推進する為に、国としてこのインフラ強化に取り組む事が不可欠と考える。具体的な施策として、放送高度化にむけたインフラ事業支援として、放送局と国内配信事業者との業務提携の推進、および設備投資に対する支援制度(補助金、税制等)の実施が望まれる。	番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 また、著作権処理についても、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であるとされており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
236	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進	放送番組のインターネットでの同時配信は非常に重大な案件であり、放送番組の取扱いに関する諸課題等について、検討を行うことが必要との原案を支持します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
237	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	ご指摘のとおり、ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等についての検討が行われることが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
238	法人①	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	また、新サービスの展開においても、従来の放送サービスの社会的責任・役割は担保されるべきであるという考え方に賛同いたします。現行では、放送の持つその社会的責任として、「放送番組に関する法的規律」「放送設備の安全・信頼性基準」など放送独自の責務が存在しております。今回の『取りまとめ(案)』においては、「伝送システムへの負荷軽減等の技術面の課題」あるいは「ネットワークに係る費用負担の在り方」など、インターネット配信の特性を考慮した負担の軽減や基準の緩和が検討されることについても、歓迎しております。一方で、今後は、従来の周波数電波を通じた番組提供も、インターネットを経由した番組提供も、視聴者の体験上は同様のものとなると思います。例えば、「公序良俗に反する番組の提供への規制」「青少年保護」など提供番組に関する規律については、放送、配信サービスに関わらず「視聴者利益保護」の観点からも共通して規制されるべき社会的責務であると考えますが、配信サービス事業の番組提供については、同等の社会的責務に対応する体制が存在していません。インターネットを活用した新サービスにおいて、その出自が放送であるか配信サービスであることによって、視聴者に対する社会的責務が異なることは、両者の公平な競争を促進する観点からも、「視聴者利益保護」の観点からも課題があることから、放送と配信サービス事業者の双方にとって、同様にインターネットを利用したサービスとして共通する公正な規制の仕組みづくりを検討されることを期待しております。	基本的に賛同の御意見として承ります。
239	秋田テレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「インターネットでの同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、今後検討を行うことが必要である」との原案に賛同します。 放送の同時配信について、「放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある」との現状認識を踏まえつつ、無秩序な同時配信が行われればローカル局の存立基盤を大きく揺るがすことに繋がることから、県域制御可能なシステムを念頭に検討を進めるべきであると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
240	(株)さくらんぼテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である。」は妥当と考えます。 県域制御が可能なシステムを念頭にした仕組み作りが重要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
241	山陰中央テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	インターネットでの同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、今後検討を行うことが必要との原案に賛同します。 放送の同時配信について、「放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある」との現状認識を踏まえ、同時配信を放送もしくは放送に準ずる補完的な放送と位置づけるなどの制度変更があっても地域免許制度に準ずる配信制御を含め、今後検討を行うことが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
242	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「インターネットによる番組配信サービスは、放送に類似するとはいえ放送そのものではなく、通信サービスとして提供されており、放送と全く同一のコンテンツが提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある」との認識に賛同します。また「ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である」との考えに賛同します。今後は、地方創生の観点から地域情報発信の確保と海外への発信力促進を視野に入れ、地域制御が可能なシステム作りとネット配信を両立させる工夫や仕組みを検討していくことが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
243	(株)静岡第一テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	番組ネット配信と放送の関係の検討については、NHKの同時配信実証実験やキー局の見逃し配信など実現されている分野もあり、民間放送事業者にとっては避けては通れない環境変化だと考える。一方で、番組のネット配信は、地方の民間放送事業者が得られる収益と配信コストのバランスを考慮し、環境整備されることを要望する。放送番組を同時配信する場合は、地域免許制度との整合性から、エリア限定の考えは必須だと考える。	番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
244	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	放送番組のインターネット配信サービスを「いつでも、どこでも、放送番組を見たいというユーザー側のニーズに合致したもの」と評価する一方、ネット同時配信に際しての放送番組の取り扱いなど検討しなければいけない課題があることを明記している点について妥当と考えます。 同時再送信等の検討に当たっては、この他、地域免許制度など放送制度との整合や、民放ネットワーク体制との関係、配信に係るコスト負担、ビジネスモデルの在り方など多方面から検討することを要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
245	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	新サービスの一つとして、放送事業者が放送中の放送番組をインターネットで同時に提供する事例が挙げられていますが、現行の地域放送制度やネットワークによる放送体制の根幹との整合性に係る問題であり、ビジネスモデルの観点から課題が多いと思いますので、カバレッジの地域制御システムなどを含め、民間放送事業者の意見を聞いて頂き、慎重に議論を進められるようお願い致します。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
246	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ④番組ネット配信と放送の関係の検討	地上テレビ放送の常時同時配信は、地域免許制度など放送制度の根幹との整合や、民放ネットワーク体制の在り方にかかわるものであり、コスト負担やビジネスモデルの観点からも課題が多いと考えます。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
247	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ④番組ネット配信と放送の関係の検討	地上テレビ放送の常時同時ネット配信は、地域免許制度など放送制度の根幹との整合や、民放ネットワーク体制の在り方にかかわるものであり、コスト負担やビジネスモデルの観点からも課題が多いと考えます。 地上テレビ放送の同時ネット配信を検討するにあたり、地域性・配信コスト・視聴情報の取り扱いなどの課題解決に向けて技術的な面からも取り組みを進めるべきと考えます。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
248	(株)高知放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ④番組ネット配信と放送の関係の検討	地上波テレビ放送の常時同時配信については、現状の地域免許制度など放送制度の根幹との整合性や、民放ネットワーク体制の在り方にも関わる問題であり、コスト負担やビジネスモデルの観点からも多くの課題があると考えております。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
249	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	インターネット同時配信については、災害時において有用な情報伝達手段であると考えており、本案にあるように、今後検討を行うことが重要であると考えます。一方で、地域免許制度との整合性の問題もことから、エリア制御のシステムを模索するなどして、地域情報の確保を図ることが前提になると考えます。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
250	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	基幹放送普及計画の中にある“地域性”確保のためには、日常生活での行動範囲や災害時の情報発信の点から現状の県域と言う広さが適当と考える。放送中番組のインターネット同時配信は、県域免許制度との整合性の観点から、サービス範囲の考え方など慎重に検討すべきと考える。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
251	北海道放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	番組ネット配信と放送の関係についての検討では、ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取り扱いに加え、県域免許制度との整合性についてももしっかり議論していただきたい。	番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
252	北海道文化放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	地上テレビ放送の常時同時配信は、地域免許制度など放送制度との整合や、民放ネットワーク体制の在り方に関わるものであり、課題が多いと考えます。また、これら課題に係る各制度の検討に際しては、民間放送事業者が主体的に事業展開に取り組めるよう配慮をお願いします。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
253	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	インターネットなど通信サービスによる放送番組の同時視聴については、「情報流通の促進や視聴者利益の増進の観点から」理解できますが、こうしたサービスの実施にあたっては「こうしたインターネットによる番組配信サービスは、放送に類似するとはいえ放送そのものではなく、通信サービスとして提供されており、放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある。」と「取りまとめ案」で指摘されている意見は妥当であり、更なる議論が必要と考えます。また、同時視聴にあたっては「放送の多元性・多様性・地域性の確保」の観点から、地上波の県域放送経営の維持を前提とすべきことから、サービスの検討にあたっては丁寧な対応をお願い申し上げます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
254	沖縄テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「インターネットによる番組配信サービス」については、地域免許制度など放送制度の根幹との整合性やネットワーク体制の在り方にかかわるもので、ビジネスモデルの観点からも解決すべき問題が多く、民放事業者の意見を聞きながら議論を進める事を要望します。	番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
255	(株)テレビ新広島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	地上波テレビ放送の常時同時配信は、地域免許制度など放送制度の根幹との整合や、民放ネットワークの在り方に関わるものであり、コスト負担やビジネスモデルの観点からも課題が多いと考えます。県域制御が可能なシステムを設けるなど地域情報の確保とネット配信を両立させる仕組みづくりが必要と考えますので、民間放送事業者の意見を聞きながら議論を進めることを要望します。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
256	(株)毎日放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	地上テレビ放送の常時同時配信は、国民視聴者が大きな関心を寄せている案件であり、今後、放送事業者の意見を充分にきみ上げ、適正な議論がなされることを期待します。 特に地上民放事業者が現行の地域制のビジネスモデルによって存立し、それにより地域の報道・情報提供が民営企業として行われている現状を考えると、検討会でも問題提起された適正な地域制限の実施などについて十分な検討が行われるべきだと考えます。 また著作権処理については、放送を補充する同時配信については欧米並みの簡略化(放送同等級)も含めて、権利者、放送事業者からの意見もきみ上げ、十分な検討を行うべきと考えます。検討会の議論にもあつたとおり、特定の箇所、楽曲についてネットでは流さないよう常時作業をすることは事業者にとって過大な負担となり、現実的ではありません。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えております。 また、著作権処理についても、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であるとされており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
257	(株)WOWOW	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「番組ネット配信と放送の関係について、更なる情報流通の促進や視聴者利益の増進の観点から、ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要」との考えに賛同いたします。つきましては、早急に当該検討を進め、早期に放送事業者が視聴者のライフスタイルに沿った番組配信サービスを大きな負担や障害なく円滑に開始し、運用できるような環境の整備を要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
258	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等の検討において、地方局の県域放送免許制度の根幹を揺るがしかねない問題をはらんでおり、課題が多い。慎重な検討を要望する。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
259	(株)テレビ静岡	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	インターネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、今後検討を行うことが必要との原案に賛同します。 放送の同時配信について、「放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある」との現状認識を踏まえ、同時配信を放送もしくは放送に準ずる補完的な放送と位置づけるなどの制度変更も含め、今後検討を行うことが必要と考えます。 さらに、県域制御が可能なシステムを念頭に、地域情報の確保とインターネットでの同時配信を両立させる仕組みが必要と考えます。地域の民間放送事業者の意見を考慮し、議論を進めるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
260	北日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	インターネットの普及とパソコンやスマートフォン等の普及により、放送中の放送番組のインターネットでの配信が可能となり、ライフスタイルの変化を背景にユーザー側のニーズもあることから、実施に向けて課題検討が提言されているが、今までも見られていた放送番組をインターネットでも視聴できるようにしたとしても、ビジネスの上では現状維持がせいぜいで前項で挙げられているような新サービスの展開ほどの伸び代はなく、反対に以下のような問題点があり、問題が顕在化しないよう限定的に進めるのが現実的であると考えます。 配信費用は誰が負担するのか。電波に加えてインターネットでも配信するには相応の費用が必要になる。放送事業者が負担するのか、それとも視聴者が負担するのか。この意見書の前項で書いたが、視聴者が録画機を購入してインターネット経由でみるという方法は既に行われている。既存の放送について全体の経済効果を考えれば、このような方法も選択肢の一つではないか。 地上民放事業者は県域免許制度を基盤にしており、インターネットによる放送番組の配信をエリアを超えて大々的に行うことは、その事業基盤を損なうことになるが、既存の放送について、はたしてそこまでのインターネット配信を行うだけの社会的な利益があるだろうか。	番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
261	富山テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	ICTの進展に伴い、地上テレビ放送のインターネットによる同時配信が検討されていますが、これは「基幹放送普及計画」に基づく地域免許制度の根幹を揺るがしかねません。また、著作権法 第102条第5項「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化を行うことができる」に抵触するなど、多くの課題を有しています。同時配信エリアは、地域免許制度に即した形に止めるなど慎重な議論を進められるよう要望します。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
262	(株)新潟総合テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「インターネットでの同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である。」との原案に賛同します。放送の同時配信について「放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある。」との認識を踏まえ、県域制御が可能なシステムを念頭に地域情報の確保と同時配信を両立させる工夫や仕組みについて検討を行うことが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
263	(株)テレビ愛媛	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	番組ネット配信と放送の関係については、「放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっています。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある」との現状認識を踏まえ、県域制御が可能なシステムを念頭に制度変更等、今後検討を行うことが必要と考えます。	番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
264	関西テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	放送事業者が災害情報を含めて、視聴環境の変化を踏まえ、インターネット等の多様な手段も活用し、国民・視聴者に対する情報提供・伝達の主要な担い手となっていくためには、インターネットで配信する放送コンテンツの権利処理等にかかる負担を軽減するための法整備やサーバーやネット利用負担軽減のためのプラットフォーム構築等の検討が必要と考えます。また放送の常時同時配信については、民放ネットワークの在り方、地域免許制度との整合性など多くの課題があると考えます。特に民間放送事業者にとってはビジネスとしての観点も重要な課題であると考えます。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
265	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	番組情報流通の促進等の観点から、番組ネット配信と放送の関係の取扱いについて、関係者の意見も踏まえ検討を行う必要があるとされています。先にも述べましたが、番組のネット配信は、民放の根幹である地域免許制やネットワーク体制の在り方、整合性に関わるものであり、慎重な考慮、検討が必要な重要な問題と考えます。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
266	東海テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	放送番組のネットでの同時配信は、民放ネットワーク体制の在り方を含め、現在の民放のビジネスモデルの観点からも課題があります。地域制御可能な仕組み作り等も視野に入れ、民間放送事業者の意見も踏まえた慎重な検討が必要と考えます。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
267	(株)鹿児島讀賣テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	放送番組のネット同時配信については、地域免許制度などの放送制度との整合性について十分配慮するよう要望するとともに、地方の放送事業者にどのような影響を与えるのか十分な検証と慎重な対応を重ねて要望します。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
268	(株)岩手めんこいテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	ネット向けの同時配信については、地域放送という現行の免許制度との整合性や、他の法律(例えば著作権法など)への影響もあるため、「ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である」との記述に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
269	(株)サガテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「番組ネット配信と放送の関係について、更なる情報流通の促進や視聴者利益の増進の観点から、ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である。」に賛同いたします。放送とインターネット同時配信を両立させるためには、ネット配信の地域制御が不可欠だと考えます。地域免許制度が形骸化しないよう慎重な制度の策定が必要だと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
270	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	①放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進 ④番組ネット配信と放送の関係の検討	地上テレビ放送の常時同時配信は、本報告書案に記載の通り、視聴者のライフスタイルの変化に対応するものではありませんが、実際の視聴者ニーズ、コスト負担や円滑な権利処理の方法など事業性の観点からの課題も多く、十分な検討が必要と考えます。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
271	日本海テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	放送コンテンツのインターネット同時配信について、視聴スタイルの変化や有益性を鑑み、地域コンテンツにおいても、同時配信の検討を進めることが適当であると思われる。その一方で著作権・肖像権をはじめ放送番組の取り扱いにかかる諸問題、配信用サーバーなどハード面の整備等、今後一層の検討が必要と考える。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
272	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	インターネットによる番組同時配信サービスは、ユーザー側のニーズに合致している事は承知しているが、今後同時配信が無秩序に拡大した場合、現在の地上波民放のビジネスモデルを崩壊させかねないという事が懸念される。国民・視聴者ニーズに応える事は必要であるが、最も公共性・公益性の高い地上波民放ネットワークの構造が崩れることは、国民・視聴者利益を損ねることにつながりかねないという点が十分に議論されることを要望する。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
273	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	放送番組のネット同時配信については、既に災害時等において、視聴者のニーズに応えるべく実施しています。今後その範囲を拡大するのであれば、視聴者ニーズの確認を行うと同時に、「番組ネット同時配信」と「放送」の関係など、現在の放送制度全体との関係についての検討を丁寧に行う必要があります。またその費用負担や技術的課題の検討も必要です。民間放送事業者に関しては、ビジネスモデルの検討も必要であり、過度の負担を求めるような検討結果にならないよう希望します。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
274	(株)フジ・メディア・ホールディングス (株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	インターネットでの同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、今後検討を行うことが必要との原案に賛同します。 放送の同時配信について、「放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある」との現状認識を踏まえ、同時配信を放送もしくは放送に準ずる補完的な放送と位置づけるなどの制度変更も含め、今後検討を行うことが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
275	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である」との原案に賛同致します。 放送の同時再送信について、「放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある」との現状認識を踏まえ、同時配信を放送もしくは放送に準ずる補完的な放送と位置づけるなどの制度変更も含め、今後検討を行うことが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
276	(株)テレビ西日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である」とした原案に対して、エリア制御の確実な実施が担保されることを条件として、賛同します。 本件の検討を進めるにあたっては、「放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある」との現状認識を踏まえた上で、今後、同時配信を放送もしくは放送に準ずる補完的な放送と位置づけるなどの制度変更を行うことも視野に入れるべきだと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
277	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	インターネットによる番組配信サービスは「放送に類似する」とはいえ、放送そのものではなく、「同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律が大きく異なっている」とはまさに認識の通りです。地上テレビ放送のインターネットによる常時同時配信では、この異なる法的規律の整合が必要と考えており、地域情報を確保し、地域の文化や経済はもとより、健全な民主主義の発展に資するという放送法に準じて、配信エリアを定めるなどの仕組み作りや制度整備も視野に、今後、民間放送事業者の意見を十分に踏まえた検討を希望いたします。 また、放送コンテンツのインターネットでの配信においては、著作権等権利処理の課題も大きいと認識しており、同時配信については放送の補完的な位置づけとする制度をはじめ、今後の検討を要望いたします。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えております。 また、著作権処理についても、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
278	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	地上波テレビ番組の常時同時ネット配信は地方局の存立基盤や放送制度、放送ネットワークの在り方を揺るがす問題で課題も多く、軽々に判断することは避けたい。ローカル局が県域での文化・経済・防災など多方面での重要な役割や意義を担ってきた事実は重いと考える。ライブ配信については、RadikoとRadikoプレミアムの関係のようにエリア内とエリア外の線引きも必要かと思われる。	番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
279	松竹ブロードキャスティング(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	放送の同時配信は、視聴者のライフスタイルの変化への対応に不可欠なサービスであり、放送の付加価値として視聴者にとっても有益であることから、その推進のために、放送事業者が行う同時配信サービスは放送の補完といった位置づけにするなど、通常の配信サービスとは区別した法制度の整備等の検討を希望します。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
280	北海道文化放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	通信環境が充分でない地域では情報格差が生じ、若者の流出などが懸念されます。各地域の民間放送事業者の意見も充分考慮の上、慎重に議論を進めていただければ幸いです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
281	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	スマートフォンで放送番組や関連情報等の地域コンテンツを視聴できる環境を実現する仕組の構築が肝要とされています。 放送番組のネット同時配信については、民放の根幹である県域免許制やネットワーク体制の在り方など、整合性に間わるものであり、慎重な考慮、検討が必要な重要な問題と考えます。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
282	福井テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である。」ことは適切と考えます。 放送の同時配信については、現状の諸問題を整理し、民間放送事業者の意見を聞きながら議論を進めていきたい。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
283	(株)福岡放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	ネットでの放送番組の同時配信について、視聴者のライフスタイルの変化、視聴者ニーズ、視聴者利益増進の観点で検討課題となっているが、県域を越えた放送番組の定常的な同時配信については、区域外再放送との関係性や地方局への影響など、極めて慎重に検討する事を要望する。熊本地震の例にあるように、災害時における放送番組の同時配信は有用であるため、平常時と災害時は分けて考えるべきである。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
284	(株)フラーコミュニケーション放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	放送と全く同じコンテンツであっても、インターネットによる番組配信サービスは、付加的な新しいサービスを冗長させることができるという前提に立たなければ、現在でも、法的規律の異なりから、提供者側・視聴者側の双方だけでなく、コンテンツ素材を広く広報したほうがメリットのあるコンテンツ所有者にとっても、必ずしも有益ではない状況が顕在化している。閉ざされた世界での議論ではなく、広く一般の方からも意見が集約できるような場が必要。 また、システムの負荷は、大きな問題であるが、番組配信のシステムを放送局が自ら持つのか、企業と契約をするのか等においても軽減策が異なってくる。 一括的な費用負担策ではなく、運営に対する継続的な施策が望まれる。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
285	(一社)日本レコード協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	番組ネット配信の普及・多様化に向けた施策の検討について、著作権関係の課題を整理するに際しては、放送事業者側の意見聴取のみならず、権利者側からも十分に意見聴取も行った上で現状把握する必要があると考える。 番組ネット配信と放送の関係について、報告書(27頁)では、法的規律の相違が提供者・視聴者にとって必ずしも有益になっていないとの指摘がなされている。著作権法上、番組ネット配信は「自動公衆送信」と位置付けられ、「放送」とは明確に区別されている。この違いをCD利用に係るレコード製作者の権利処理について敷衍するに、放送の場合は、合意に基づく報酬額を文化庁長官の指定団体である当協会に一括支払いすることで足りる一方、番組ネット配信については、各レコード製作者から送信可能化の許諾を個別に得る必要がある。もっとも、後者に関して、当協会は平成18年に送信可能化権の集中管理事業を開始し、その枠組みの下でNHK・民放の番組ネット配信が安定的に実施されている。また、NHKのテレビ同時配信実験についても、上記の許諾スキームによりレコード利用の円滑化は図られていると認識している。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えております。 また、著作権処理についても、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であるとされており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
286	(株)南日本放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	番組のネット配信は大きな流れであるが、権利処理が放送事業者にとって課題である。情報流通の促進と視聴者利益の増進の点から、新たな権利処理ルールの策定を要望する。	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であるとされており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
287	(株)秋田放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	ネットでの同時配信は視聴者の利便性を考えると、今後充実していくべき課題と思われる。 実現に当たっては権利処理等の課題の検討を要望するとともに、重い負担となる設備について、国の支援を強く求める。	放送番組のネット同時配信については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
288	法人①	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	「番組ネット配信と放送の関係の検討」の中でも、指摘されていることですが、放送番組のインターネットでの配信の促進を妨げる要因の一つとして、それが「放送とは類似するとはいえ放送ではなく、通信サービスとして提供されている…(中略)…放送と配信では法的規律が異なる」ということがあります。具体的には、事業者間で運用される番組の権利処理についても、放送の同時再送信をインターネット経由(ユニキャスト)で提供した場合には、「放送権」ではなく「配信権」として定義されています。また、それに伴い音楽著作権や著作隣接権など番組に付帯する権利の処理においても、別途の対応が必要となります。番組を自ら制作し、放送する地上波放送局の立場であっても、これらの権利処理については物理的に煩雑な対応と別途交渉に基づく費用負担が求められます。まして、番組の二次利用以降の権利を購入してサービスを行うことの多い有料多チャンネル放送局の立場では、新サービスを実現するためには現状「放送権」に合わせて「配信権」の購入が必要となり、番組への二重の投資負担が求められます。その回収のために、インターネットの活用したサービスを積極化し、視聴者の拡大を図ればということになるわけですが、現状ではその積極的な先行投資負担を実行できる事業者は非常に限定的です。 そこで、制作段階及び権利の取得段階において、現在・将来を含めた全ての利用について一元的な管理及び処理の出来る方法について、各制作者及び権利者団体に早急にご検討頂くことが必要であろうと考えます。このような一元管理及び処理の方法により、多様なジャンルのコンテンツが様々な方法により利用者に提供されることが可能となり、国内外を含めた「視聴者のニーズ」や「視聴者利益保護」にも適合し、同時にコンテンツの積極的な利活用の促進を通じて、権利者を含めてコンテンツ産業全体の更なる発展にもつながることであると考えます。	コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であるとされており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
289	スカパーJSAT(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	ここでは、「インターネットによる番組配信サービスは、放送に類似するとはいえ放送そのものではなく、通信サービスとして提供されており、放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある。」との記載は妥当な評価と考えます。 この状況下で競争環境の公平性を確保し両者ビジネスの健全な発展を、安定的な放送サービスの提供と両立させながら推進していくためには、マスメディア集中排除原則やプラットフォームガイドライン等といった法的規律についても現在の環境変化に即して見直しや緩和の検討が進められることが重要であると考える。	基本的に賛同の御意見として承ります。 マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
290	(一社)衛星放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	<p>国民・視聴者側からのニーズとして、マルチデバイス化などを背景に、いつでも、どこでも、サービスを受享受したいというライフスタイルの変化に対応することが急務であり、一方で、放送事業者が提供する放送をベースにした配信サービス(番組の同時配信=検討会で言うところの「IPサイマル配信」と)、通信事業者が提供する番組配信サービスを明確に区別した制度面での整備を含めた検討も必要と考えます。</p> <p>2010年の放送法改正で、放送の定義が「『放送』とは、公衆により直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう」と変更されたことにより、条文上、インターネット(電気通信)も含まれるように読めることとなりましたが、昨今のインターネットの普及状況を踏まえ、改めて双方の関係性、法的位置づけの議論を要望いたします。</p> <p>他方、著作権処理の観点からは、同一コンテンツが放送かインターネットかという伝送路によって処理が異なることがコンテンツ流通の阻害要因の一つとなっています。この点について、関係省庁、諸団体において早急に検討されることを要望いたします。</p>	<p>コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>
291	長崎文化放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	<p>現在の地上波テレビの番組制作・安定した放送を維持したうえで、新たな付加価値を生み出すための人員を割くことは、プラスアルファの人員を雇用する必要がありますが、テレビビジネス収入の伸びが期待できない環境下では、収益性を低下させることにつながります。また一極集中が進んでいることで、地方都市ではその人材を確保することはかなり困難です。</p> <p>収益性に影響が大きいのは人件費、人員確保の難しさだけでなく、デジタル放送に変わったことで、放送機器更新のスパンが以前の3分の2程度に短くなり、放送設備更新費用の積み立てがまったく追いつかないという側面も大いにあります。それは3局以上の民放が存在する地域では顕著だと思えます。</p> <p>優先順位としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した放送のための放送設備の整備</li> <li>・安全な放送、地域情報発信のために必要最低限の人員確保</li> <li>・最低限、事業継続のための収益確保</li> <li>・新時代に求められる取り組み(マルチデバイス、地域医療情報など)</li> </ul> <p>と認識しておりますが、現状は3点目までが精一杯の状況で、検討会でご指摘いただいている4点目に取り組み余力を生み出せていないのが実情です。</p> <p>このような状況の中、弊社としては、既存のプラットフォームを利用して、自社制作番組やニュースのオンデマンド配信を開始し、SNSを通じて情報発信に取り組んでいます。この際に大きなネックとなっているのが音楽の著作権処理です。地上波放送と違い、インタラクティブ配信の場合は、別途JASRAC等と契約を結び、別途使用楽曲を報告しなければなりません。その際の申請手続きは、地上波放送に比べて圧倒的に作業量が多く負担が増えています。加えて番組のコーナーを配信する場合、現実的には楽曲は使用できません。この楽曲使用や申請手続きについて地上波と同等の作業量でできるようになれば、より推進できると思えます。</p>	<p>コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>
292	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービスの展開	④番組ネット配信と放送の関係の検討	<p>「番組ネット配信と放送の関係の検討」において、放送番組のインターネットでの配信が取り上げられておりますが、視聴者がいつでもどこでも放送番組を観る事が出来て利便性が向上することから、今後ますます利用が増加することが予想されます。今後、良質な放送コンテンツのネット配信を促進するために、著作者にとっても合意でき、視聴者サービスの向上にも資するような著作権上の手続き等の簡素化について検討をお願いいたします。</p>	<p>コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>
293	(株)テレビ新潟放送網	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保		<p>放送の基本的役割として、平時・非常時を問わず、国民・視聴者が求める地域に必要な情報を継続的に提供することと記載されている通り、地方民放局は高い公共性・公益性が求められており、その責任を果たすため、平時から態勢を整えています。しかしながら、人口の減少や経済の衰退等、地方の疲弊は進み、地方民放局の経営は大きな影響を受けており、今後もその影響は続くものと推測されます。つきましては、放送の基本的役割を継続して果たすためにも地方民放局が健全に発展するような放送行政を推進するよう要望します。</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>
294	(株)ジュピターテレコム	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保		<p>地域に必要な情報を、平時・非常時問わず継続的に提供できる体制を構築することは重要であると認識しております。</p> <p>当社においても、地域ごとに番組編成を行っているコミュニティチャンネルでは、平時より地域との連携を密にとりながら、地域のニーズに合ったきめの細かい情報の配信を実施しています。また災害の備えとして、地域自治体と災害発生時の情報連携などを取り決めた災害協定を締結し、地域住民の安全・安心の確保につながるよう円滑な情報配信を行う体制構築に努めているところです。</p> <p>本取りまとめにおいても、ケーブルテレビが地域情報発信の担い手として期待されている趣旨の記載があり、これは、これまでの地域に密着した様々な活動について評価をいただいた結果と受け止めておりますが、引き続き地域の安心安全に資する情報を提供するよう努めて参りたいと考えます。</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
297	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保		地上基幹放送事業者自らが、放送を巡る環境変化に応じた経営努力を行っていく事は当然であるが、これは国民・視聴者利益を守るという観点からも現在の地上波民放ネットワークをそのまま維持する事が大前提と考える。今後広告料収入の減少により地上波民放のコンテンツ制作力が弱体化する事は避けなければならない、つまりは、IoTを中心とした新規事業などで、地上波民放事業者の広告料収入の減少を補てんするに十分な収益を上げる事ができるような施策を今のうちに講じる必要があり、それらに対する国のさらなる支援を要望する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
298	メディア総合研究所	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保		地域に必要な情報流通の確保については、主体となるべき地方局のニーズを十分聞いたうえで実施すべきであり、机上の空論的な発想で行うべきではない。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
295	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの発信を「国民・視聴者に向けた地域コンテンツの発信・提供は、経済的社会的文化的発展に貢献するという点から極めて重要である」と位置づけ、そのためには「地方創生に資する観点から、地方の放送事業者等の情報発信力の強化が重要となる」とは妥当であり、賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。
296	北海道文化放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進 ②地域情報の確保	「地方の放送事業者等の情報発信力の強化」の重要性について、強く支持します。メディア環境が変化しても、放送法第91条の趣旨に則り、地域民間放送事業者によるコンテンツの多様性と、番組編成の独自性が担保されることが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
299	岡山放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	「地域コンテンツの海外への発信の促進も、インバウンドの増加等による地域活性化への貢献が見込まれる」ところであり、地域コンテンツの海外展開をさらに推進するための方策が必要である」との指摘に賛同します。地方創生に資する観点から、地域メディアが新たに期待される役割だと考えますが、海外展開に際して、対象国との橋渡しやコンテンツ権利クリアを含めた環境整備をしていただく等、国からの総合的支援を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。また、著作権処理についても、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
300	(株)テレビ西日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	番組販売や共同制作等の手法による地域コンテンツの海外展開は、将来の経営基盤強化につながる戦略のひとつに位置付けているところであり、「地域コンテンツの発信・提供は、経済的社会的文化的発展に貢献するという点から極めて重要である」「地域コンテンツの発展は、地方のクリエイターの養成や、海外への番組販売を通じて、コンテンツ産業の活性化にもつながるものである」とした原案に賛同します。今後は、地方局の海外展開を後押しする支援策の拡充と、蓄積された先進事例やノウハウの提供といった、さらなる環境の整備を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
301	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	「地域コンテンツの海外への発信の促進も、インバウンドの増加等による地域活性化への貢献が見込まれる」ところであり、地域コンテンツの海外展開を更に推進するための方策が必要である。とりわけ、地方創生に資する観点から、地方の放送事業者等の情報発信力の強化が重要となる」との提言に賛同致します。海外展開については地域からの要請も今後益々高まっており、総務省を含め関係各省からのご支援の継続・拡大を要望したいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
302	(株)新潟総合テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	「国民・視聴者に向けた地域コンテンツの発信・提供は、経済的社会的文化的発展に貢献するという点から極めて重要である。」に賛同します。地域情報を含めた地域コンテンツの他地域、全国、海外への発信により、地域と海外の結びつきができることで、海外からのインバウンドの増加や地域産品の販路拡大、更にはアウトバウンドの増加に繋がると考え、地方創生に資する地域コンテンツの海外展開を更に推進するための国の支援の継続を希望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
303	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2) 地域に必要な情報流通の確保	① 地域コンテンツの受信のための取組推進	「各地域の放送事業者による当該地域の住民に向けた情報発信が重要であることは論を俟たないが、これに併せて、全国や海外に向けて、当該地域の情報を発信することにも一層の努力がなされていくことが重要である」ことに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
304	山陰中央テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2) 地域に必要な情報流通の確保	① 地域コンテンツの受信のための取組推進	「インバウンドの増加等による地域活性化への貢献が見込まれるところであり、地域コンテンツの海外展開を更に推進するための方策が必要である。とりわけ、地方創生に資する観点から、地方の放送事業者等の情報発信力の強化が重要となる。」との認識に賛同します。地域コンテンツの海外展開事業は、放送事業者にとって収益性の確保が難しいものの、地方創生・地域活性化の観点から放送事業者も積極的に取り組むべきと考えています。地域コンテンツの海外展開の更なる推進のため、国による支援の継続を希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
305	(株)静岡第一テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2) 地域に必要な情報流通の確保	① 地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの海外配信は、インバウンドの増加等による地域活性化への貢献が見込まれるが、地方放送事業者は、再編集作業や権利処理などで赤字あるいは、ほとんど利益が出ない状況である。その推進にあたっては、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
306	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2) 地域に必要な情報流通の確保	① 地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載があるが、これらの事業については記載のとおり、放送事業者だけが利益を得るのではなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものである。また地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者にとって直接最終的には利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
307	(株)テレビ金沢	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2) 地域に必要な情報流通の確保	① 地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツへの投資について、内容や条件にもよるが、放送事業者にとって直接利益につながらないことが多い。放送区域への経済貢献という側面が大きいが、地域活性化と地方創生の推進ため、国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。
308	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2) 地域に必要な情報流通の確保	① 地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載があるが、これらの事業については記載のとおり、放送事業者だけが利益を得るのではなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものである。また地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者にとって直接最終的には利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
309	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2) 地域に必要な情報流通の確保	① 地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化がインバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載がありますが、これらの事業については記載のとおり、放送事業者だけが利益を得るものではなく、広くその地域経済圏に直接的・間接的なメリットをもたらすものです。地方の放送事業者にとって、海外発信への投資が必ずしも最終的な利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関して、継続的な国や地方自治体の支援を要望します。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
310	(株)テレビ新潟放送網	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載がありますが、これらの事業については記載のとおり、放送事業者だけが利益を得るのではなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものです。事業の実施にあたっては、自治体が希望するターゲット国の共同制作局の確保や放送枠の確保が非常に難しく、金銭面での交渉は難航しています。また、海外局は多くの話数を有する番組を希望するほか、ネット配信やモバイル、IPTV等日本以上にメディアの多角化が進み、コンテンツ配信に対する要望が強く、これに対応するには番組開発力が求められます。こうした状況から多額の費用がかかり、地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者にとって直接最終的には利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を強く要望します。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
311	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載があるが、放送事業者だけが利益を得るのではなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものである。また、地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者の利益につながっていないこともあり、その推進には費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
312	日本海テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	「地域コンテンツの海外への発信の促進も、インバウンドの増加等による地域活性化への貢献が見込まれる」とあるが、これらの事業については、記載の通り放送事業者だけが利益を得るのではなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものである。また、地域コンテンツへの投資が必ずしも各放送事業者にとって、最終的には利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
313	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載があるが、これらの事業については記載のとおり、放送事業者だけが利益を得るのではなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものである。また、地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者にとって直接最終的には利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
314	(株)秋田放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	ローカル局の情報発信力強化、海外への地域情報発信は、地域の発展に必要であると考えますが、現状では必ずしも放送局の利益に貢献するものではない。海外への情報発信に対する、様々な支援制度の創設を含め、より一層の支援を求めるものである。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
315	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受信のための取組推進	地域コンテンツの海外への発信が地域活性化に貢献する事は弊社も同じ認識であるが、単発的な番組の発信だけではインバウンド増加にはつながりにくい。継続的なローカルコンテンツの発信や連動した事業展開を放送事業者が積極的に推進していくためにも、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
316	(株)熊本県民テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資すると記載されている通り、これらの事業については放送事業者だけではなく、その地域経済圏に広く直接・間接のメリットが及びます。その一方で、地方の放送事業者にとっては、地域コンテンツの海外配信強化への投資が必ずしも直接利益につながっていないこともありますので、その推進にあたっては費用負担に関して、継続的な国や地方自治体の支援を要望します。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
317	(株)福岡放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツの海外への発信の促進について、インバウンドの増加による地域活性化への貢献が見込まれており、国や地方自治体と連携し、積極的に取り組むべきと考えている。しかしながら、この取り組みが必ずしも放送事業者の直接的・間接的利益増加につながっていないこともあるので、費用負担に関し、国や地方自治体の継続的支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
318	(株)テレビ信州	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	記載のとおり、地域創生に資する観点から、地方の放送事業者等の情報発信力の強化が重要であると考えます。地域コンテンツの発信は地域経済圏に直接・間接のメリットをあたえるものですが、放送事業者にとっては利益につながらないことが多いのが現状です。この事業の推進にあたっては国や地方自治体の継続的な費用負担の支援の検討を要望いたします。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。
319	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツを県域を超えて国内外にインターネット等の多様な方法で発信することで、受信・視聴者の利益向上、事業者の収益増加、及び、地方創生への貢献を果たしていくという「取りまとめ案」の考え方は地域コンテンツの主要な制作者である地方局の在り方を示したものと理解しており、地方局では既にそうした方向性に経営方針を据えているところもございます。その一方で、こうした取組を継続的に実施していくためには、ビジネスモデルの構築と経済性の確保が不可欠となることをご理解願いたいと思います。これまで、国において実施してこれた事業支援施策の継続を要望いたします。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保、新サービスの普及・展開などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。
320	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	県域を越えた形等、様々なメディアでの地域コンテンツの発信や、放送事業者が医療、防災、等々の分野と連携して情報提供のモデルとなる実証により、検証し、規格やルール等を整理するとされています。先に述べましたが、こういったサービスの継続提供には事業性の確保が重要な課題です。同時に、収益モデルの開発、評価にも主眼を置いた実証が、実施されるよう要望します。また県域を越えたコンテンツのネット配信は、民放の根幹である県域免許制やネットワーク体制の在り方、整合性に関わるものであり、慎重な考慮、検討が必要な重要な問題と考えます。インバウンド等、地域活性化、地方創生の観点から、放送事業者等による地域コンテンツの海外への発信力強化が重要とされています。その受益は広範に、地域経済に及ぶものである一方で、地域コンテンツの制作発信は、必ずしも放送事業者の収益に結びつくものではないのが実情です。政策の推進にあたっては、この実態を踏まえ、受益と負担のバランスを確保する多面的な方策等も併せて、総合的な検討が重要と考えます。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保、新サービスの普及・展開などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
321	(株)テレビ愛媛	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	放送事業者による地域コンテンツの発信は経済的・社会的・文化的発展に貢献するとともに、当該地域における特性を広く認識されることにより旅行者の誘致にもつながります。またインバウンドの増加等により地域活性化への貢献が見込まれるところでもあり、地域創生に資する観点から、地方の放送事業者の発信力の強化は重要であると考えます。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。
322	(株)鹿児島讀賣テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の促進が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資すると記載されていますが、県域を越えた地域コンテンツと同様、これらの事業については、放送事業者が利益を得るのではなく、その地域経済圏に直接、間接のメリットを与えるものです。また、地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者にとって直接利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を要望します。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
323	秋田テレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地方ローカル局において、地域コンテンツの全国・世界への発信は極めて重要と捉えています。それが観光集客やインバウンドなどの経済効果、人的交流につながるほか、地域産業、地域コミュニティの活性化にとって非常に大きな意味をもつものと考えます。ただし、ローカル単独では収益性も含めこれまで踏みきれなかった部分も多く、国の支援があったからこそ実現できた局も多いと思います。 地域コンテンツの制作・発信については、引き続き国の支援継続を要望します。 また、「県域内のみならず、ネット配信サービスなども積極活用し、県域を越えた形での連携等、様々なメディアで地域コンテンツを発信していくことが必要である」との発信部分に関する提言についても、相当な労力を要する部分が多く、ビジネス性を鑑みた具体的な取組みの検討が必要になると考えます。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。 また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。 総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
324	(株)テレビ新広島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	COOLJAPAN戦略の一環として放送コンテンツの海外発信が強く推し進められる中、地域企業の海外展開やインバウンド誘致事業の活性化への対応から放送コンテンツの海外発信に意欲を示す放送事業者は増加傾向にあるが、継続的に放送コンテンツを海外に発信している放送事業者は少ないのが実情です。 特に経営基盤が脆弱な地方放送事業者には、放送コンテンツ海外発信の継続的なランニングコストは重荷であり、収益源・スポンサー数が限られているため、収支バランスが整いにくいのが実情です。訪日外国人観光客が増加傾向にある現状において、さらなる増加を実現するためには、リピーターの増加と大都市圏以外の様々な地方地域への訪問促進が不可欠であり、地域情報に詳しい地方放送事業者が制作する地域コンテンツを継続的に海外発信することは大変有効と考えます。 地方コンテンツの海外発信の充実を図るために、地方局への放送コンテンツの海外発信事業に関する助成のさらなる拡充(事業の複数年度化・大型化)と、著作権処理の簡略化等、地方コンテンツが継続的に海外で放送される環境を整備すべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 また、著作権処理についても、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討していくことが必要であると考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
325	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツを様々なメディアで多層的に発信していくことは極めて重要であると認識しており、当社はクロスメディアによる地域情報の発信を経営課題の重点に掲げている。また地域コンテンツの海外発信については、当社もプロジェクトチームを発足させるなど機会増大に向け注力しているが、ローカライズ費用、著作権、海外チャンネル確保などハードルも多く存在する。インバウンドなど地方創生の観点からも、国や地方自治体からの強力な推進策・支援策を継続して要望したい。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。 また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。 総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
326	山形放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載があるが、これらの事業については記載のとおり、放送事業者だけが利益を得るのではなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものである。また地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者にとって直接最終的には利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
327	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インバウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載があるが、これらの事業については記載のとおり、放送事業者だけが利益を得るのではなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものである。また地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者にとって直接最終的には利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては費用負担に関し、継続的な国や地方自治体の支援を要望する。一方でその支援補助金の手続きの簡素化も要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。 また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。 総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
328	広島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	海外コンテンツはインバウンドの観点から地上波放送二次利用や資料映像などを活用して広く海外に展開したいと考えており、総務省の補助金事業にもエントリーして国や地方自治体などとの連携を模索しているところであります。 ローカル放送局の人員的な規模では準備や報告など煩雑な作業に時間を要し、費用対効果的に厳しいこと、また実績局の優位性を超える内容を検討するあまり、企画の発信が追いついていないのが実情であり、作業面での簡略化を検討することを提案します。	総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
329	(株)福島中央テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツの国内外への発信強化が地域活性化への貢献に資すると指摘されているが、地域コンテンツ発信、特に海外発信が必ずしも放送事業者の利益に繋がっていない。この現状を踏まえ、その更なる推進に当たっては費用負担、制度整備等に関し継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。 また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。 総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
330	個人 <sup>⑬</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	①地域コンテンツの受発信のための取組推進	地域コンテンツの海外発信の強化が、インパウンドの増加や地域活性化、地方創生に資する、という記載があるが、これらの事業については放送事業者だけでなく、広くその地域経済圏に直接・間接のメリットがある。また地域コンテンツへの投資が必ずしも地方の放送事業者にとって直接最終的には利益につながっていないこともあり、その推進にあたっては継続的な国や地方自治体の支援を要望する。	御意見のとおり、地域活性化、地方創生の観点から、地域コンテンツを充実させていくことは重要と考えます。また、今後、検討会の枠組みの中で、地域情報の充実・アクセスの確保などの在り方について、引き続き検討を行っていくことが適当と考えます。総務省において、現在、放送コンテンツの海外展開を支援する事業が実施されているところですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
331	(株)アール・エフ・ラジオ日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「地域住民等が迅速かつ確実に情報を受け取るための更なる環境整備」について、首都圏等において「地域住民」の多くは、通勤・通学など日常的に居住地を含む生活圏の中で県境を越えて移動しながら生活をしている。このような実状を踏まえ、いついかなる場合(特に災害時など)でも迅速かつ確実に地域住民へ情報を届けられるような、制度整備を検討していただくようお願いしたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。今後も、地域住民等が迅速かつ確実に情報を受け取るための更なる環境整備に向けて、災害対策は極めて重要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
332	(株)テレビ熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	国の総合的施策・技術開発・財政支援の強化を要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
333	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大震災等の有事においては情報格差無く、「あまねく放送を聴取できること」が唯一無二の大前提である。その意味で「放送区域内」の難聴解消の更なる推進は勿論のこと、FM、AMを問わず、「放送区域外における難聴」についても、速やかな解消に向けて措置を講ずるべきと考える。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
334	北海道滝上町	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	この度の「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ(案)について、今後の検討課題にラジオネットワークの強靱化・難聴対策の放送区域外難聴の解消のための措置が盛り込まれたことは、現行の法制度の対象外とされている本町にとっては、今後の拡充に大きく期待するところであります。本町は、民放ラジオ放送事業者から放送区域に該当しないとのことであり、先般、無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集にて㈱ラジオ福島殿が提出されたご意見にある課題を本町も抱えています。つきましては、ギャップフィルターの設置対象を“放送対象地域”まで拡げていただけますよう強く要望いたします。本町は北見山脈の中にあつて、総面積は766.89km <sup>2</sup> と東京都の約1/3に相当。そのおよそ88%の675.47km <sup>2</sup> を山林が占めており、三方を山に囲まれた地域です。その地理的・地形的要因からAM波・FM波ともに極めて聴取しにくいという問題を抱えています。当町では町内の情報格差解消を目的として、平成22年度に国の交付金を活用し、光ファイバー網を整備し、難視聴地域へのデジタル放送の再送信サービスとインターネットが利用できる環境を整え、都市部との情報格差の解消が図りました。昨今、スマートフォンやタブレット端末の普及により、より高速な通信規格の利用が可能となり、ラジオの放送番組をインターネット経由で同時配信するサービス「radiko」が容易に利用できるようになりました。しかしながら一方では、「ラジオ放送はラジオ受信機で聴きたい」という強い要望も多く寄せられております。このことは住民の高齢化が進むなかでスマートフォンなどの情報端末での受信よりもラジオ受信機は操作性が容易で安価であることがあげられます。今後、放送対象地域を設置対象とするギャップフィルターの運用が認可されれば、民放ラジオ放送が受信可能な場所から信号伝送し、民放ラジオ放送の全てのプログラムを放送できる可能性が生まれ、住民が他の市町村と情報格差なく災害報道等も聴取できるようになります。また、ネットラジオと放送波という複合的に情報を取得できることはネットワークの強靱化の観点からも極めて重要と考えます。ラジオ難聴解消は防災情報の伝達といった課題解決の一躍を担い、ラジオは災害時の「ファーストインフォーマー」という責務を果たすことが可能になります。	基本的に賛同の御意見として承ります。
335	静岡エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完局に限らずに既設FM局の放送区域外難聴解消の提案について賛同いたします。さらに、防災面でのFM放送の有効性を前提にすれば通行量の多い中山間地域の道路(例:新東名高速道路)など移動体に対する難聴改善も対策が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
336	(株)ラジオ福島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	既設FM局の放送区域外難聴の解消は、地域間情報通信格差解消の観点から速やかに実施していただけるよう要望いたします。 全国3番目という広大な面積を持つ福島県は、その広さに加え山と川が入り組んだ複雑な地形から多くのラジオ難聴地域・ラジオ不感地域が残されています。その中でも県土面積のおよそ1/4、3211 km <sup>2</sup> という大きな面積を占める南会津地域、奥会津地域は、急峻で複雑に入り組んだ山々に囲まれ、AM・FM共に民放ラジオの難聴地帯(放送区域外)となっています。また、そのラジオ不感地帯の面積は神奈川県は総面積2,416 km <sup>2</sup> をはるかに上回ります。災害時のファーストインフォーマーというラジオの使命を考えると、こうした放送区域外の地域の情報通信格差を解消し、災害時に情報を確実に伝えることが不可欠で、既設FM局だけでなく、AM局に対してもFM局と同等の放送区域外難聴の解消のための措置が必要だと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
337	(株)エフエムあやべ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	既存FMの放送区域外難聴の解消のために設けられた制度については大いに評価するところですが、コミュニティ放送にもっと使いやすい制度であることを望みます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
338	(株)アール・エフ・ラジオ日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送区域外の中継局設置は、民放ラジオ難聴解消支援事業の補助対象ではないため、経営上の理由から建設困難となる場合も考えられる。したがって、「放送区域外難聴のための措置」について積極的に推進されることを望む。 また、本項目は、FM事業者のみを対象にしたものであるが、AM放送の場合、設備の更新・維持等に膨大な費用が必要であるため、AM放送局が放送区域外のFM補完局を建設できること(P33第3章今後の検討課題ア(ア)関連)も含め、これが補助金対象となるような「措置」についても検討を進めていただきたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
339	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「既設FM局の放送区域外難聴の解消のための措置」として、ラジオの難聴解消のための補助対象の拡大などが期待されることであり、ルーラルエリアの情報格差を解消し、災害時の確実な情報伝達を確保する観点から、すみやかに措置されるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
340	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の放送区域外エリアは山間部、島しょ部等、地形的、地理的要因が影響している事が多い、このような地域ではFM補完放送、およびギャップフィルの設置が効率的対策と評価できることから、その実現に向けての検討には賛成すると共に早期の検討及び実現、さらに補助金等の支援を期待する。	基本的に賛同の御意見として承ります。
341	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送事業者の放送対象地域内であって放送区域外にある難聴解消のため、ギャップフィル等の設置を可能とすることを検討する趣旨であり、ルーラルエリアの情報格差を解消し、災害時の確実な情報伝達を確保する観点から、適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
342	(株)ラジオ福島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送区域外のFM補完中継局・ギャップフィルの設置につきましては、地域間情報通信格差解消の観点から、今後の検討課題ではなく喫緊の課題として、既設FM局の放送区域外難聴の解消と同様に、AM局にも速やかに必要な措置を講じていただけますよう切望いたします。特に前述の「ラジオネットワークの強靱化・難聴対策、ア送信側における対策」の欄に記載しました南会津地域・奥会津地域のような急峻な山々に囲まれた地域では、平坦部が少なく、大きなアンテナを必要とするAM中継局を作ることは地理的・物理的に困難です。さらには、複雑に入り組んだ稜線とそれに連なる山腹に電波が遮蔽され、波長の長いAM波でさえ遠くまでは届きません。逆にこのような山岳地帯では、小出力のFM補完中継局やギャップフィルを計画的に配置することでAM中継局の設置よりははるかに低予算で難聴解消を図ることができます。地域間情報通信格差の解消や災害対策のためラジオの難聴解消を望まれる町村もごさいますので、こうした山間地域の難聴解消のために、AM社・FM社の区別なくFM波による難聴解消対策に取り組むことのできる制度の整備を望みます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
343	(株)ベイエフエム	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送のAM放送事業者の放送区域外への拡大は情報格差の是正的観点からは必要な検討課題と考えますが、AMの電波的特性である広域カバー性の震災時における有効性、国際権益確保、AM事業者の経営的基盤の将来的な安定を考慮すると、FM補完放送は必要かつ充分な難聴対策(都市型難聴・外国波混信)に限定して引き続き推進していくことを要望します。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
344	(株)TBSラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の放送対象地域内であって放送区域外であるエリアに対するFM補完放送の実施については、地域情報伝達の観点から重要であると考えます。しかしながら設備投資など経営状況に直結することにもなるため、事業者の判断に任せるとともに、国からの支援も希望するものであります。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
345	(株)アール・エフ・ラジオ日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	本項目の考えに賛成。 「現行のFM補完放送は、AM放送の放送区域外への実施は認められていない。」が、送信局の設置・維持の問題、災害対策上の問題や地形上の問題などを勘案すると、今後はAM電波よりもFM電波を利用することが聴取者にもメリットがあると判断されるケースが想定される。さらに、本項目におけるFM補完中継局の建設に対しても補助金等のバックアップが可能となるよう検討を進めていただくようお願いしたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
346	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送の目的は災害対策であり、エリア内にあまねく情報を伝達することにある。その意味で、AM放送の放送区域外であっても、FM補完放送やギャップファイラーを活用した地域内情報格差解消に向けた対策は適切であり、早急な制度化と補助金の設定が必要と考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
347	横浜エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオの聞く手側からみれば、FM補完放送は、「補完」とは言われつつも、その電波的特性から、既存の県域FM放送何ら変わらない局として一般的には聴取されています。 AM放送事業者のFM補完放送による難聴解消に反対ではありませんが、広域AM放送事業者と県域FM局との関係の議論がなされないうまま、AM放送事業者のFM補完放送の対象範囲の拡大を容認する案となっており、また、「放送区域外へのギャップファイラーの設置の許可も含めて」との表現からは、その後の中継局の設置の容認などの拡大の方向が暗示されるような記述になっているためです。 よって、趣旨が正確に伝わるような文案にすべきであり、修正を望みます。	難視対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えることを目的としたものであるため、原案のとおりとすべきと考えます。
348	北日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の放送対象地域全般においてギャップファイラーの設置の許可を含めて必要な検討を行う、とのことは、FM補完放送の役割が放送対象地域全般に拡大されたものと解され、賛同する。 今後はAM放送の代替としてより一層FM放送での聴取を推進したい。 また本件は、後述の「(イ)AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」と密接に関係していることから、ギャップファイラーの設置について、補助金等の施策を含め、早期に検討し実現していただきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
349	(株)文化放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送事業者の放送対象地域内であって放送区域外にあるエリアに対してのFM補完放送の実施については、放送対象地域内の情報格差の解消、災害時の確実な情報伝達の確保の観点から適切と考えます。しかしながら、実施に関しては放送事業者の判断が優先され、また放送区域内の場合同様、国からの何らかの支援が講じられることを希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
350	(株)和歌山放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年度より、放送区域以外に発生する小規模な難聴地域解消のためラジオのギャップファイラー設備の整備について補助対象とする制度を整えていただき、感謝申し上げます。その上で、「AM放送の放送対象地域内であって放送区域外に対するFM補完放送の実施について、放送区域外へのギャップファイラー設置の許可を含めて、必要な検討を行っていただき、実現していただけますように強く要望いたします。 和歌山県の実情につきましては、7月13日に公表された関連する改正省令案等についての意見募集で、ラジオ福島様が福島県の状況について意見を述べられているのと同様に、和歌山県も広大な面積に山間部が海岸に迫る入り組んだ複雑な地形であり、ラジオ難聴/ラジオ不感地域が広がっており、このエリアを従来の中継局方式でカバーすることは事実上、大変難しいと思われず。一方で5年前の紀伊半島大水害では、和歌山県では死者・行方不明者61人の犠牲者を出しました。これは、地形的要因、自然条件などから和歌山県ではこうした大規模災害が繰り返し発生する危険性が存在することを示しています。災害発生時に県民の生命・財産を守る一助になる可能性があるのが、ラジオ放送をギャップファイラーで聴取する方法です。現に生活しておられる方々のためには制度を整備することを望む自治体等もあると考えます。ラジオのギャップファイラーの制度整備が放送事業者だけでなく自治体などにも運用できるように、放送区域外の放送対象地域でもできるような制度を整備していただくことを強く要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
351	(株)ニッポン放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の放送区域外となっているエリアは山間部、島しょ部等、地形的、地理的要因が影響している場合が多く、そのような地域ではFM放送による中継局(FM補完放送)、およびギャップファイラーの設置が、より効率的な対策であると評価できることから、その実現に向けての検討に賛同する。 また、本件については、後述の「(イ)AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」と密接に関係していることから、早期の検討及び実現、さらには補助金等のバックアップも期待したい。	基本的に賛同の御意見として承ります。
352	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完局の速やかな送受信環境整備に、より一層のご支援をお願いするとともに、エリアカバーと受信機の普及が整った地域でのAM局の速やかな廃止が可能となるような制度整備をすすめていただくようお願いいたします。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
353	(株)南日本放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送事業者としては災害対策のためにFM補完局の整備は引き続き行っていきたいと考える。FM補完放送の整備が進んだ後のAM放送の展望については、メディア環境の変化も踏まえつつ検討を進めることを要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
354	札幌テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	北海道の放送事業者は国土の22%を占める広大な面積をカバーするために多くのAM送信所の設備維持を必要としています。AMラジオを取り巻く広告市場の厳しさもあり、経営上の大きな負担となっています。FM補完局を利用し、現在のAM波による放送エリアをカバーするためには、いっそう多くの送信所の建設が必要であるため、北海道の広大なエリアにおけるFM補完放送の拡大は、経営上厳しい状況です。FM補完放送拡大後のAM放送については、経営上の負担からAMの停波も視野に入れた検討を行うべきと考えますが、一方地域の事情によりAM放送により広大なエリアの住民へ必要とされる情報提供のために設備を維持せざるを得ない放送事業者に対して、老朽化が進む設備維持への助成等を含めた今後の在り方についても検討していただきたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
355	(株)STVラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	北海道の放送事業者は国土の22%を占める広大な面積をカバーするために多くのAM送信所の設備維持を必要としています。AMラジオを取り巻く広告市場の厳しさもあり、経営上の大きな負担となっています。FM補完局を利用し、現在のAM波による放送エリアをカバーするためには、いっそう多くの送信所の建設が必要であるため、北海道の広大なエリアにおけるFM補完放送の拡大は、経営上厳しい状況です。FM補完放送拡大後のAM放送については、経営上の負担からAMの停波も視野に入れた検討を行うべきと考えますが、一方地域の事情によりAM放送により広大なエリアの住民へ必要とされる情報提供のために設備を維持せざるを得ない放送事業者に対して、老朽化が進む設備維持への助成等を含めた今後の在り方についても検討していただきたい。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
356	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送のメリットは、送信側・受信側双方にとって大きく、今後AM放送のリリスナーが減少する可能性は否定できません。AM放送・FM補完放送の今後の在り方については、長期的なロードマップであっても、方針をはっきりさせることが重要であり、経営状況の厳しいラジオ事業者にとっては、今後の経営計画策定に役立つものと考えます。また、AM・FMのサイマル期間が長期にわたる場合には、ラジオ事業者の経営基盤強化につながるような制度整備の検討を希望します。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
357	(株)熊本放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送に対して、今年4月に発生した熊本地震では被災地域の聴取者の方々から避難所でもクリアな音で放送が聞けて安心した等の反響が多数寄せられ、FM放送への期待を強く感じました。今後、FM補完放送の放送区域が広がり、受信機の普及や受信環境の改善が進むと、AMからFMへの聴取習慣の変化が予想されます。ラジオ放送の広告収入が伸び悩む中、AM放送とFM補完放送を兼営するのは経営上の大きな負担となります。AM放送を継続するには計画的な設備の更新が必要ですが、これには多額の費用が必要であり経営を圧迫しかねません。ライフラインの一翼を担う放送事業者の経営の安定と継続的な事業遂行の為に、AM放送とFM補完放送とのサイマル運用の負担軽減のための施策について、格段のご配慮をお願いします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
358	長崎放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完局の整備により、中波放送のエリアを重複カバーでき、中波放送局のエリアをFM補完局で代替できる条件が整った場合、AM、FMの兼営による経営負担の軽減を考慮して頂きたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
359	個人 <sup>③</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送になると電波があまり飛ばなくなり他県のラジオを受信しにくくなりますが、放送の強靭化を考えるとラジオにおいてはスビルオーバーを認めてほしいです(例:北海道函館の送信所から青森県へ電波を飛ばすことを認める)。	AMラジオ放送のFM補完放送は、災害対策や難聴対策を目的とするものであり、放送ネットワークの強靭化に資するものです。
360	沖縄テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕放送等や解説放送に関しては、必要性を感じており、随時検討・努力しています。	基本的に賛同の御意見として承ります。
361	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進が記載されており、これらは視聴者利益の保護という観点から重要な取り組みである。放送事業者はこの重要性を認識して字幕番組、解説番組について既にかなりの取り組みを進めている。これらの施策を更に推進する場合には、視聴者のニーズとコスト負担に見合った検討や、簡易に行える新技術の採用の検討、国の支援の方策の検討等が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところ。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
362	讀賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進が記載されており、これらは視聴者利益の保護という観点から重要な取り組みであると考えます。放送事業者はこの重要性を認識して字幕番組、解説番組について既にかんりの取り組みを進めています。これらの施策を更に推進する場合には、視聴者のニーズとコスト負担に見合った検討や、簡易に行える新技術の採用の検討、国の支援の方策の検討等が併せて行われることを要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
363	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕放送など視聴覚障がい者向け放送の拡充については、放送事業者として重要な案件として努力していきたい。拡充に向けては、国の総合的な施策、技術開発、並びに財政支援の強化を要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
364	(株)テレビ金沢	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組を拡充推進することは重要な取り組みである。ただし、地方の放送事業者にとっては、これらに関わる放送設備の導入・更新や番組制作の業務の付加は大きな負担である。さらに拡充する場合、簡易に行える新技術の開発に合わせた検討、国や地方自治体の支援の検討等が行われることを強く要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
365	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進が記載されており、これらは視聴者利益の保護という観点から重要な取り組みである。放送事業者はこの重要性を認識して字幕番組、解説番組について既にかんりの取り組みを進めている。これらの施策を更に推進する場合には、視聴者のニーズとコスト負担に見合った検討や、簡易に行える新技術の採用の検討、国の支援の方策の検討等が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
366	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進が記載されており、これらは視聴者利益の保護という観点から重要な取り組みである。放送事業者はこの重要性を認識して字幕番組、解説番組についての取り組みを進めている。これらの施策を更に推進する場合には、視聴者のニーズとコスト負担に見合った検討や、簡易に行える新技術の採用の検討、国の支援の方策の検討等が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
367	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕放送など視聴覚障害者向け放送の拡充は、視聴者利益の観点から重要な取り組みと認識しており、常に努力しているところで、今後、情報バリアフリー化の推進にあたっては、番組販売会社の協力も必要であり、国による技術開発や財政支援の強化を要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
368	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進について放送事業者は、視聴者利益の保護という観点から重要であると認識し、既にその取り組みを進めている。これらの施策を更に推進するには、視聴者のニーズとコスト負担に見合った検討や、簡易に行える新技術の採用の検討、国の支援や方策の検討等が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
369	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充については、視聴者保護の観点から重要な取り組みであるという認識だが、ローカル自社制作番組における取り組みは、人的・コスト的理由から現状あまり進んでいない。これを一層推進していく際には、生番組における対応が課題となると思われるが、その解決に向けた技術的対応や国の支援についての検討を望む。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
370	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進が記載されており、これらは視聴者利益の保護という観点から重要性を認識しているが、現状のワープロ入力方式を採用するには、特殊技能を持つ一定数の人材を継続して確保する事が必要であるが、地方では難しく、ローカル局にとって実施は困難な状況である。ましてや、大規模災害等緊急時生放送への字幕付与は、ワープロ入力者自身が被災することも考えられ、肝心な時に機能しない可能性がある。解決策として、情報通信研究機構で研究している多言語音声翻訳システムの音声認識機能を応用するなど、人に頼らない自動文字変換システムの開発及びセンター運用に国が主体的に取り組む事を期待する。開設されたセンターと放送局をインターネット回線等で結ぶことにより放送の生字幕対応が可能となる。この音声認識技術は、多言語対応とも共通技術であり、字幕放送以外にもバリアフリー社会のあらゆる方面に展開可能なので、国の予算と官民の英知を集中的に投入し、早期に実現される事を期待する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
371	(株)熊本県民テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進について、放送事業者は、視聴者利益の保護という観点から重要であるとの認識のもと、キー局を中心に取り組みを進めています。これらの施策を更に推進するために、地方の放送事業者では、装備のためのコスト負担が大きな課題となっており、国の支援の方策の検討を、簡易に行える新技術の採用の検討と併せて要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
372	(株)鹿児島讀賣テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進については、視聴者利益の保護という観点から重要な取り組みです。放送事業者はキー局を中心にかんがりの取り組みを進めております。これらの施策を更に推進するには、コスト負担の検討、簡易に行える新技術の採用の検討、国の支援の方策の検討等が併せて行われることを要望します。特に地方の放送事業者では、コスト負担が大きな課題です。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
373	(株)BS日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕番組、解説番組の拡充推進が記載されており、これらは視聴者利益の保護という観点から重要な取り組みである。放送事業者はこの重要性を認識して字幕番組、解説番組について既にかんがりの取り組みを進めている。これらの施策を更に推進する場合には、視聴者のニーズとコスト負担に見合った検討や、簡易に行える新技術の採用の検討、国の支援の方策の検討等が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
374	(株)福島中央テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	従来の放送サービスの提供について、字幕番組、解説番組等の制作拡充が記載されている。これについては、障がい者の自立を支援する意味でも必要な施策であり、放送事業者としてその重要性を理解して字幕番組、解説番組についての取り組みを進めている。これらの施策を更に推進するにあたっては、小規模ローカル放送局でも導入しやすい技術の開発と採用の検討が必要で、併せて国の支援の拡充を要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
375	(株)福島中央テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与の強化が記載された。これについては聴覚障がい者や聴力が低下している高齢者について重要な施策であるが、生放送への字幕対応は、多くの人員を要する要員体制の確立と放送設備の整備が必要となるため、ローカル放送局にとっては大きな負担となる。その推進にあたっては、公共性を鑑み国の支援の更なる拡充を要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
376	(株)静岡第一テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化が記載されており、これらは視聴者利益、特に視聴覚障害者や高齢者等の災害時の保護という観点から重要な取り組みであることは理解している。一方で、ローカル生番組のリアルタイム字幕は、スペシャリスト確保やコスト面で導入が難しい状況である。緊急災害時は、現状、L字やデータ放送で文字情報を伝えているが、生放送の字幕付与については、簡易に字幕付与できる新技術や字幕を自動生成できるテレビ受像機の開発なども併せて検討をお願いしたい。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
377	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化が記載されており、これらは視聴者利益、特に視聴覚障害者や高齢者等の災害時の保護という観点から重要な取り組みであることは理解している。一方で、生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となる。これらは放送事業者にとっては大きな負担となりうるものであり、その推進には国の支援の方策の検討・実施が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
378	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	生放送への字幕付与強化は視聴者利益の保護という観点から、重要な取り組みであることを理解しています。しかし、字幕付与の技術に習熟したスタッフが主要都市以外の地方にはいないこともあり、生放送での字幕付与体制の整備が遅れています。推進にあたっては国の支援や環境整備の検討が必要であると考えます。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
379	日本海テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕放送等の拡充における大規模災害等緊急時放送にはできる限り全てに字幕を付与することは、視聴者の保護という観点から重要な取り組みであることは十分に理解し、目標としているが、放送事業者にとって人員体制の確保、放送設備の構築、費用負担、またその内容の正確性など相当の課題がある。その推進において各放送事業者のみでは困難であるので、国の支援の検討実施が行われることを望む。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
380	(株)秋田放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	高齢化の進む中では、字幕、解説番組を充実していく必要性を充分認識しているところである。しかし、現状のシステムは高額であるため、ローカル局にとって導入が困難なものが多く、より低廉なものとなるよう、技術開発及び導入時の支援をお願いしたい。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
381	(株)熊本県民テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化については、特に視聴覚障害者や高齢者等の災害時の保護の観点から重要な取り組みと理解しています。一方で、生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となり、特に地方の放送事業者にとっては大きな負担となりうるものであり、その推進には国の支援の方策の検討・実施が併せて行われることを要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
382	(株)テレビ金沢	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与の強化について、放送設備の整備に加え、生放送に対応するための多くの人員が必要となる。小規模な地方の放送事業者にとって、大きな負担であり、国の支援の方策の検討を要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
383	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	民放事業者は、字幕放送をはじめとする視聴覚障害者向け放送の拡充に努めています。一方で、平時・非常時を問わず、生放送に字幕を付与するためには、多くの人員と字幕付与に必要な設備の整備が必要となるため、特に字幕付与体制の整備が遅れている地方の民間放送事業者を中心に、国による総合的な施策が不可欠であり、技術開発や人材育成などにあたっての国の財政支援強化を要望いたします。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
384	(株)テレビ信州	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	災害情報等を含む地域情報へのアクセス機会を均等に享有できるようにするため、字幕番組の充実推進が記載されていますが、放送事業者はこの重要性を認識し、既にかかなりの番組で字幕付与の取り組みを進めています。字幕番組の制作費の一部に対し国の補助がありますが、生放送の字幕付与となると人員、設備ともに大変大きな負担となりうるもので、実現に向けては柔軟に対応すべきと考えます。低コストで行なえる新技術開発の検討、国の支援の方策の検討を要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
385	札幌テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事業者は大規模災害等に対応し、地上テレビ、携帯電話、インターネットなど、さまざまな端末に対して必要な情報発信を多元的に実施しております。このような情報発信の積み重ねが、放送局に対する信頼感と放送局発の情報への安心感を築いてきました。今後さらなる、「バリアフリー化」を進め、生放送への字幕付与などを実現していくためには、本案で指摘しているとおり、これに対応した設備の導入、字幕の制作体制の構築などが必要となります。民間の放送事業者に対して、こうした高いレベルの「バリアフリー化」を求めるならば、国などによる相応のサポートを要望いたします。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
386	広島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	4月に制定された障害者差別解消法に基づいて字幕・手話・解説放送を普及させていくことはバリアフリー社会の実現のために重要なことだと考えています。 字幕についても放送までに余裕があるテープ番組については努力していますが、生放送に対応するととる地方には技術者の居住が少ないため難しいのが実情です。 字幕制作の技術者養成には時間とコストがかかります。また、民放においてはそれらが番組のコストに反映するのでスポンサーの賛同が必要になります。 普及率を確実に上げるにはテレビ受信者支援センター(Dpa)のような全社横断的仕組みを構築して地域差のないように推進していくことが有効で、バリアフリー化は地域間に関しても配慮すべき課題です。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
387	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	民放事業者は、障害者に対する情報バリアフリー化の一翼を担うことを強く認識し、字幕放送をはじめとする視聴覚障害者向け放送の拡充に努めているところです。今後、さらに視聴覚障害者向け放送を推進するにあたっては、国による総合的な施策が不可欠であり、技術開発や財政支援の強化を要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
388	(株)宮城テレビ放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	又、本案31ページでも指摘の通り、特に生放送への字幕付与には平時・非常時を問わず多くの人員体制と放送設備の整備が必要となるため、経営体力差のある放送局個別での取り組みにも限界があると考えます。このため、国の主導により、簡易且つ安価なシステム開発により全放送局が相応の負担で活用できる送信側の体制構築、若しくは受信機側で音声認識し、字幕表示できる機能の研究・開発等の取り組みを希望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
389	(株)さくらんぼテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事業者として、字幕放送など視聴覚障害者向け放送の拡充については常に努力をしておりますが、「生放送に字幕を付与するためには、多くの人員体制と字幕付与に必要な放送設備の整備が必要となるため、特に地方の民間放送事業者では、生放送での字幕付与体制の整備が遅れている状況」は的確な状況認識であり、これを解決するためにも、国の総合的な施策・技術開発・財政支援の強化を要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
390	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化が記載されており、これらは視聴者利益、特に視聴覚障害者や高齢者等の災害時の保護という観点から重要な取り組みであることは理解している。一方で、生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となる。これらは放送事業者にとっては大きな負担となりうるものであり、その推進には国の支援の方策の検討・実施が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。
391	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	有事も含め、全ての視聴者がテレビジョンを通じて地域情報を得る機会を均等に有する事は、極めて重要であると認識している。一方で、本案にも記されている通り、生放送での字幕対応に必要な人員と放送設備はコスト面で大きな課題、負担となる。普及へ向けた国の支援措置拡充を望みたい。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者ととも検討することが適当と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
392	山形放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化が記載されており、これらは視聴者利益、特に視覚障害者や高齢者等の災害時の保護という観点から重要な取り組みであることは理解している。一方で、生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となる。これらは放送事業者にとっては大きな負担となりうるものであり、その推進には国の支援の方策の検討・実施が併せて行われることを要望する。	視覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
393	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送の公共的使命に鑑み、弊社は視覚障害者向け放送などのテレビジョン放送のバリアフリー化(字幕放送・解説放送の拡充)に努めているところです。今後さらなる普及を進めるにあたっては、国による総合的な施策が不可欠であり、技術開発や財政支援の強化を要望します。	視覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
394	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化が記載されており、これらは視聴者利益、特に視覚障害者や高齢者等の災害時の保護という観点から重要な取り組みであることは理解している。一方で、生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となる。特に人員体制は地方局単独で整えることは非常に困難である。これらは放送事業者にとっては大きな負担となりうるものであり、その推進には国の支援の方策の検討・実施が併せて行われることを要望する。	視覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
395	(株)福岡放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	テレビジョン放送のバリアフリー化に関し、記載されている通り極めて重要な事項と認識している。生放送を含めた放送番組全体で、視覚障害者がい者向け放送の普及をさらに推進するため、人員体制や放送設備整備など放送事業者の負担軽減の方策として、継続的な国の支援の検討・実施について要望する。	視覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
396	(株)岩手めんこいテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	字幕付与については、「多くの人員体制と字幕付与に必要な放送設備の整備が必要となる」ことから、今後も引き続き国の支援を希望します。	視覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
397	(株)鹿児島讀賣テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時の生放送への字幕付与強化が記載されていますが、これらは視覚障害者や高齢者等の災害時の保護の観点から重要な取り組みであることは理解しています。一方で生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となります。これらは放送事業者にとって大きな負担となりうるものであり、その推進には国の支援の方策の検討、実施が併せて行われることを要望します。	視覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところである。字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
398	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事業者は、これまでも「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づき、放送のバリアフリー化に努力してきました。本案に記載された「視聴覚障害者向け放送の強化についての検討」の必要性には賛同しますが、「平時・非常時を問わず、生放送に字幕を付与するためには、多くの人員体制と字幕付与に必要な放送設備の整備が必要となるため」、地方の民間放送事業者の現状などを鑑み、段階的な推進方策等を検討することを希望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
399	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	障害者に対する情報バリアフリー化の一翼を担うことを強く認識し、字幕放送をはじめとする視聴覚障害者向け放送の拡充に努めているところです。今後、さらに視聴覚障害者向け放送を推進するにあたっては、国による総合的な施策が不可欠であり、技術開発や財政支援の強化を要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
400	讀賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化が記載されており、これらは視聴者利益、特に視聴覚障害者や高齢者等の災害時の保護という観点から重要な取り組みであることは理解しています。一方で、生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となります。これらは放送事業者にとっては大きな負担となるものであり、その推進には国の支援の方策の検討・実施が併せて行われることを要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
401	中部日本放送(株)(株)CBCテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	障がい者に対する放送のバリアフリー化については、その必要性を十分認識し、字幕放送の拡充に取り組んでおりますが、生放送への字幕付与などについては、人材の育成や音声認識、自動翻訳技術の高度化など課題も多く、国による総合的な施策と支援を要望いたします。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
402	(一社)衛星放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	有料放送事業者は、これまでも放送のバリアフリー化に努力しています。取りまとめ案に記された「視聴覚障害者向け放送の強化についての検討」の必要性は認めますが、「平時・非常時を問わず生放送に字幕を付与する」ことについては、有料多チャンネル放送においては経営基盤の小さな事業者も存在し、また、その編成番組内容が多様な現状などを鑑み、放送の種別ごとに強化の方策を検討するなどの配慮を希望いたします。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
403	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	必要性について充分、理解している。しかしこれらの施策をローカル局の立場で更に進めるには負担が多く、簡易に行える新技術採用の検討や、国の支援の検討なども併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
404	個人 <sup>13</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化が記載されており、これらは視聴者利益、特に視聴覚障害者や高齢者等の災害時の保護という観点から重要な取り組みである。しかし、生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となる。地方ではこうした取り組みは困難であり、放送事業者にとっては大きな負担となりうるものであり、その推進には国の支援の方策の検討・実施が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
405	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	テレビ放送のバリアフリー化の推進として、特に災害時を念頭に生放送番組への字幕付与をはじめ、視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策が必要とされています。放送の果たす重要な役割として取り組むものですが、一方で、生放送への字幕付与は大きな体制を必要とするなど、難題であることはここでも指摘されているとおりです。より一層の推進のため、新たな技術の開発や、設備の整備等への支援の拡大等、総合的な方策の検討を要望します。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
406	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	今後の課題として、地上テレビ放送におけるニュース番組への字幕付与の方策や、解説番組の目標設定の在り方を含めた検討が必要であるとされています。これらの、検討にあたっては、新たな技術の開発等を含め、多面的に効果的な方策も併せて、検討されることが重要と考えます。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
407	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	大規模災害等緊急時生放送への字幕付与強化が記載されているが、これらは視聴者利益、特に視聴覚障害者や高齢者等の災害時の保護という観点から重要な取り組みであることは理解している。しかし、生放送への字幕対応は、多くの人員体制と放送設備の整備が必要となるため、放送事業者にとっては大きな負担となるので、その推進には国の支援の方策の検討・実施が併せて行われることを要望する。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
408	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	生放送への字幕付与については、その必要性についての異論はありませんが、地方局においては、経済面および人材面での負担は軽視できないものがあることにご配慮をお願いいたします。	視聴覚障害者のテレビジョン放送の円滑な利用を図るため、放送事業者におかれては、人員、放送設備等の経営資源に制約がある中で、字幕番組、解説番組等の放送の増加に向けて取組を進めていただいているところで、字幕番組、解説番組等の制作には、総務省において、毎年度、放送番組制作費に対する一部助成を行ってきていますが、こうした助成措置の在り方をはじめテレビジョン放送番組全体で視聴覚障害者向け放送の普及を更に推進するための方策を関係者とともに検討することが適当と考えます。
409	日本海テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送設備の安全・信頼性の確保について、技術基準において放送設備のバックアップ整備等について規定され、放送事業者として真摯に取り組んでいる中ではあるが、平常時のみならず災害時における放送継続のための設備の増強においては、その維持管理など大きな負担となる為、慎重な検討を必要とする。今後も国の更なる幅広い支援を要望する。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
410	(株)福島中央テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の防止、低減のための放送設備の整備については、放送事業者として最重点課題として取り組んでいるところである。実際に発生した事故の詳細情報に併せて事故低減のための効果的な保守体制づくりの事例提示を要望する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
411	(株)テレビ金沢	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の通減のための放送設備の整備について、放送事故を防ぐため、また、災害時における放送の継続性の確保、速報性のため、国や地方自治体の更なる幅広い支援を要望する。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
412	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の通減のための放送設備の整備、については各放送事業者とも真摯に取り組んでいる中ではあるが、さらなる事故の通減や、特に災害時における放送の継続性確保のための設備整備には、国の更なる幅広い支援を要望する。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
413	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の通減のための放送設備の整備については各放送事業者とも真摯に取り組んでいますが、更なる事故の通減や、特に災害時における放送の継続性確保のための設備を整備するには、国の更なる幅広い支援を要望します。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
414	(株)テレビ新潟放送網	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の通減のための放送設備の整備については真摯に取り組んでいますが、さらなる事故の通減や、特に災害時における放送の継続性を確保するための設備整備には、国の更なる幅広く力強い支援を要望します。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
415	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の低減のための放送設備の整備、については各放送事業者とも真摯に取り組んでいる中ではあるが、さらなる事故の低減や、特に災害時における放送の継続性確保のための設備整備には、国の更なる幅広い支援を要望する。また、信越総合通信局が臨時災害用FM送信機を配備したように、国としてテレビ・ラジオの予備送信設備を備えて頂くことも、対策手段の一つとして有効と考える。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
416	(株)鹿児島読売テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の低減のための放送設備の整備については、真摯に取り組んでいます。更なる事故の低減や、特に災害時における放送の維持確保のための設備の整備には、国の更なる幅広い支援を要望します。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
417	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の通減のための放送設備の整備、については各放送事業者とも真摯に取り組んでいる中ではあるが、さらなる事故の通減や、特に災害時における放送の継続性確保のための設備整備には、国の更なる幅広い支援を要望する。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
418	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の通減のための放送設備の整備、については各放送事業者とも真摯に取り組んでいる中ではあるが、さらなる事故の通減や、特に災害時における放送の継続性確保のための設備整備には、国の更なる幅広い支援を要望する。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
419	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平常時における設備保守体制の増強、バックアップ設備の最適化などは、災害時における放送の継続性確保の観点においても必要であることは理解できる。については、これらの設備整備における国のさらなる支援を要望する。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
420	(株)福岡放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故低減のための放送設備の増強、災害時における放送の継続性確保について、積極的に取り組んでいるが、放送設備整備について、国のさらなる幅広い支援を要望する。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
421	(株)岩手めんこいテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送の安全・信頼性を確保するため、放送事業者側にて更なる放送設備を拡充する場合、国の支援対象範囲について更なる拡大を希望します。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
422	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送設備の安性・信頼性の確保には、平常時における継続的な設備保守体制が肝要であるが、加えてバックアップ系統の装備が有効な手段の一つであると考えられる。自助努力に加え、放送ネットワーク強靱化の更なる補助金制度拡充など、引き続き公的支援もお願いしたい。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
423	読売テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平常時における設備保守体制、バックアップ設備については、真摯に取り組んでいます。しかしながら、災害時における放送の継続性確保のための更なる設備整備、冗長化には国の幅広い支援を要望します。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
424	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事故の通減のための放送設備の整備については、真摯に取り組んでいるが、さらなる事故の通減や、特に災害時における放送の継続性確保のための設備整備には、国の幅広い支援を更に要望する。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところ。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
425	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	災害時における放送の継続性確保のためには、設備保守体制やバックアップ設備の整備、運用力の増強が必要とされています。これらの整備について、広範に国の支援が拡大されるよう、要望します。	放送設備のバックアップ整備等については、総務省において、放送ネットワーク整備支援事業を実施し、放送局の予備送信設備等の整備費用の一部を補助しているところ。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
426	(株)宮城テレビ放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	2010年の放送法改正以降、安全・信頼性に関する技術基準に基づき、当社に於いてもバックアップ設備の整備を進めてきた。また、東日本大震災の経験を踏まえ、有事の放送継続を確実にすべく設備の二重化、三重化など改善を図ってきたし、この備えに終わりはないと考えている。平時、有事を問わず正確、迅速な情報提供の継続で国民生活の安寧に資するのとはより放送の使命ではあるが、厳しさを増す地上テレビジョン放送の経営環境を考えると、今後安全・信頼性を担保する設備投資の負担感は増大する一方である。このため一定水準を超える設備投資に対しては国が何らかの支援策を講じることを希望する。併せてバックアップ設備の最適化という観点から、現状でチャンネル限定の免許となっている予備送信機などの無線局をチャンネル汎用で整備できるような運用に改めるよう検討を求める。	安全・信頼性に関する技術基準に基づく設備整備や運用力の増強は、災害時における放送の継続性確保の観点からも非常に重要であると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
427	沖縄テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「放送設備の安全・信頼性の確保」は、当然求められるべき提言であると考えますが、引き続き、行政側との協力体制も必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
428	北海道放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送の安全・信頼性の確保は、各社が技術基準に則ったうえで、各社の考え方・方針により設備の最適化や保守体制の構築を行っており、更なる過度な規制を設けるべきではないと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
429	北日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送を途切れることなく安定して実施することは放送事業者の基本であり、放送設備の安全・信頼性の確保には相応の配慮を払っている。重大事故発生時における報告義務が規定されて以来、他の事業者の事例が伝わるようになり参考になっているが、事例が集まると原因になった部品やシステム構成、労務状態などで共通する要素があるように思える。本文では「今後の事故の防止や低減に資する方策の提言等」が記されているが、メーカーや回線事業者等の知見を合わせた実効の上がる具体的な提言を期待する。また昨今ケーブルテレビでのテレビ視聴が世帯全体の半数を超え一般化しているが、ケーブルテレビの放送事故では全部のチャンネルが一斉に見えなくなることが通例である。一つの放送局の停波以上に障害が深刻であるので、ケーブルテレビ事業者には機器や配信経路の二重化等を行って放送停止事故を起こさないよう求めたい。精魂込めて途切れることの無いように放送電波を出している放送事業者の思いでもある。	放送設備の安全・信頼性の確保に関する御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。ケーブルテレビは、地域の総合情報メディアであり、地上波テレビの再放送も行う重要な役割を担っており、事業者が配信経路等の二重化等を行い、放送停止事故を起こさないよう取り組むべき点については御指摘のとおりです。この点、総務省において補助金(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)を創設し、ケーブルテレビの配信経路の二重化等を促進してきたと承知していますが、熊本地震や豪雨災害等により、災害・避難情報等の伝達の重要性が改めて認識されたこと等に鑑みれば、ケーブルテレビネットワークの安全・信頼性を図る取組の拡充に努めることが重要です。
430	(株)TBSラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	安全信頼性の技術基準からAMの親局設備は送信設備の2重系を求められていますが、予備送信所も入れると3重系となっている局もあります。そのような局ではAMの予備送信所について老朽化が進み、今後の設備更新は経営的な課題となっています。一方、FM補完放送を始めた地域では、AMの低出力の予備送信所のエリアを十分にカバーできている状況のところもあるため、FM補完放送対応の受信機の状況をにらみつつ、予備送信所については弾力的な運用ができるような判断を希望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
431	関西テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	総務省へ報告される放送事故における発生原因や状況についての情報は、放送事故削減に資するためデータベース化を行い、放送事業者間で情報共有し利用しやすくすることができれば望ましいことと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
432	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	総務省は毎年度「放送事故の発生状況」を報道発表されています。また、民放連や民放各系列局においても、重大事故の原因や再発防止に関する情報共有を行っていますし、今後も続けていきます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
433	(株)熊本県民テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	4月に発生した「平成28年熊本地震」では、南阿蘇村にある中継局が甚大な被害を受け、放送の継続が困難になりました。熊本県の放送事業者は報道機関としての使命や公共性、視聴者保護の観点から安全な場所に臨時的放送中継所を建設し、同時に視聴者の受信対策を行い、放送の継続性確保に努めました。今後も南海トラフ巨大地震や内陸型地震など大災害が予想されていることから放送設備が被災した場合は、復旧に国の更なる幅広い支援を要望します。	安全・信頼性に関する技術基準に基づく設備整備や運用力の増強は、災害時における放送の継続性確保の観点からも非常に重要であると考えています。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
434	(株)熊本放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	4月に発生した「平成28年熊本地震」では、南阿蘇村に設置した中継局が甚大な被害を受け、総通局様と、テレビ・ラジオ中継局を設置している熊本県の放送事業者が協力し、受信者対応などを行いながら、放送の本格的な復旧を目指し、中継局を仮設して放送を継続しています。被災の規模が甚大で広範囲に及ぶと想定される南海トラフ地震などでは、放送事業者の努力のみで復旧や放送を継続するには相当の困難が予想されますので、放送設備の安全性・信頼性の確保の為、国の更なる幅広い施策と支援を要望します。	安全・信頼性に関する技術基準に基づく設備整備や運用力の増強は、災害時における放送の継続性確保の観点からも非常に重要であると考えています。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
435	広島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	熊本地震において長時間の停電が発生し、スマホでの災害情報が有効だったことが実証されました。ライブイン放送としてインターネット等を使ったライブストリーミングも検討すべき課題とらえています。緊急時の災害情報やニュースを社会的使命としてとらえていますが、アラートをニュース情報システムと連携させる更新をしたばかりです。多くの地方局にとって設備負担は益々重くなりました。特に国民の生命に直結するインターネット同時放送関連の設備については補助金等の検討を提案させていただきたいと考えます。民放各局は放送事故を防ぐために現用・予備と冗長化をしながら運用を行っています。また、大規模災害を想定したBCP対策として、放送継続の体制を構築し、さらには自局エリアだけでなく系列内で放送継続を相互に支援する体制を検討しています。これらは設備投資及び保守費用など、民放にとってはかなりの負担となります。地上基幹放送継続のための施設整備、送出マスター等の放送設備更新などへの対応は地域情報・災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供を担保することから、BCP対策用設備(予備系)に対する減税措置等の検討を要望します。	今後も、地域住民等が迅速かつ確実に情報を受け取るための更なる環境整備に向けて、災害対策は極めて重要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
436	熊本朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「平成28年熊本地震」では、南阿蘇中継局が甚大な被害を受け、放送の継続が困難になりました。熊本県の放送事業者は報道機関の使命として、視聴者に正確かつ迅速に災害情報を伝えるため、新たに臨時の放送中継局を設置し、放送の継続に努めました。今後も地震やその他の災害で放送設備が被災し、早急な放送機能の回復が求められることも想定されます、その際には国からの多大なる支援を要望します。	安全・信頼性に関する技術基準に基づく設備整備や運用力の増強は、災害時における放送の継続性確保の観点からも非常に重要であると考えています。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
437	(株)エフエム熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	4月に発生した「平成28年熊本地震」により、甚大な被害を受けた南阿蘇村・夜峰山にある中継局は放送の継続が困難になりました。熊本県の放送事業者は報道機関としての使命、公共性、視聴者保護の観点から、放送の継続のため、代替地に臨時の放送中継所を建設しました。今後も南海トラフ巨大地震など、大災害が予想されていることから、放送設備が被災した場合、その復旧に国による更なる幅広い支援を要望いたします。	安全・信頼性に関する技術基準に基づく設備整備や運用力の増強は、災害時における放送の継続性確保の観点からも非常に重要であると考えています。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
438	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	地域住民に寄り添った、きめ細かい地域情報の発信拡大はラジオの果たすべき極めて重要な役割であると考えられる。実効性の高い「中継局放送」とするには地元自治体との緊密な連携が不可欠であり、関係諸規定の見直しや設備の整備促進をはかることで更なる地域情報発信拡大となるよう要望したい。	基本的に賛同の御意見として承ります。
439	(株)サガテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「今後、県域放送の中継局設備を活用した市町村単位での放送(以下「中継局放送」という。)をより柔軟に行える仕組みを検討・推進することにより、きめ細かい地域情報の発信拡大が期待される。」に賛同いたします。中継局設備を活用した市町村単位での放送(中継局放送)は、これまでにない新たな地域情報の発信方法であり、FM放送に限らず、地上デジタルテレビ放送においても、同サービスが実現できれば、これまで以上にエリアを限定した細かい地域情報を、市町村と連携して発信できるようになることが想定されます。また、同サービスを実施することで、中継局設備を有効活用でき、設備の費用対効果の向上も期待できます。原案は、今後も地域情報を発信していくローカル局にとって有益な内容であり、実現を要望いたします。なお、中継局放送は新たなサービスであり、実現に向けては実証が必要であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
440	(株)ラジオ福島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第1次取りまとめ(案)に賛同いたします。一部のの中継局を利用して市町村単位での地域情報番組を放送しているAM社は複数存在します。この仕組みがFM補完中継局でも使えるようになれば、コミュニティー放送局を設置できない小さな自治体でも、きめ細かい地域情報を容易に発信できるようになります。特に、難聴解消のために市町村が独自に整備した公設民営のFM補完中継局でこの仕組みが使えるようになれば、平時はもとより、災害時にはよりきめ細かい防災情報を発信することができるようになります。中継局放送を実施するためのFM補完中継局関連の規定の見直しや、中継局放送の実施に必要な設備整備の促進に向けた施策をぜひ推進していただけますよう要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
441	(株)エフエムあやべ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	県域放送局の中継局で親局の放送と異なる地域情報を放送することは良いアイデアだと思いますが、異なったコンテンツを制作することは大きな労力が必要になってきます。そこで、コミュニティ放送局がある地域では、中継局の地域番組をコミュニティ放送局に委託する、あるいは一部をコミュニティ放送の再送信にするという方向も考えられるのではないかと思います。	放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、中継局放送の放送番組についても、当該放送事業者が自らの責任で編集するものと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
442	(株)FM802	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオ難聴の解消にあたっては、中継局の活用だけでなく、親局の移転による対応も考えられるところです。親局の移転新設に対しても、補助金の対象となるように制度整備をお願いいたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
443	(株)秋田放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオ中継局の局別プログラム(中継局放送)、放送設備の共用化の可能性検討は、今後の選択肢の拡大になると考えられるが、経済的な課題も少なくないと認識している。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
444	(株)テレビ西日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事業者間の放送設備共用の円滑化には、大いに賛同します。地方局が地域コンテンツの拡充に今後一層注力するには、経営基盤の強化が必要であり、放送業務、放送設備のさらなる高能率化に取り組みなければなりません。中でも演奏所(主調整室設備)の複数事業者による共同運用やハードの共通化には、大きな効果が期待できます。地上デジタル化から10年が経過し、各局が設備更新時期を迎えることから、今後の地方局の能動的な取り組みを支援するためにも、早急に現行制度における関係規定の見直しが必要だと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
445	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	効率的な放送設備の共用化に支障とならぬよう関係規定を見直すことには賛同します。しかしながら、各放送事業者は独立した企業体であるため、運用に際しては柔軟な規定となることを望みます。	基本的に賛同の御意見として承ります。また、後段の御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
446	(株)サガテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「演奏所を必ず放送対象地域内に設置しなければならない意義は薄れている。効率的な放送設備の共用化の支障とならないよう、意義の薄くなった関係規定を見直す必要があると考えられる。」に賛同いたします。地方局が地域コンテンツの拡充に今後一層注力するには、経営基盤の強化が不可欠であり、放送業務や放送設備の効率化は、重要課題です。中でも演奏所(主調整室設備)の複数事業者による共同運用、ハードの共通化は、大きな効果が期待できます。地デジがスタートして10年が過ぎ、各社が設備更新の時期を迎えることから、このようなタイミングで、今後の地方局の能動的な取り組みにつながるような施策が取られることは、大変有益な措置であり、早急に現行制度における関係規定の見直しが必要だと考えます。なお、演奏所の放送設備の共用化については、これまで各社での実施例が、ほぼ無いことから、実現に向けた実証が必要であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
447	(株)岩手めんこいテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事業者間の放送設備共用については、更に議論を深めて頂くことを希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
448	(株)宮城テレビ放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送設備の共用化はBCPの観点から放送継続が担保されるという判断であれば、放送番組制作の効率化の一方策だと考える。その意味で、放送を取り巻く環境が日々変化中、例示された「演奏所規程」などの関係規程の見直しには賛意を表明する。更に、演奏所等の放送設備に限らず、技術環境や放送事業環境の変化などにより存在理由が希薄になった規程については積極的な見直しをはかり、総じて放送事業者の経営の選択肢を拡大する方向で検討されることを希望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
449	(株)テレビ信州	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送設備の共用は、中継局において地域内の放送局により共同建設が実施されています。番組制作設備の効率化が不可欠であることは理解できますが、放送局の生放送が同時帯に集中していることもあり、他の放送局と共用することは更なる検討が必要であると考えます。また、演奏所、送出設備の共用は、大容量の通信伝送路が整備され、技術的には実現可能ですが、災害等により共用設備に損傷を受けたとき、より大きな放送事故となることが予想されます。放送設備の安全・信頼の確保という観点からの検討も要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
450	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送区域と演奏所が分離された場合、①地域情報の確保が困難 ②高速大容量の通信伝送路の災害時対応が必要 ③安定的な大容量通信路のコスト高等のリスクが想定されます。効率化を優先するあまり、地域情報、特に災害時の情報の発信が疎かにされないような注意が必要となります。	放送事業者間の放送設備共用の円滑化の目的は、安定的・継続的な地域情報の発信であり、御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
451	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「演奏所に関しては、放送事業者が個別に設置することが、現行制度における前提となっている。しかしながら、我が国では、高速大容量の通信伝送路の整備が進んできており、演奏所を必ず放送対象地域内に設置しなければならない意義は薄れている。効率的な放送設備の共用化の支障とならないよう、意義の薄くなった関係規定を見直す必要がある。」が提言されています。 「放送事業者間の放送設備共用の円滑化」について、放送局として常時、安定的・継続的な放送を行うためにも賛同します。地方局が地域コンテンツの拡充を今以上に図るためには、経営基盤の強化・安定が必要不可欠であり、放送業務や放送設備の効率化・合理化が重要案件の一つになります。 放送設備においては、演奏所(主調整室設備)の複数事業者による共同運用、ハードの共通化は、大きな効果が期待できます。 地上デジタルテレビ放送が開始され10年が経過し、各社の放送設備が更新時期を迎えることから、これからの地方局の能動的な取り組みに対する有用な対応であり、早急に現行制度における関係規定の見直しが必要だと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
452	富山テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	本取りまとめ案は「演奏所を必ず放送対象地域内に設置しなければならない意義は薄れている」と提言しています。放送設備の共用は、技術革新によって効率的な手段かもしれませんが、放送の基本は、地域免許制度で定められた放送エリア内で、地域住民に有益な情報を発信することです。放送設備が共用されエリア外から放送することによって、果たしてきめ細かな情報サービスの提供が堅持できるか、いささか疑問に思います。慎重に議論を進められるよう要望します。	放送事業者間の放送設備共用の円滑化の目的は、安定的・継続的な地域情報の発信であり、御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
453	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、正確性・速報性の確保やコスト面などの課題が多いと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
454	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、本案で指摘されたとおり、正確性・速報性の確保などの課題が多いと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
455	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、本案で指摘されたとおり、正確性・速報性の確保などの課題が多いと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
456	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、本案で指摘されたとおり、正確性・速報性の確保などの課題が多いと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
457	札幌テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、本案で指摘しているとおり、正確性・速報性の確保などの課題が多いと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
458	(株)テレビ新潟放送網	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、本案で指摘されたとおり、正確性・速報性の確保などの課題が多いと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
459	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、本案で指摘されたとおり、正確性・速報性の確保などの課題が多いと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
460	読賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、本案で指摘されたとおり、正確性・速報性の確保などの課題が多いと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
461	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、本報告書案に記載されたとおり、正確性・速報性の確保や伝達方法など課題が多いと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
462	(一社)衛星放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、正確性・速報性、さらに表示方法など、課題が多いと考えています。実施についての検討は、各事業者の対応状況や、負担なども考慮いただき、慎重に推進いただきますようお願いいたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
463	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	テレビジョン放送番組への多言語字幕付与に関しては、本案で指摘されたとおり、正確性・速報性の確保等の課題が多く、放送事業者の放送責任や多言語字幕表示に関する技術的課題の解決に向けた議論が必要だと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
464	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	必要性については理解しているものの、正確性などの課題が多いと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
465	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送分野における多言語対応に関しては、取りまとめ案でも指摘されたとおり、翻訳制度、放送事業者以外がサービス提供者になる場合の責任分界点など課題も多く、多言語対応の需要を精査した上で、国は放送事業者が自律的に取り組める環境の整備に主導的に取り組むことが求められると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
466	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	多言語対応では、機械翻訳などの可能性と、一方で、正確性の確保の難しさや、運用性等々、利用者側の認識、リテラシー醸成が重要であることも、ここで指摘されているとおりです。まだまだ解決されない課題が多いものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
467	(株)福岡放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	スマートテレビの機能を活用した多言語字幕の付与や字幕翻訳機能付きセットトップボックスなどの事例について記載があるが、字幕付与に対する支援のみならず、多言語字幕対応に向けた新たな開発への取組についても、国の支援が必要であると考えます。	多言語対応については、放送事業者によりできるだけ自律的に取り組まれるよう検討を行うことが必要であると考えます。
468	名古屋テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「テレビジョン放送番組への多言語字幕の付与は、訪日・在留外国人に対する有効な情報伝達手段のひとつになり得る」ということには賛同する。しかし、経営がさらに厳しくなると予想されるローカル局では、独自での取り組みを推進していくことは非現実的である。個社別の設備投資や人件費を軽減できるよう、総務省主導で技術開発等を行うことを要望したい。字幕付与についても同様の主導がなされることが望ましいと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきますが、多言語対応については、放送事業者によりできるだけ自律的に取り組まれるよう検討を行うことが必要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
469	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	地元愛媛でもインバウンドによる外国人観光客が増加している。そういった国際化に向けて多言語対応が必要な対応策ではあるものの、現時点ではローカル局にとって現実味は未だ乏しいと考える。正確性や速報性の担保などの課題もあり、キー局の動向を注視したい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
470	(株)エフエムラジオ新潟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であり、これを最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは元々の補完の趣旨から逸脱していると考えます。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った支援を行うことは、避けるべきであると考えます。	難聴取対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
471	長野エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来AM免許に追加してFM方式を特例的に認める趣旨であるべきところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきです。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹に関わる問題です。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、蔽に避けるべきと考えます。	難聴取対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
472	(株)エフエム大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であると考えます。今まで、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、蔽に避けるべきであると考えます。	難聴取対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
473	(株)J-WAVE	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	聴取者にとってFM補完放送と県域FM放送は、同じラジオ受信機から聴こえるFM放送であり、その違いがあるものではありません。 また、社会経済的につながる都市部において、AM放送が広域でFM放送が県域であるのは、割り当てできる周波数や電波伝搬特性の違い、地形地理的な要因によるものであって、AM放送とFM放送の放送内容や事業規模により区別されたものではないと考えます。 AM放送のFM補完放送の拡大については、難聴取対策や災害対策の観点から反対ではないが、FM放送事業者と同じFM波を使い、ギャップファイラーであってもAM放送事業者が広域までFM補完放送を拡大できるとなると、放送対象地域の大小によって、都市部における県域FM放送事業者の経営が圧迫される恐れも出てきます。よって、FM補完放送の整備を進めAM放送の展望を検討していくのであれば、県域FM放送の放送対象地域の在り方も考慮した、FM補完放送と県域FM放送の格差のない制度整備が、聴取者の利益保護およびラジオ放送の収益性確保の面で重要だと考えますので、慎重かつ柔軟な検討を希望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
474	広島エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(ア)として、「FM補完放送のAM放送事業者の放送区域外への拡大」がまとめられております。AM放送事業者におけるFM補完放送は、被災時の情報伝達や都市難聴に対する措置として認められるものであり、AM放送区域外へエリア拡張を行う際に、FM放送帯域が割り当てられる根拠が見当たらない。もはや「補完」の意味をなさないAM放送事業者のエリア拡大にFM波を使用することは認めるべきではない。	難聴取対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
475	(株)エフエム愛知	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、蔽に避けるべきであると考えます。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
476	静岡エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。さらに、本取りまとめ(案)にあるように我が国のAM放送の使用電波が減少した場合の危機、また、広く普及しているAM受信機器の存在も充分に考慮し、AM放送を健全な経営のもと継続することが必要と考えます。なお、将来展望については案にあるよう慎重に検討を進めるべきと考えます。	難聴取対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
477	(株)エフエム栃木	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨ではありますが、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは言えないと思われま す。 難聴対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なるところであり、従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対し、一方に偏った経営上の支援を行うことは、適切でないと考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
478	(株)エフエム鹿児島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと思われま す。 難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に 意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。 従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
479	(株)エフエム大阪	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認めたものであり、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと思われま す。 難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。 従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
480	(株)エフエム宮崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと思われま す。 難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に 意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。 従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
481	(株)エフエム山陰	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと思われま す。 難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に 意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。 従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
482	(株)エフエム香川	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと思われま す。 難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。 従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
483	広島エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと思われま す。 難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に 意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。 従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
484	三重エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
485	(株)エフエム長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
486	個人 <sup>38</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
487	(株)エフエム熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題です。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方的に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
488	(株)エフエム仙台	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
489	(株)エフエム東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解すべきであります。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
490	岡山エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと思っております。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると思っております。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると思えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
491	大阪マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認めたものであり、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと思っております。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、県域FM局の存亡にもかかわるため、代替手段として考えることは避けるべきであると思えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると思えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
492	(株)エフエム高知	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「第3章(2)「地域に必要な情報流通の確保」のP33「今後の検討課題」の(イ)として、「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大する事は補完とは呼べないと思っております。難聴取対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方的に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると思えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると思えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
493	(株)ベイエフエム	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の展望については経営的、外交的な要因をふまえ、FM補完放送局の受信環境が整備された場合において慎重に議論を進めるとありますが、既存FM放送事業者の経営的安定を考慮すると、FM放送事業者の放送対象地域のあり方に関しても、経済・社会行動・文化圏を前提として、将来的に情報格差の是正、地域情報の流通確保を図れるように慎重な検討を要望します。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
494	(株)エフエム群馬	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望がまとめられていますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べない。難聴取対策としてAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっている。現行の放送制度の根幹にかかわる問題である。ラジオのAM放送、FM放送において共存共栄してきた民放ラジオ事業者に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると思っております。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると思えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
495	(株)エフエム石川	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられていますが、難聴取対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べず、AM放送の将来的な代替手段につながると思われ、本来の主旨とは意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。そもそもAM放送の多くはテレビ放送と兼営であり、経営環境は複雑でありながらも、テレビと合わせた営業が出来るという側面を持っている。そんな中でもこれまでAM放送とFM放送で共存共栄してきたラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方的に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると思えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると思えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
496	横浜エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送の展望については(中略)慎重に議論を進める」とあり、将来のAM放送に触れているが、AM放送事業者の放送対象地域によっては、将来、同じマーケットの県域FM放送事業者の経営が圧迫される恐れが非常にあります。よって、FM補完放送の整備を進めAM放送の展望を検討する際、大都市圏における県域FM局のあり方、具体的には、県域FM局が県民へきめ細やかな地域および安心安全情報の提供する為にも、各県民の生活行動範囲(通勤通学等)を考慮した放送対象地域について見直すとともに、聴取者の利益保護とラジオ放送局の経営基盤の安定という観点から、慎重な検討を望みます。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
497	(株)エフエム山口	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴対策としてのAM局のFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるべきであるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないと解するべきであります。難聴対策としてのAM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは根本的に意味が異なっており、現行の放送制度の根幹にかかわる問題であります。従来、AM放送とFM放送とで共存共栄してきた民間ラジオ事業者同士の競争条件に対して、一方に偏った経営上の支援を行うことは、市場の公平性を損なう行為であり、厳に避けるべきであると考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
498	(株)IBC岩手放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	聴取者にとっては、「身近なラジオを聴ける」ことが重要である。ローカルラジオ放送事業者の経営環境は非常に厳しく、弊社は東日本大震災をきっかけに、難聴地域解消のためのFM補完局を置局してきたが、ラジオ事業の収支状況は今後ますます厳しくなることが想定される。ローカルのラジオ放送事業者が経営を維持し、正確で迅速な地域情報を聴取者に届け続けることが可能な環境整備を最優先課題として検討をお願いしたい。なお、AM波の国際権益については、公共放送がAM放送を継続することで確保できると考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
499	(株)ニッポン放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	本案において、FM補完放送拡大後のAM放送停止について「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ(H25.7)」と同様、「国際権益確保の観点から慎重に進める必要がある。」との記述がある一方で、「AM放送事業者において、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を兼営することは、経営上の負担を大きくする」旨が明記されたことは、FM補完放送を実施、又は、実施を予定しているAMラジオ事業者の実情と、将来への展望を踏まえたものとして賛同、高く評価する。当然ながら、FM補完放送拡大後の「AM放送停止」を含む「AM放送の展望」の端緒については、「FM補完放送の全国へのさらなる拡大」「FM補完放送の聴取拡大に向けたユーザーに対する継続的訴求」など、まずはAM放送事業者自らの努力によって開かれるものとする。その上で、行政としての課題である「国際権益確保」を踏まえつつ、「地域情報の担い手でもある民間放送事業者の経営面の安定化とその存続」を十分に考慮し、AM放送停波を含めての具体的な検討を行うよう、強く要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
500	(株)和歌山放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	取りまとめ案には「AM放送事業者において、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を兼営することは、経営上の負担を大きくする」と記載していただきました。当社和歌山放送のような、ローカルで、AM単営ラジオ社にとっては、売上の減少に歯止めがかからない状況が続いており、こうした認識を持っていただいたことに感謝いたします。その上で、こうした認識を前提として、AM放送の将来展望について、どのようにしていくべきか、AM放送で使用している周波数の国際調整をどうするのか、放送をやめた場合の外国から到来する不要な電波が増加した場合の対処方法など、様々な問題について、「代替手段の有無や国際権益確保の観点を踏まえ」て、国として慎重に検討をお願いいたしますとともに具体的、かつ積極的な対応をお願い申し上げます。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
501	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送事業者は、両メディア(AM・FM)を並行運転すると、それぞれに保守・更新作業が伴い、費用負担が増大することとなる。また営業面でも、クライアントからの両メディアへの出稿は望めない。AM放送のエリアがFM放送で取って代わり、両メディアから情報取得の機会が聴取者に担保されるならば、更新費用が大きなAM放送設備は廃止する選択も視野に入ると考える。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
502	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	都市難聴の解消によるリスナーの拡大や、災害時の情報伝達の確度を高めるために、FM補完放送の聴取エリアを拡大することは重要だと思いますが、その実施に当たっては、AM放送事業者の判断に委ねることが望ましいと考えます。その一方、行政として、必要であると判断をするのであれば、経営状態の厳しいAM放送事業者に対する支援策の検討を行うべきと考えます。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
503	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送の展望については、代替手段の有無や国際権益 確保の観点を踏まえ、慎重に検討を進める必要がある」とされているが、ラジオ広告市場が大きく縮小しており、民間事業が困難となっている。その中で「国際権益の確保」が主たる理由では、民間事業としてAM放送を継続するのは経営上の負担が大きい。FM転換を可能にするなど踏み込んだ検討を行い、明確なビジョンを提示すべきである。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
504	(株)秋田放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	災害対策、都市型難聴対策用FM補完局は、AMとの2重の投資になり、重い負担となっている。ワイドFM用受信機の普及促進とともに、AM放送に対する方向性を早期に示してもらいたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
505	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>本案において「AM放送事業者において、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を兼営することは、経営上の負担を大きくする」AM放送の展望については、代替手段の有無や国際権益の観点から踏まえ慎重に検討を進める必要がある」との言及がなされたことは重く受け止めたい。AM放送の周波数帯は、周波数の確保に国際調整を必要とするなど、「国益」に等しいものであり、慎重な対応が必要であることは理解できる。一方で、AM放送の送信設備は中継局クラスでも多額の設備投資・維持費用が必要であり、経営を圧迫する大きな要因となっている。その為、親局と中継局が同期放送(同一周波数)で放送を行っている場合など、国益に影響の無い範囲においてはAM中継局の送信規模縮小などについても前向きに検討すべきと考える。厳しいラジオ経営の中で災害対策であるFM補完放送とAM放送の両輪を続けるのには限界がある。FM補完のエリアカバー状況を注視しながら、AM放送撤退の選択が可能なものとなるよう検討をお願いしたい。</p>	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
506	(株)高知放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>弊社のAM放送事業についてはビジネスとしての収益性の確保と災害報道などの公益性の両立が厳しい状況にあります。一方で当地域は南海トラフ地震が懸念されていることから、その対応は必須の課題となります。現在、弊社もFM波の活用については検討しているものの、本案でも指摘のある通り、AM放送に加えてFM補完局を兼営することは経営上の負担が大きいためと考えております。本案ではFM補完局の送受信環境の整備が進んだ場合においてAM放送について検討するとなっておりますが、AM放送の在り方については早急に方向性を示すべきと考えます。また、ローカル局のラジオ放送事業は経営的に厳しい状況にありますので、災害対策の観点から、現在の制度に加えて長期的に国や地方自治体から支援いただけるような制度をご検討いただきたいと思います。</p>	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
507	(株)ラジオ福島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>災害対策、難聴対策としてAM放送事業者によるFM補完中継局の整備は極めて有効です。助成等も含めFM補完局開設の取り組みを引き続き支援していただけるよう要望します。一方で、FM補完中継局の整備は、テレビのデジタル化のような移行ではないため、AM放送事業者にとっては、AM放送設備の維持費に加え、FM補完中継局の整備・維持・管理のために多額の費用が発生し、経営を圧迫する要因となります。また、V-Lowマルチメディア放送のようなモアチャンネルではないため、新たな収入増は見込めません。将来に渡り安定的にラジオ放送を継続させるためには、一刻も早くAMラジオ社の将来像を描き、それに対応する新たなビジネスモデルを確立することが必要です。国におかれましては、民間放送事業者の意見も組み入れながら、早期にAMラジオ放送の将来像を示していただければ幸いです。</p>	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
508	(株)TBSラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>都市型難聴に強いFM波によるFM補完局を開局し、実際にマンション・病院などの屋内や、ノイズが多い環境でもより良好に受信できることを実感いたしました。また、その音の明瞭度・ステレオ感など音質の向上も聞きやすさに繋がりました。このリスナーメリットは大きく、一度FMに慣れた聴取者はAMに戻ってくることはないと考えます。今後の全国的なFM補完局の開設備況によって、AMリスナーが減り、AM受信機も減少し、サービスの主体はFMとなっていくことが想定されます。AM放送の今後については長期的なロードマップであっても、方針をはっきりさせることが重要であり、それにより各局のFM補完放送への参入を促すことや、AM用の設備投資計画を明確に出来ることに繋がることとなると考えます。ラジオ業界の売り上げの減少傾向に歯止めがかからない中、AMとFM補完局のサイマル期間は著しく経営負担が生じることを鑑み、二重運用を解決・支援する施策について格段の配慮をお願いしたいと考えます。</p>	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
509	(株)アール・エフ・ラジオ日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>「FM補完放送拡大後」は、AM放送事業者にとってAM放送設備の更新・維持費用、さらにFM補完局の更新・維持費用も必要となるために「ビジネスとしての収益性」が大きな問題となることが記載されており、AM放送事業者の実状を踏まえたものとして賛同する。また、「FM補完局の送受信環境の整備が将来的に進んだ場合」には、AM放送停波をも視野に入れ、さらに踏み込んで具体的な検討を進めていただくよう要望する。</p>	基本的に賛同の御意見として承ります。AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
510	北海道放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>「AM放送事業者において、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を兼営することは経営上の負担を大きくする」との記述は、まさにそのとおりである。AMラジオの将来は依然として厳しい見通しとなっており、AMラジオをどうするか、ロードマップの策定を検討していただきたい。今後、さらに全国的にFM補完が進み、AMラジオの将来展望について国際権益の確保等も踏まえて「FM転換」の議論が行われる際には、他府県とは比較にならないほどの広大なカバーエリアを持つ北海道の特殊性についての検討も必要と考える。</p>	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
511	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」(平成25年7月)に続き、本案において「AM放送事業者において、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を兼営することは、経営上の負担を大きくする」と言及し、AM放送の将来展望に関する検討の必要性が明記されました。行政としてFM補完放送の送信受信環境の整備をさらに促進するとともに、AM放送の将来展望について、民放事業者の考え方や要望を十分に汲み上げ、すみやかに検討を開始することを要望します。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
512	(株)エフエム佐賀	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望」がまとめられておりますが、難聴対策としてのFM補完局は、本来のAM免許に追加してFM方式での配信を特例的に認める趣旨であるところ、最初からFM方式を使って放送受信環境を整備拡大することは補完とは呼べないかと解すべきであります。AM局のFM補完と、将来的代替手段としてのFM方式とは意味が異なり、現行の放送制度の根幹に係る問題であることから、AM・FM放送両事業者との健全な市場公平性を損なうことのないように検討されることを期待します。	難聴対策としてのFM補完局は、地形的条件等により、現在AMの放送区域外となっている地域(自治体等)からの要望に応えるものであり、防災上の観点からも有効であると考えます。 なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
513	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送の展望」については、代替手段の有無や国際権益確保の観点を踏まえ、慎重に検討を進める必要がある」とされているが、ラジオ広告市場が縮小を続けるなか、AM放送については維持に多額の費用を要する事から民間事業として継続するのは困難な状況に陥っている。今後の経営計画(設備計画)にも関わらず、FM補完放送が整備された後の停波について方向性を示す事を要する。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
514	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の展望については「代替手段の有無や国際権益確保の観点を踏まえ、慎重に検討する必要がある」とされているが、ラジオ広告市場が縮小傾向となっている現状で、多額の設備維持費を要するAMラジオに加えFM補完放送を兼営する事は民間放送事業者には経営上の大きな負担となる。 今後、行政としての課題である「国際権益確保」を踏まえつつ、「地域情報の担い手でもある民間放送事業者の経営面の安定とその存続」を考慮し、AM放送停波を含めての具体的な検討を行うよう、強く要望する。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
515	山形放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の展望については、代替手段の有無や国際権益確保の観点を踏まえ、慎重に検討を進める必要がある」とされているが、ラジオ広告市場が大きく縮小しており、民間事業が困難となっている。 しかも国際権益の確保が主たる理由というのでは、民間事業でAM放送を継続する意義は薄れていると言わざるを得ない。FM補完放送が拡充した後のAM放送停波を可能にするなど、踏み込んだ検討を行い、明確なビジョンを提示すべきである。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
516	(株)フジ・メディア・ホールディングス (株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	今後のラジオの在り方について、「AM放送事業者において、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を兼営することは、経営上の負担を大きくする」との指摘通り、AM放送事業者にとって厳しい事業環境の中、既に直面している問題でもあり、FM補完放送拡充後のAM放送の在り方については、放送事業者の実状や考え方、要望を踏まえ検討を進めるよう要望します。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
517	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送とFM補完放送のサイマル放送期間が長期化することになれば、設備維持による経営上の負担が増えることになり、ラジオネットワークの強靱化そのものが阻害される可能性も出てきます。放送ネットワークの強靱化は放送事業者の経営の強靱化の上に成り立つものと考えており、設備投資は最も重要な経営判断の一つであるため、AM放送の将来展望について速やかに検討していただくよう要望いたします。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
518	大阪放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の将来において送信所問題は避けられない大きな課題です。多くのAMラジオ送信所が、近い将来アンテナの寿命を迎えて建て替える必要が生じます。大電力局においては、放送を継続しながら現送信所敷地内で建て替えることは難しく、また、都市部とその近郊においては、新たな設置場所を確保することも大変難しい状況にあります。今後のAM放送の展望については、これらのことを踏まえた検討をお願いします。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
519	(株)毎日放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオ放送事業者をとりまく厳しい経営環境を鑑み、AM放送事業者がFM補完放送を兼営していくことの経営的困難さ、AM放送の将来展望検討の必要性について言及されました。 これらの諸点については、放送事業者の意見を充分にくみ上げ、現実に即した議論・検討がなされることを強く要望します。 特にAM親局の送信アンテナ更新問題に直面する事業者にとっては、今後の方向性についての議論、検討がすみやかに開始されることが要望される所です。 また、FM放送への全面的移行が企図される場合、民間放送事業者だけの経費負担では過大な負担となるものが危惧されますので、他産業での公的助成のスキームなども参考にして実現可能な施策が取られることを希望します。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
520	(株)CBCラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM事業者において、設備維持に多額の費用を要するAM放送に加え、FM補完局を兼営することは、経営上の負担を大きくする」との観点からAM放送の展望を検討することについて賛同する。FM補完放送の拡大により、経営上の負担が増加すれば、ラジオネットワークの強靱化そのものが阻害されかねない。放送ネットワークの強靱化は放送事業者の経営の強靱化の上に成り立つと考える。設備投資は最も重要な経営判断の一つであるため、AM放送の将来展望について速やかに検討を始めていただきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。 AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
521	北日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	本文に書かれたとおり、AM放送の設備を維持するには多額の費用を要し、AM電波を出し続けることは経営上の負担が大きい。当社はFM補完局を開設したので、FM補完放送の受信環境の整備が進んだ場合には、AM電波は停めたいと考えている。本文に書かれているとおり、種々の観点を踏まえ、AM放送の展望について検討を進めていただきたい。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
522	(株)文化放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の将来に関しては、公益、収益はもちろん、国益も絡んでおり、「慎重に検討を進める必要がある」ことは言うまでもありません。しかしながら、音質がAMと比べ格段に優れているFMでの聴取が将来的に主流になることは、想像に難くありません。本案でも言及されているように、AM放送事業者にとって、現行のAM、FMの二波体制を維持するための送信コストの増大は、ラジオの広告費が頭打ちの中、今後ますます収益を圧迫することも十分に予想されます。公益を確保、堅持するためにも収益の安定は不可欠であり、両者併存という観点に立ち、AM放送の将来像を描いておく必要があります。こうしたラジオを取り巻く諸環境を勘案すれば時間的余裕はなく、また国益が絡むことを考慮すれば検討には長時間要することが想定されます。従いましてAM放送の展望につきましては、できるだけ早期に検討を開始する必要があると考えます。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
523	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送事業者によるFM補完放送開設の取組の推進については、AM放送の将来展望が考慮されたうえで、各地域の実状に合わせた効率のよい置局が可能な制度設計が行われることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
524	福井放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	弊社はFM補完局の段階的整備を計画しており、ラジオはAMとFMの兼営となって経営上の負担が大幅に増える見通しです。一方では人口の減少やメディアの多様化等々の厳しい環境変化があります。「FM補完放送拡大後のAM放送の展望」との検討課題が設けられたことは、環境変化を直視した現実的でタイムリーな対応であると考えられ、今後FM補完局による放送の普及次第では、AM放送の将来的な廃止も視野に入れたものと受け止めて賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
525	(株)日経ラジオ社	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送の展望については、代替手段の有無や国際権益確保の観点を踏まえ、慎重に検討を進める必要がある」との提言に賛同いたします。その際、中波放送と同じAM放送である短波放送についても合わせて検討することを要望します。本検討会(第8回)において、日本放送協会から「国際放送の方向性、課題」について、「短波ラジオは一部の発展途上地域を除き有効性を失いつつある」と言及しています。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
526	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「AM放送の展望については、代替手段の有無や国際権益確保の観点を踏まえ、慎重に検討を進める必要がある」とされているが、ラジオ広告市場が大きく縮小しており、民間事業が困難となっている。しかも国際権益の確保が主たる理由というのでは、民間事業でAM放送を継続する意義は薄れていると言わざるを得ない。FM補完放送が拡充した後のAM放送停波を可能にするなど、踏み込んだ検討を行い、明確なビジョンを提示すべきである。	AM放送事業者によるFM補完放送拡大後のAM放送の展望については、第一次とりまとめ(案)に記載されているとおり、様々な観点から、慎重に検討を進める必要があると認識しております。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
527	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送を開始する放送事業者が相次ぎ、FM放送用周波数が逼迫する中で、同期放送は周波数の有効活用に至る手段であると思われます。一方で、同期放送については、干渉エリアで受信不良が発生するという課題があります。従って、同期放送の実現については、受信者保護の観点から十分な検討を行うことが必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
528	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	当社はFM補完中継局の整備において、既に同期放送を実施しており、放送対象地域内の大半を同一周波数でカバーしている。カーラジオなどの移動受信におけるリスナーの利便性向上や周波数の有効利用にも寄与しており、ラジオの効率的な展開において同期放送が極めて有効な手段であると確信している。引き続き取り組んでいきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。
529	(株)ラジオ福島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第1次取りまとめ(案)に賛同いたします。FM同期放送はシームレスな受信環境の構築と周波数の有効利用には不可欠なものと考えます。特に、コミュニティー放送や臨時災害FM局のニーズを考えると、FM帯の周波数は逼迫の一途を辿ることが予想されます。一方で、FM同期放送の放送設備は、非同期型に比べやや高額となるため、民間放送事業者にとっては積極的に取り組むべきインセンティブとはなりません。こうした状況の中でFM同期放送を普及推進させ、周波数資源を有効利用するためには、技術的な成熟以外に何らかの普及推進措置が必要だと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
530	(株)TBSラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AMの広域放送ではそのエリアが広いこと、主たるFM補完局1局ではAMの放送対象地域内のエリアは確保できません。そこでその他の中継局を検討するに当たり、同期放送を行うことはリスナーメリットと周波数有効利用の観点で優位であることは間違いありません。また最近のデジタル技術を用いることにより、同期の精度をかなり高め混信地域を極力なくして、FM同期放送を導入した放送局様もおられます。しかしながら関東広域圏の場合は関東平野が広いことで、混信地域に住む世帯数が多くなる可能性もあり、また同期放送では中継局の費用も高くなることも合わせ、同期放送については現実に即した検討となることを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
531	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	単一周波数で送信することは、周波数利用の効率化のみならず、聴取者にとっては放送エリアを超えて移動する際に周波数を変えることなく聴取継続することが期待され、大きなメリットを有している。しかしながら、同期放送を実現するためには、TTLや専用回線が必要となり、大きな初期投資やランニングコストの増加といった費用的な難点があり、放送事業者にとっては課題がある。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
532	山口放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	聴取者サービスと周波数有効利用から、FM同期放送の技術開発を進めていく中、送信所間の偏波面効果の有効性についての検討を要望する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
533	(株)IBC岩手放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FMラジオにおける同期放送は、周波数の有効利用及び移動中の聴取者の利便性の観点から、有用であると考える。既に実施している放送事業者もあるが、さらなる技術的検討を行うことに賛成する。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
534	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	シームレスな受信環境の確立、電波資源の有効活用の観点から、技術的見地での検討を進めるべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
535	福井放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM局の広範な放送エリアを小規模なFM局でカバーしようとしますと、複数のFM局と周波数が必要になり、移動体で受信するリスナーにとっては、その都度、受信周波数を切り替える手間が必要になってしまい、緊急避難時のシームレスな情報入手にも障害となる恐れがあります。FM同期放送は限られた資源の有効利用に資するだけでなく、放送サービス利用者にとって現行のAM放送の持つメリットをFM放送でも再現できる手段だと受け止めており、同期放送の「技術的見地からの検討」に大いに賛同するとともに、一層の普及にむけての多方面からの検討をお願いしたく存じます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
536	(株)文化放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	同期放送に関しては、周波数の有効利用の観点から、そしてシームレスな受信が可能となるリスナーサービスの観点からでもできるだけ導入すべきであると考えますが、現状は地形、混信地域の世帯数等に影響を受ける導入可能地域が限定的な技術でもあります。今後の検討により技術的精度がより一層高まり、導入可能地域が拡大することを期待します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
537	(株)ニッポン放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM放送における「同期放送」については、限られた周波数の中で、今後も引き続き多くの「FM補完放送」の中継局(その他FM補完中継局)の開設が予定される中、周波数の有効利用の観点から必要であるだけでなく、本案にあるように「シームレスな受信環境」はユーザーのニーズに合致することから、その実現可能性の技術的見地からの検討は大いに賛同し、評価したい。一方で、すでにいくつかのAM放送事業者が、「FM補完放送」に於いて、それぞれの技術により「同期放送」を開始、もしくは予定していることから、検討にあたっては、これらの状況を勘案するとともに、放送事業者からの意見を取り入れながら行うことを要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
538	(株)和歌山放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	広域的な移動でも同一周波数での聴取が可能になるなど、同期放送の実現はリスナーの利便性を考えればぜひとも実現させていただきたいと考えます。しかし、実際に同期放送している局がある一方で、当社のように放送波中継も使ってワイドFM放送を開始している局もございます。そうした事情を勘案していただきながら、実現の可能性について検討をよろしく願います。将来、同期放送が実行される場合には、各社の実情を十分に考慮していただきながら、進めていただくよう要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
539	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	当社は、FM補完放送の同期放送について、様々な技術的検討・機器開発を行い、同期放送実現可能な知見を有しておりますので、これの活用についての協力は厭いません。	基本的に賛同の御意見として承ります。
540	(株)FM802	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	中継局の周波数を親局と同一にすることにより、シームレスな受信環境となり、周波数の有効活用にも資することから、同期放送の実現可能性について、技術的見地からの検討を要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
541	大阪放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	電波の有効利用と聴取者の利便性向上のため、積極的に技術開発を進めるべきであると考えます。	FM同期放送の導入に関し、基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
542	(株)ニッポン放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	地域情報確保の観点から、より多くの聴取者がFM補完放送を聴取するために、対応受信機普及に向けた一層の取組が必要であるという指摘に賛同する。 FM補完放送の最大の課題は「対応受信機」、「車載対応受信機」の普及であったが、2014年の補完放送開始以来、「対応受信機」では、ソニー、東芝をはじめ各メーカーが積極的に生産販売、すでに店頭では100%に近い普及を見せ、また「車載受信機」についてもトヨタ、日産、ホンダをはじめとする主要自動車メーカーが「純正」(一部標準装備)での対応を開始するなど、予想をはるかに超える普及を見せている。 一方で、この急速に店頭レベルで普及しつつある「対応受信機」「車載対応受信機」を背景にした「FM補完放送の聴取拡大」が、将来に向けての大きな課題となっている。 この「FM補完放送の聴取拡大」については、今後、我々放送事業者の最大限の努力を前提にしながら、行政からも、広報面をはじめ様々な面での強力、且つ継続的なサポートを要望する。 また、国民に広く普及しているスマートフォンをFM放送の受信機として活用することは、上記の「FM補完放送の聴取拡大」だけでなく、既存FM局を含むFM放送全体として、災害時での輻輳が無く電池消費の少ない「放送」からの信頼性の高い地域情報の入手に繋がることから、国民各層の利益を拡大するものとして大いに賛同する。 スマートフォンへのFMチューナーの標準搭載実現に向けて、携帯電話事業者、メーカーなど関係各所への行政の引き続きの強力なバックアップを要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
543	(株)ラジオ福島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第1次取りまとめ(案)に賛同いたします。 災害対策、難聴対策としてAM放送事業者によるFM補完中継局の整備は極めて有効です。このメリットを活かしてゆくためにはFM補完放送に対応する受信機の普及が何よりも重要ですので、国におかれましても、国民をはじめ、カーオーディオ、カーナビ、スマートフォン等も含めた受信機メーカーに対しても積極的に情報提供を行うなど、その普及推進に取り組んでいただけますようお願いいたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
544	山口放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴対策及び災害対策として順次FM補完局を整備していく中、電波遮蔽空間の受信要求が高まりつつある。特に、トンネル内ラジオ再送信については、災害時の情報伝達手段として重要となることから、国道、県道及び高速道路の各管理者が、トンネル内ラジオ再送信の設備を設置してもらえるような制度の充実を望む。	御意見は道路管理者に対する要望だと思いますが、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
545	(一社)放送波遮蔽対策推進協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	東京・大阪・名古屋の地下街(7局所)では、国の遮蔽対策(補助金)事業としてラジオ・地デジ(DTV)放送の再放送が行われ、平時の利用のほか、災害時のライフラインインフラのひとつとしての活用が期待されています。 しかし、これらの設備は、その後に制度整備されたFM補完放送(ワイドFM)には対応していません。上記7局所ではAMラジオの再放送も実施されていますが、今後、FM補完放送の普及が進むとAMラジオ所持者の減少が予測されること、本とりまとめ(案)に触れられているようにAM放送事業者をめぐる今後の動向如何ではFM補完放送の再放送実施は不可欠になります。 これらの設備投資は地下街事業者・放送事業者による拠出だけでは負担が重いのが現状です。 多くの利用者がある地下街の特性を鑑み、FM補完放送の再放送についても補助金交付等所要の支援施策を取ることが検討されるよう希望します。 また、現在全国には82箇所の地下街が存在しますが、再放送設備が整備されているのは、先述の7箇所のみとなっています。安心・安全のために放送が果たせる役割を鑑み、これら未整備施設への再放送設備の整備、支援策についても検討されることを希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
546	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送では対応受信機の普及が十分に進んでいないのが現状で、国民の安心安全を担保する放送ネットワークの強靱化実現のために、国においても端末普及に向けた積極的な取り組みを要望いたします。 スマートフォンをFM受信機として活用することはラジオの聴取機会を増やし、また情報伝達の継続性が重要となる災害時においては大変、有効な手段になると考えます。しかし、FM受信機能を備えたスマートフォンはごく一部に限られているため、国においても今後、スマートフォンにFM受信機能を搭載することを推進していただくようお願いいたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
547	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	地域情報確保の観点から、より多くの聴取者がFM補完放送を聴取する為の対応受信機普及に向けた一層の取り組みの必要であるとの指摘には賛同する。 この取り組みについては、行政からの広報面をはじめ様々な面での協力、且つ継続的なサポートを要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
548	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送の展開は、放送事業者の前向きな取り組みもあり、送信側の対応は順調に進んでいますが、受信側、所謂、受信機普及に関しては、メーカーや自動車業界等の明確な取り組みが、まだ十分には進んでいない状況にあるので、今後も官民一体となった一層の取り組みが必要だと考えます。 またスマートフォンをFM放送の受信機として活用することは、日頃からラジオに親しむ機会が増え、災害時の情報伝達にも資する施策であることから、この取り組みに関しても、放送事業者・携帯電話事業者・メーカー等を巻き込んだ官民一体での推進が必要であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
549	北海道放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送には受信機の普及が重要である。特に広大なエリアを有する北海道では、車での移動が重要な生活の足であり、また、地場産業にとっては主要な流通手段の一つである。このため、“ワイドFM”を聴ける車載ラジオを含めた受信機の普及が急がれる。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
550	(株)STVラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	地域情報確保の観点から、より多くの聴取者がFM補完放送を聴取するために、対応受信機の普及に向けた一層の取組が必要であるという指摘に賛同します。 対応受信機の普及に向け、行政からの広報面をはじめ様々な面での強力で継続的なサポートを要望します。 また国民に広く普及しているスマートフォンをFM放送の受信機として活用することは、「FM補完放送の聴取拡大」に資するとともに「災害時に輻輳がなく電池消費の少ない放送による確実な情報伝達」に大きな役割を果たすと考えられ、国民各層の利益を拡大するものとして大いに賛同します。 スマートフォンへのFMチューナーの標準搭載実現に向けて引き続き行政の強力なバックアップを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
551	(株)IBC岩手放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオネットワークの強靱化を目指してスタートしたFM補完放送の受信環境を整備することは、災害時の安全確保等にも寄与するので、積極的に進めていただきたい。 対応受信機の普及に当たっては、考え得るさまざまな手段(例:スマートフォンへのチューナー搭載など)を講ずることに賛成する。	基本的に賛同の御意見として承ります。
552	山形放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	地域情報確保の観点から、より多くの聴取者がFM補完放送を聴取するために、対応受信機普及に向けた一層の取組が必要であるという指摘に賛同する。 この「対応受信機普及に向けた一層の取組」については、行政からの、広報面をはじめ様々な面での強力、且つ継続的なサポートを要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。
553	長崎放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	各メーカーからFM補完放送対応車載機は出てきているものの、ディーラー純正品のカーナビ、カーステレオについては対応が進んでいない。受信機のより一層の普及のために具体的な施策を実施して頂きたい。 また、スマートフォンをFM放送の受信機として活用することについては、より一層の取り組みを期待する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
554	北日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「FM補完放送対応受信機の普及に向けた一層の取組が必要」としているが、そのとおりである。 当社ではFM補完放送の開局以来、ワイドFM対応ラジオをリスナーにプレゼントしたり、ラジオを聞きながら作業している事業所からのリクエストに応じて対応ラジオを届けたりして、普及に努めている。 今後、行政を含め、放送事業者や受信機メーカー、自動車メーカー、カーディーラー等、関係者が協力してFM補完放送普及のための活動を加速する必要がある。 またスマートフォンをFM放送の受信機として活用することが挙げられているが、電波の有効利用に繋がることでもあり、電波利用料の活用を含めて積極的に進めていただきたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
555	(株)RKB毎日ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の都市型難聴地域でも、FM補完放送を通してラジオ番組を聞くことができるようになったとリスナーから評価する声も多数届いており、今後、受信機の普及と共にFM補完放送のリスナーが確実に増えて行くことが予想されます。非常災害時においても必要な情報をより多くのリスナーに届けることが可能となり、FM補完放送への期待も更に高まるものと考えます。放送事業者として番組制作や各種キャンペーンなどを通して、一層のFM補完放送受信機普及を目指して参ります。 AM放送とFM補完放送とのサイマル運用を継続するには、特にAM放送設備の老朽化に伴う維持、或いは更新に多額の費用がかかる為、経営上大きな負担となります。放送事業者の経営面の安定化とその存続の為にも、この負担を軽減するための施策について格段の配慮をお願いします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
556	RKB毎日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送の都市型難聴地域でも、FM補完放送を通してラジオ番組を聞くことができるようになったリスナーから評価する声も多数届いており、今後、受信機の普及と共にFM補完放送のリスナーが確実に増えて行くことが予想されます。非常災害時においても必要な情報をより多くのリスナーに届けることが可能となり、FM補完放送への期待も更に高まるものと考えます。放送事業者として番組制作や各種キャンペーンなどを通して、一層のFM補完放送受信機普及を目指して参ります。 AM放送とFM補完放送とのサイマル運用を継続するには、特にAM放送設備の老朽化に伴う維持、或いは更新に多額の費用がかかる為、経営上大きな負担となります。放送事業者の経営面の安定化とその存続の為に、この負担を軽減するための施策について格段の配慮をお願いします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
557	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	AM放送事業者によるFM補完放送開設の取組を推進するにあたって、対応受信機の普及は、事業性確保の観点からも大きな課題となりますが、広く普及するスマートフォンやカーナビゲーションを含めた車載機へ、対応FMチューナーの搭載を促進することは、課題解決の手助けになると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
558	大阪放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	スマートホンの世帯普及率は60%を超えており、それらがFM補完放送を含むFM放送の受信機として機能することは、通信用電波を使用すること無く情報伝達が行えるため電波の有効利用につながるうえ、災害時にはさらに有効な情報伝達手段として機能することから、スマートホンにFM受信機能を備えることは、積極的に進めるべき施策であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
559	(株)文化放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ポケット型ラジオから防災ラジオまで各受信機メーカーから多種多様なFM補完放送対応受信機が発売されています。一方、車載機に関しては、ディーラーオプションでの対応は進展しているものの、新車への対応受信機の標準装備に関しては、これまでのところ期待値を上回るものではありません。普及に向けては、引き続き官民一体となった取り組みが必要であると考えます。 また、いまや世代によってはファーストスクリーンともいえるスマートフォンに、ファーストインフォーマーであるラジオのチューナーを搭載することは、災害時において輻輳することもなく住民の地域情報確保に大いに寄与する。放送ネットワークの強靱化の趣旨に最も合致した方策であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
560	(株)日経ラジオ社	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「FM補完放送対応受信機の普及に向けた一層の取組が必要である」、「スマートフォンをFM放送の受信機として活用することは、(略)利便性向上に資する」との提言に賛同いたします。その観点から、放送事業者と共に普及やスマートフォンのFMチューナー搭載に向けて、国としてのご支援を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
561	(株)毎日放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	当社などAMラジオ放送事業者は災害時により確実な情報提供ができる地域メディアとしての自覚を持ってFM補完放送を積極的に推進しています。聴取者(リスナー)のメディア環境の変化に合わせて、スマートフォンでのラジオ受信はその重要性を高めると考えられることから、ハイブリッドラジオの開発、普及に言及されたことは高く評価できるところであり、今後、所要の普及促進・援助施策が取られることを希望します。 FM補完放送の普及には放送事業者のみならず、メーカー、行政などの官民一体となった取り組みが不可欠です。特に受信機の普及については、メーカーだけでなく自動車業界の取り組みが求められるところで、所要の施策が取られることを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
562	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	国民に広く普及しているスマートフォンをFM放送の受信機に活用することは災害時に輻輳が無く電池消費の少ない「放送」から信頼性の高い情報入手へと繋がる事から賛同する。同時にFMチューナーのスマートフォン標準搭載実現に向けて携帯事業者、メーカーなど関係各所への強力な働きかけを要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。 各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
563	(株)南日本放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送対応受信機(ワイドFM)の普及促進については行政を含めたより一層の取り組みが必要と考える。普及率が高いスマートフォンを受信機として活用するハイブリッドラジオについても、災害対策の意義からも推進すべきと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
564	(株)CBCラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送の施策によりラジオネットワークの強靱化は送信側において強化され、災害時に必要な地域情報の流通は確保されつつある。一方、受信側であるFM補完放送対応受信機の普及はいまだ途上であり、放送事業者は車載機を含めた端末普及に取り組む必要があるが、国民の安心安全を担保する放送ネットワークの強靱化実現のためにも、行政は端末普及に向けた取り組みを積極的に行っていただきたい。 スマートフォンをFM受信機として活用することに大いに賛同する。日本におけるスマートフォンの普及台数は、2011年の東日本大震災時に約1000万台だったが、熊本地震が起こった今年には約7000万台となっている。国民の大半が常時携帯しているスマートフォンの活用は「災害発生時に地域住民に必要な情報を行き渡らせるためにも、平時から、地域情報の流通に必要な態勢の構築が重要」との課題解決に資すると考える。また、災害時には情報の流通の継続性が重要となるため、スマートフォンをFM受信機としての使用することは、通信に比べて輻輳がなく電池の消費量が格段に少ないため、大変有効な手段と考える。但し、FM受信機能を有するスマートフォンはごく一部に限られるため、行政は今後もスマートフォンにFM受信機能を搭載することを推し進めていただきたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
565	北海道放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	スマートフォンをFM放送の受信機として活用できれば災害時には大変有用であるので、スマホ活用の進展が不可欠であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
566	(株)TBSラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	災害時に必用な情報を国民に提供するためには、送信側の強靱化とともに、受信側の対策を図ることも極めて重要であります。 90-95MHz帯域に対応したFM受信機は、まずポケット型ラジオ・ラジオセタイプなど家電製品やカーナビ・カーステアのアフター製品の対応から始まり、最近になって主要車メーカーの新車購入時の純正品での対応が整い、ようやく受信機についてのラインナップが出揃った形となりました。今後も受信機メーカーや自動車業界等への情報周知など積極的な働きかけを、ユーザーの聴取機会の拡大の観点から、引き続き官民一体で行うことが必要であると考えます。 またいざと言うときに、ラジオで地域情報を受けてもらうためには、日頃から手の届くところにラジオがあり、聴く習慣を持ってもらうことが必要です。その意味では常時携帯しているスマートフォンがFM受信機として活用されるアイデアは大変利点が多く、賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
567	(株)IBC岩手放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	スマートフォンによる地域情報の受信環境整備は、聴取者層の拡大などが期待できるので、推進すべきと考える。 放送対象地域との整合性については、今後さらに検討を重ね、聴取者保護を第一に制度整備すべきである。	基本的に賛同の御意見として承ります。
568	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	スマートフォンにFMチューナーを搭載する事は、災害時に輻輳することなく信頼性の高い地域情報の入手に繋がることから賛同する。	基本的に賛同の御意見として承ります。
569	(株)FM802	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	国民に広く普及するスマートフォンをFM放送受信機として活用できることは、難聴対策だけでなく災害時においても国民の安心安全に資するものと考えます。是非とも、スマートフォンにFMチューナーを搭載するための取り組みを進めていただきたい。行政からメーカーや携帯電話事業者への働きかけを要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
570	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送対応受信機の普及に向けては、今後とも官民あげでの取り組みが必要です。 今後は、車載機およびスマートフォンのFM受信対応に向けての、より一層のご支援をお願いいたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
571	(株)FM802	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	インターネットとの連携は難聴対策だけでなく、ラジオ経営の強靱化にも貢献することから、スマートフォンへのFMチューナー搭載やハイブリッドラジオ実現についてのご協力をお願いいたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
572	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	スマートフォンをFM放送の受信機として活用し、FM放送とインターネットを組み合わせたハイブリッドラジオの実現を目指すことは、ラジオ事業の経営の強靱化を図る点で大きな意義を有するとともに、視聴者利益の観点からも利便性が増すため有用なことと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
573	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	前記5月23日の検討会ヒアリングで、当連盟は、「FM放送とインターネットを組み合わせたハイブリッドラジオの実現を目指しており、FMチューナー搭載スマートフォン上のradiko.jpアプリでFM放送またはインターネット配信を切り替えて受信できるハイブリッドラジオの調査研究に着手しています。関係各位のご理解とご協力をお願いいたします」と要望しました。 FM補完放送対応受信機の普及推進や、スマートフォンをFM放送の受信機として活用する「ハイブリッドラジオ」について明記されたことは、当連盟の主張に沿ったものであり、歓迎します。特に「ハイブリッドラジオ」に関し、「ラジオ事業の経営の強靱化を図る点で、大きな意義を有する」とされたことは極めて重要な視点であると考えます。またスマートフォンをFM放送の受信機として活用することは、通信に比べて輻輳がないことと電池の消費が少ないことから、災害時において国民の安心安全に資するものと考えます。 行政はラジオ事業者とともに携帯電話事業者、メーカー等と意思疎通を図り、情報周知や働きかけを積極的に行うなど、FM補完放送対応受信機の普及やスマートフォンへのFMチューナー搭載などに力を尽くしていただくことを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御指摘の観点は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
574	静岡エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	スマートフォンを使う「ハイブリッドラジオ」によるラジオの受信環境整備の検討について当案に賛同いたしますので積極的な展開を期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
575	(株)文化放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	世帯の72%が保有しているスマートフォン(平成27年通信利用動向調査)でのradikoなどのインターネットストリームとFM波の受信が可能になるハイブリッドラジオの実現は、難聴対策、災害時の情報確保に資するだけでなく、既存FMおよびFM補完放送対応受信機の飛躍的な普及につながり、ひいては「ラジオ事業の経営の強靱化を図る点で、大きな意義を有する」ものになると考えます 民放連ラジオ委員会はすでにハイブリッドラジオの調査研究に着手しておりますが、実現に向けては行政の支援が不可欠です。推進役としてのお力添えを切望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
576	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴対策、災害対策だけでなく、ラジオの新たなビジネス拡大が期待されるインターネットを組み合わせた「ハイブリッドラジオ」について、「ラジオ事業の経営の強靱化をはかる点で、大きな意義を有する」と明記されたことは極めて重要な視点であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
577	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ハイブリッドラジオはリスナーの拡大、定着を図り、ラジオネットワークの強靱化及び経営基盤の強化にも繋がるものと考えます。民放連ではハイブリッドラジオの前提となるFM受信機能搭載スマートフォンの普及に向けた検討組織を立ち上げています。国においても今後、通信事業者や携帯メーカーに働きかけるなど、官民一体となって普及に向けた取り組みを強化されることを要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
578	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	最新の調査で個人保有率が53.1%(H27総務省調査)となったスマートフォン。今やスマートフォン以外の身近な情報入手ツールは考えられない状況である。このスマートフォンに、チューナーとして、アプリとしてラジオ機能が搭載されることが、ラジオの情報発信機能の拡大、そしてラジオ経営の強靱化をもたらすことは疑いない。聴取者とラジオ事業者相互のメリットに繋がる連携であり、いわゆる「ハイブリッドラジオ」実現に向けて、行政としても強く推進をして頂くよう要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。
579	(株)ラジオ福島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第1次取りまとめ(案)に賛同いたします。 スマートフォンによるFM放送の受信は、通信の輻輳や電池消費電力が少ないことから、災害時の情報伝達手段として極めて有効であると考えます。また、米国で普及し始めたインターネット連動のハイブリッドラジオは、ラジオメディアの新たな可能性を切り拓くもので、きめ細かな地域情報の発信には不可欠のものだと考えます。スマートフォン、インターネット、ラジオメディアの連携を積極的に推進いただけますよう要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
580	(株)TBSラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	英国・米国の動向を視野に入れつつ、国内でのFM受信機能搭載スマートフォンの普及に向けた検討を推進するため、民放連内に検討組織を設置しています。 スマートフォンにとってFM波受信が可能になる「ハイブリッドラジオ」では、インターネットストリーム(例radiko)を用いた時より電池の消費が格段に少ないことがわかっており、災害時の輻輳や遅延も発生せず、地域情報の伝達の観点からも有益と考えます。 したがって通信事業者や携帯メーカーへFM受信機能搭載推進の後押しなど格段の配慮をお願いいたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
581	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送対応受信機の普及促進やいわゆる「ハイブリッドラジオ」活用について明記されたことは、全国に先駆けてFM補完放送を開局させた当社としても歓迎する。先の東日本大震災・熊本地震においては、カーラジオによる情報入手が多数を占めた。地方においては、カーラジオの需要が大きい実情もあり、車載受信機能拡大に向け、自動車メーカーへの強力な働きかけを要望したい。加えて、個人保有率が50%を超え広く普及しているスマートフォンへのFM受信機能搭載は、聴取者への情報流通確保の面からも、またラジオ事業の強靱化の面からも欠かすことが出来ない事案と考える。喫緊の課題として、携帯事業者等への強い要請をお願いしたい。いずれにせよFM補完放送の受信機能拡大に向けては、官民挙げた形での国民的ムーブメントの実施や、適切な補助金の設定など、具体的かつ前向きな対応の検討を強く求めたい。	各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
582	横浜エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	国民に広く普及するスマートフォンをFM受信機として活用することを明記頂いたことを歓迎します。 スマートフォンに搭載することにより災害時や有事の際、国民の安全安心の情報伝達手段として資するものと考えます。 また、ラジオは世界共通の規格であり、国民が出国した際、その国の情報入手デバイスとしても活用でき、国民の保護に繋がるものと考えます。 そして、「ハイブリッドラジオ」によるインターネットとの連携が容易になり、地域情報の発信、聴取層の拡大による国民生活への貢献に寄与するものと考えます。 その為にも、今後、行政にはラジオ事業者、携帯電話事業者、メーカー等と密に連絡を取り、スマートフォンへのFMチューナーの搭載にご尽力していただく事を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
583	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオとインターネットを組み合わせ「ハイブリッドラジオ」は難聴・災害対策としてラジオネットワークを補完する点、聴取層の拡大や国民生活への一層の浸透や定着を通じて「ラジオ事業の経営強靱化を図る点で、大きな意義を有する」と明記されたことは大いに評価する。	基本的に賛同の御意見として承ります。
584	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「ハイブリッドラジオ」の実現については、スマートフォンへのFMチューナー搭載が必須条件となる事から、携帯事業者、メーカーなど関係各所への強力な働きかけを要望する。	各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
585	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	スマートフォンによってFMラジオ放送の受信も可能となる「ハイブリッドラジオ」は、災害時の情報伝達の確実性を増すと同時に、バッテリーの消費に関してもインターネットストリームでの情報獲得の際より優位性があり、有益なものと考えます。 インターネットと放送のシームレスな連携が可能となるような制度設計の検討を行うと同時に、メーカー・携帯事業者・放送事業者等の関係者を含めた官民共同での普及についての検討を行うことを希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
586	(株)南日本放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	災害対策としての意義からもハイブリッドラジオについては実現と普及促進を要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。
587	(株)CBCラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「ハイブリッドラジオ」が「ラジオ事業の経営の強靱化を図る点で大きな意義を有する」との視点は慧眼と考える。下りが放送で上りが通信のハイブリッドラジオは聴取者の拡大や定着に繋がり、ラジオネットワークの強靱化と経営の強靱化の両面において資するものである。「放送の基本的な役割は、平時・非常時を問わず、国民が求める地域に必要な情報を継続的に提供すること」である以上、地域に密着したラジオメディアが地域の情報を聴取者に送り続けるために、ラジオ事業の経営の強靱化は必要である。但し、ハイブリッドラジオはFM受信機能搭載スマートフォンが前提となっているため、民放連ではFM受信機能搭載スマートフォンの普及に向けた検討を推進するための組織を立ち上げている。行政は今後も、通信事業者や携帯メーカーに働きかけるなど、官民一体となって、FM受信機能搭載スマートフォンの普及に尽力していただきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
588	(株)ニッポン放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴対策、災害対策だけでなく、ラジオの新たなビジネス拡大が期待されるFM放送とインターネットを組み合わせた「ハイブリッドラジオ」について、「ラジオ事業の経営の強靱化を図る点で、大きな意義を有する」と明記されたことは極めて重要な視点であると考え、大いに評価する。 「ハイブリッドラジオ」の実現については、スマートフォンへのFMチューナー搭載が必須条件となることから、行政は引き続きラジオ事業者とともに携帯電話事業者、メーカーなどへの働きかけを行うことを重ねて要望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。
589	(株)和歌山放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	和歌山放送のコアリスナーは高齢者が多いのですが、ラジオの将来を考えれば、小中学生や高校大学生などの若者にラジオを聴いていただく必要があります。そのためには、「ハイブリッドラジオ」や「シェアラジオ」などインターネットと連携した受信環境の整備は極めて大切で、実現に向けて検討を重ねていただきたいと考えます。 また、大規模災害時には、ポータブルラジオを携帯して災害・防災情報を得ていただけるようにする必要があります。そのためにラジオの普及のための努力が必要で、当社を含めた全ラジオ局を上げて取り組んでいきます。その一方で、スマートフォンにFM放送のチップを搭載していただき、ラジオ放送が聴けるようにしていただけるようお願いいたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
590	(株)STVラジオ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	難聴対策、災害対策だけでなく、ラジオの新たなビジネス拡大が期待される「ハイブリッドラジオ」について「ラジオ事業の経営の強靱化を図る点で、大きな意義を有する」と明記されたことから、「ハイブリッドラジオ」の実現に向けてスマートフォンへのFMチューナー搭載が必須条件となることから、行政は引き続き携帯電話事業者やメーカーへの働きかけをラジオ事業者とともに進めることを重ねて要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
591	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ハイブリッドラジオの実現に向けての、ご支援をお願いいたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
592	(株)和歌山放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	5月30日、和歌山県が主体となり「公設民営」の「和歌山方式」で整備された和歌山放送ワイドFMの開局式があり、「来賓」として出席した仁坂吉伸和歌山県知事は「私は『来賓』とは思っていません。当事者です。和歌山県にとって災害時の情報伝達は県民にとって死活的に大事だからです」と話されました。知事はさらに大規模災害発生時に県民にワイドFMでも放送できるようになったことで「県民のみなさんには、ラジオを携帯して逃げてもらい。ラジオから情報を得ることができる」と述べていただきました。和歌山放送としては、各自治体が設置する避難所などにラジオを設置してもらい、県民にラジオを普段から聴いてもらうように県・各自治体に要望するなど、ラジオを全県民が聴けるように受信機の普及に尽力していただくことなどを要望するなど、ラジオの普及に全力を挙げていきます。 その一方で、現実的には「ラジオというものを見たことがない」という児童・生徒が多いことも事実です。今後の受信側の対策では、ラジオの普及を強力に進めるとともに現実的には、誰もが所有するようになったスマートフォンにFMチップを搭載して放送で聴けるように総務省様、メーカー様に強く要望し、実現していただくことが重要と考えます。災害時でも輻輳・遅延がなく、バッテリーの消費量が通信時の3分の1といわれるFM放送を受信できるようにし、FMチップを搭載したスマホを持って逃げるのが、リスナーにとって一番負担が少なく、ラジオ放送から情報を得ていただける方法だと考えます。総務省様におかれましては、スマホにFMチップが搭載されるように、メーカー側への働きかけなどをしていただけるように強く要望いたします。 また、民放連ラジオ委員会は、放送とインターネットをシームレスで使えるハイブリッドラジオを推奨しており、業界を上げて取り組んでいきたいと考えています。	基本的に賛同の御意見として承ります。
593	(株)エフエム大阪	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオネットワークの強靱化・難聴対策で既存FM局(県域放送及びコミュニティ放送)やFM補完放送のことが述べられていますが、地域別放送や通信との融合に優れ、防災・災害情報の伝達に有能なV-Lowマルチメディア放送の受信機普及について、国の積極的な支援を要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
594	(株)VIP	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「地域情報の確保」、「イ 受信側における対策」について「FM補完放送対応受信機の普及に向けた一層の取組が必要である」の部分については、V-Lowマルチメディア放送においても同様の認識を記載いただきたいと考えます。 とりわけ車載機においては2011年7月のアナログテレビジョン停波後、90MHzを超える周波数については原則として受信しないものとされたことについてメーカーが対応してきたものであり、自動車の外部アンテナ経由の受信が著しく困難となっているとの報告もあります。90MHzを超えるFM補完放送とV-Lowマルチメディア放送について、特に自動車の外部アンテナ経由の受信を容易にする取組が必要である旨の認識を記載いただきたいと考えます。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
595	(株)エフエム宮崎	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献 (2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)) ②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
596	広島エフエム放送(株)	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献 (2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。」	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)) ②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
597	大阪マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスやネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)) ②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
598	(株)エフエム高知	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。</p> <p>また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。</p> <p>第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。</p>	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
599	(株)エフエム大阪	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。</p> <p>また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。</p> <p>第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。</p>	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
600	(株)エフエム山陰	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。</p> <p>また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。</p> <p>第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。</p>	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
601	(株)エフエム香川	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応えて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
602	(株)エフエム鹿児島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応えて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
603	(株)エフエム長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応えて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
604	中日本マルチメディア(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨が説明されております。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込んでいただくとともに、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望させていただきます。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
605	三重エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
606	(株)エフエムラジオ新潟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングで、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨の説明がありました。 また、検討会構成員からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
607	長野エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでもラジオに関する新しいサービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次スタートしている旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成いただくことにより、諸課題の多くに応じて行くことが出来るものと考えます。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取組みを始めている地方自治体もある中、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に際しても国の支援をいただくことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
608	(株)エフエム石川	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明がありました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成していただくことで、諸課題の多くに応えて行くことが出来るものであります。また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援をいただくことを併せて要望致します。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)) ②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
609	(株)エフエム仙台	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨の説明が放送事業者よりありました。 また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応えて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)) ②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
610	(株)エフエム東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応えて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)) ②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
611	岡山エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに対応して行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
612	東京マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「地域情報の確保」、「イ 受信側における対策」について「FM補完放送対応受信機の普及に向けた一層の取組が必要である」の部分については、V-Lowマルチメディア放送においても同様の認識を記載いただきたいと考えます。 とりわけ車載機においては2011年7月のアナログテレビジョン停波後、90MHzを超える周波数については原則として受信しないものとされたことについてメーカーが対応してきたものであり、自動車の外部アンテナ経由の受信が著しく困難となっているとの報告もあります。90MHzを超えるFM補完放送とV-Lowマルチメディア放送について、特に自動車の外部アンテナ経由の受信を容易にする取組が必要である旨の認識を記載いただきたいと考えます。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
613	九州・沖縄マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「地域情報の確保」、「イ 受信側における対策」について「FM補完放送対応受信機の普及に向けた一層の取組が必要である」の部分については、V-Lowマルチメディア放送においても同様の認識を記載いただきたいと考えます。 とりわけ車載機においては2011年7月のアナログテレビジョン停波後、90MHzを超える周波数については原則として受信しないものとされたことについてメーカーが対応してきたものであり、自動車の外部アンテナ経由の受信が著しく困難となっているとの報告もあります。90MHzを超えるFM補完放送とV-Lowマルチメディア放送について、特に自動車の外部アンテナ経由の受信を容易にする取組が必要である旨の認識を記載いただきたいと考えます。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
614	中日本マルチメディア(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	「地域情報の確保」、「イ 受信側における対策」について「FM補完放送対応受信機の普及に向けた一層の取組が必要である」の部分については、V-Lowマルチメディア放送においても同様の認識を記載いただきたいと考えます。 とりわけ車載機においては2011年7月のアナログテレビジョン停波後、90MHzを超える周波数については原則として受信しないものとされたことについてメーカーが対応してきたものであり、自動車の外部アンテナ経由の受信が著しく困難となっているとの報告もあります。90MHzを超えるFM補完放送とV-Lowマルチメディア放送について、特に自動車の外部アンテナ経由の受信を容易にする取組が必要である旨の認識を記載いただきたいと考えます。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
615	(株)エフエム山形	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援をいただくことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
616	(株)エフエム山口	第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題  第3章 今後の具体的な対応の方向性	(1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献  (2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むとともに、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望します。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
617	(株)エフエム栃木	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	V-Lowマルチメディア放送は、社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化、ネット配信サービスの多様化などに対応するための新たな放送制度として整備が進められています。 また、FM補完放送対応受信機のみならず、V-LOWマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国が支援すべきと考えます。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
618	(株)エフエム福岡	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	放送法第91条の趣旨である「放送の多元性・多様性・地域性」の確保の為に「ラジオネットワークの強靱化・難聴対策」等々が項目として取り上げられているが、「今後の検討課題」も含めて「ラジオのデジタル化」の延長線上にある「V-Lowマルチメディア放送」の普及・促進の議論が欠如している。 第1章の「放送を巡る社会環境の変化」や第2章の「環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題」において強調されているように情報通信技術の劇的な革新により、国民の生活環境は激変している。 かかる環境変化の中で「ラジカセ」を主たる放送端末としてきた既存アナログ放送局は、この技術革新より大きく出遅れ「通信」という伝送路を頼りにコンテンツを流すという、デジタル化の動きから大きく取り残されている。それを解決するべく「第3の放送局」とも言われている「放送と通信の一体化」した新しいメディアでもある「V-Lowマルチメディア放送」をいかに充実していくかの問題提起がなされていない。 すでに昨年11月に新たに「移動受信用基幹放送局」の認定が総務省よりなされており、今年の3月からはプレ放送が、そして7月より本格放送が一部の地域で開始されており、これをさらに全国的に普及・充実する事で「第1次取りまとめ(案)」で指摘された多くの課題が解決されると思われる。 我々既存アナログ放送局は、地域住民の豊かな生活と安心・安全に寄与すべく地域密着したコンテンツの放送にこれまで努力してきたが、情報通信技術の進展によりさらに「高音質の音楽放送の提供」や「V-ALERTによる住民の安心・安全の確保」等、次へのステップへと進化する事が期待されている。 この事業はこれまで全て民間レベルでの資金にて遂行しているようだが、既存ラジオ局の次へのステップととらえ、官民あげてその普及・充実に努めるべきであり、その為の議論をもっと国民レベルでやるべきである。 その議論の中で我々既存放送局の経営としてのあるべき姿が浮かんでくる事を期待している。 又「放送波」を地域の一般民間企業にも開放する事で新たな地域活性の有力な手段ともなりうると確信している。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。
619	大阪マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオネットワークの強靱化・難聴対策で既存FM局(県域放送及びコミュニティ放送)やFM補完放送のことが述べられていますが、地域別放送や通信との融合に優れ、防災・災害情報の伝達に有能なV-Lowマルチメディア放送の受信機普及について、国の積極的な支援を要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
620	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	当連盟はかねてよりV-Lowマルチメディア放送と、AM放送事業者によるFM補完放送の両立を求めてきました。平成28年5月23日の検討会で行われた当連盟のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。V-Lowマルチメディア放送を新たな防災情報システムとして期待する地方自治体もあり、地域に必要な情報流通の確保の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むよう要望します。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。
621	九州・沖縄マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	いわゆる「V-Lowマルチメディア放送」は、全国一律のコンテンツにより有料放送を中心とするものとされた「V-Highマルチメディア放送(旧NOTTV等)と異なり、広域ブロックを放送対象地域とする地域メディアとされました。基幹放送の区分に位置付けられている「マルチメディア放送」制度について、今回の本検討会第一次とりまとめ案においては、一切触れられておりません。しかしながら、国から認可を頂いた基幹放送として、テレビジョン放送や音声放送(ラジオ)と等しく扱われるべきものと考えます。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
622	(株)エフエム群馬	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	V-Lowマルチメディア放送の言及がない。 取りまとめ(案)にV-Lowマルチメディアに関する記述がありません。 第1章には社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信の多様化などの将来の対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しています。また、災害時に輻輳を起こす通信に対する防災システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている自治体もある中でV-Lowマルチメディア放送の記述がないのはおかしいと思います。 また、第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」及び第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめ(案)にV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述とFM放送補完放送対応の受信機の普及のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応の受信機の普及やスマートフォンへのV-Lowマルチメディア放送対応チューナー搭載についての記述も必要と思います。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
623	(株)エフエム熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成28年5月23日の検討会で行われた民放連のヒアリングでも、ラジオに関する新サービスとして、地方ブロック向けのV-Lowマルチメディア放送が順次開始している旨を説明しました。また、検討会構成員(日本政策投資銀行)からもV-Lowマルチメディア放送への期待について言及がありましたが、本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応えて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
624	個人 <sup>38</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	本案にはV-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。 V-Lowマルチメディア放送は、そもそも、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに応えて行くことが出来るものであります。 また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。 第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
625	東京マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	平成21年(2009年)8月28日付総務省が公表した「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針」の冒頭においては、 ===== (以下引用) ===== 平成23年7月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送(以下「携帯端末向けマルチメディア放送」という。(注))は、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定し、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数の者に対して同時に直接情報を提供することができる「放送」という両者の機能を有する新たなメディアとしてその実現が期待されるものである。また、時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせ、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものである。 ここで、携帯端末向けマルチメディア放送は、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化が完了することによって初めて利用可能となる貴重な周波数を利用して実現を図るものである。このため、その実現に当たっては、地上テレビジョン放送のデジタル化による具体的なメリットが多くの国民にできるだけ速やかに還元されるよう、限られた周波数の能率的な利用を確保しつつ、良質で魅力的な番組を提供する放送が最大限に普及し、公共の福祉の増進及び放送の健全な発達を図ることができるよう、所要の規律を課す必要がある。 他方、携帯端末向けマルチメディア放送については、携帯端末による受信という受信形態を想定して様々な事業者が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が期待されるものである。このため、規律の検討に当たっては、限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせ放送番組を提供できるような枠組みとすることが必要である。 こうした考え方を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送に係る無線局の免許(開設計画の認定)、委託放送業務の認定等については、下記の基本的方針に沿って、電波法施行規則、放送法施行規則、特定基地局の開設に関する指針、放送普及基本計画その他関係法令の整備を行うこととする。 ===== (引用終わり) ===== (↓へつづく)	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2))②地域情報の確保に記載を追加します。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
626	東京マルチメディア放送(株)				<p>との記載があります。これを受けてマルチメディア放送は、総務省令電波法施行規則第2条第1項第28号の4の2に「2値のデジタル情報を送る放送であって、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないもの」と定義されています。放送法施行規則別表第5号第5放送の種類による基幹放送の区分(5)に「マルチメディア放送」とおかれ、基幹放送の一種であります。</p> <p>一方、平成27年(2015年)10月23日付総務省報道資料「『放送を巡る諸課題に関する検討会』の開催」においては本検討会の開催の「1 背景・目的」として「近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス(機器)によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。</p> <p>このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、(1)日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、(2)視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として、本会を開催する。」とされており、「2 主な検討事項」としては</p> <p>(1)今後の放送の市場及びサービスの可能性  (2)視聴者利益の確保・拡大に向けた取組  (3)放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方  (4)公共放送を取り巻く課題への対応  (5)その他</p> <p>とされておりました。</p> <p>いわゆる「V-Lowマルチメディア放送」は、全国一律のコンテンツにより有料放送を中心とするものとされた「V-Highマルチメディア放送(旧NOTTV等)と異なり、広域ブロックを放送対象地域とする地域メディアとされました。基幹放送の区分に位置付けられている「マルチメディア放送」制度について、本検討会第一次とりまとめ案に一切触れられておりませんが、テレビジョン放送や音声放送(ラジオ)と同様に扱われるべきものと思します。</p>	同上
627	(株)VIP	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>平成21年(2009年)8月28日付総務省が公表した「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針」の冒頭においては、  ===== (以下引用) =====  平成23年7月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送(以下「携帯端末向けマルチメディア放送」という。(注))は、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定し、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数の者に対して同時に直接情報を提供することができる「放送」という両者の機能を有する新たなメディアとしてその実現が期待されるものである。また、時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせ、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものである。</p> <p>ここで、携帯端末向けマルチメディア放送は、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化が完了することによって初めて利用可能となる貴重な周波数を利用して実現を図るものである。このため、その実現に当たっては、地上テレビジョン放送のデジタル化による具体的なメリットが多くの国民にできるだけ速やかに還元されるよう、限られた周波数の能率的な利用を確保しつつ、良質で魅力的な番組を提供する放送が最大限に普及し、公共の福祉の増進及び放送の健全な発達を図ることができるよう、所要の規律を課す必要がある。</p> <p>他方、携帯端末向けマルチメディア放送については、携帯端末による受信という受信形態を想定して様々な事業者が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が期待されるものである。このため、規律の検討に当たっては、限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせ放送番組を提供できるように枠組みとすることが必要である。</p> <p>こうした考え方を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送に係る無線局の免許(開設計画の認定)、委託放送業務の認定等については、下記の基本的方針に沿って、電波法施行規則、放送法施行規則、特定基地局の開設に関する指針、放送普及基本計画その他関係法令の整備を行うこととする。  ===== (引用終わり) =====  (↓へつづく)</p>	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
628	(株)VIP				<p>との記載があります。これを受けてマルチメディア放送は、総務省令電波法施行規則第2条第1項第28号の4の2に「2値のデジタル情報を送る放送であって、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないもの」と定義されています。放送法施行規則別表第5号第5放送の種類による基幹放送の区分(5)に「マルチメディア放送」とおかれ、基幹放送の一種であります。</p> <p>一方、平成27年(2015年)10月23日付総務省報道資料「『放送を巡る諸課題に関する検討会』の開催」においては本検討会の開催の「1 背景・目的」として「近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス(機器)によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。</p> <p>このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、(1)日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、(2)視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として、本会を開催する。」とされております。</p> <p>「2 主な検討事項」としては</p> <p>(1)今後の放送の市場及びサービスの可能性  (2)視聴者利益の確保・拡大に向けた取組  (3)放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方  (4)公共放送を取り巻く課題への対応  (5)その他</p> <p>とされておりました。</p> <p>いわゆる「V-Lowマルチメディア放送」は、全国一律のコンテンツにより有料放送を中心とするものとされた「V-Highマルチメディア放送(旧NOTTV等)と異なり、広域ブロックを放送対象地域とする地域メディアとされました。基幹放送の区分に位置付けられている「マルチメディア放送」制度について、本検討会第一次とりまとめ案に一切触れられておりませんが、テレビジョン放送や音声放送(ラジオ)と同様に扱われるべきものと思します。</p>	同上
629	(株)エフエム大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>V-Lowマルチメディア放送は、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識していますが、本案には、V-Lowマルチメディア放送に関する記述がありません。</p> <p>これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに対応していくことができるものと考えます。</p> <p>また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとして、V-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されていると考えます。</p> <p>第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。</p>	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
630	静岡エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>V-Lowマルチメディア放送は、本検討会とりまとめの第1章に記載の社会環境の変化、技術発展、デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの、将来に対応する新たな放送制度として整備されたものと認識しており、これを国として支援・育成して頂くことで、諸課題の多くに対応していくことが出来るものであります。</p> <p>また、特に災害時に輻輳を起こす通信に対する新たな防災情報システムとしてV-ALERTの取り組みを始めている地方自治体もあり、地域の防災情報に貢献できる仕組みとして期待されています。</p> <p>第2章(1)の「新サービス、新事業の創造、経済成長への貢献」ならびに第3章(2)の「地域に必要な情報流通の確保」の観点から、第一次取りまとめにV-Lowマルチメディア放送の推進に関する記述を盛り込むと共に、FM補完放送対応受信機のみならず、V-Lowマルチメディア放送対応受信機の普及やスマートフォンへのチューナー搭載に対しても国の支援を頂くことを併せて要望いたします。</p>	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
631	(株)エフエム佐賀	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>本とりまとめ案にはマルチメディアサービスに関する言及がありません。諸デバイスの多様化やネット配信サービスの多様化などの将来に対応する新たな放送制度として整備されたものであり、これを国として支援・育成していただくことでマルチメディア放送の認知や定着を期待していくものです。</p>	御意見を踏まえて、V-Lowマルチメディア放送について、P.30(第3章(2)②地域情報の確保)に記載を追加します。各種放送受信機の普及については、関係業界が協力して取り組んでいくことが重要であると考えます。
632	東京マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	<p>FM補完放送中心とした記載がされておりますが、多面的、多角的に国民に迅速で正確な災害情報等を伝えるために、既設FM局、CFM局、V-Lowマルチメディア放送等、ラジオ放送全体を国土強靱化の対象と明記いただきたい。</p>	非常時に国民が求める地域に必要な情報を継続的に提供することが、ラジオ放送を含めた放送全体の基本的な役割である旨を記載しております。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
633	(株)VIP	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送中心とした記載がされておりますが、多面的、多角的に国民に迅速で正確な災害情報等を伝えるために、既設FM局、CFM局、V-Lowマルチメディア放送等、ラジオ放送全体を国土強靱化の対象と明記いただきたい。	非常時に国民が求める地域に必要な情報を継続的に提供することが、ラジオ放送を含めた放送全体の基本的な役割である旨を記載しております。
634	中日本マルチメディア(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	FM補完放送中心とした記載がされておりますが、多面的、多角的に国民に迅速で正確な災害情報等を伝えるために、既設FM局、CFM局、V-Lowマルチメディア放送等、ラジオ放送全体を国土強靱化の対象と明記いただきたいと思います。	非常時に国民が求める地域に必要な情報を継続的に提供することが、ラジオ放送を含めた放送全体の基本的な役割である旨を記載しております。
635	九州・沖縄マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	ラジオネットワークの強靱化・難聴対策については、FM補完放送に偏った記載がされております。しかしながら、災害時に多面的、多角的な災害情報等を伝えるために、FM補完局だけではなく、V-Lowマルチメディア放送、既設FM局、CFM局等、ラジオ放送全体を国土強靱化の対象と明記頂きたいと思っております。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
636	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	②地域情報の確保	マスメディア集中排除原則の緩和は、放送事業者の経営の選択肢の拡大や経営基盤の強化につながるものであります。その上で、自ら経営努力を行うことはもとより、今後の経営環境の変化にも対応できるように、「認定放送持株会社の子会社数の制限の緩和等の制度整備について検討を進めていくことが適切である」との認識は妥当であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
637	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	マスメディア集中排除原則の緩和は、民間放送事業者の経営の選択肢の拡大、経営基盤の強化に資することから、本家で「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備の検討」が明記されたことは、適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
638	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	日本の放送制度の根幹であるNHKと民間放送事業者の「二元体制」を維持するためには、民放のネットワーク体制の安定性が欠かせないと考えます。こうした観点から、「取りまとめ案」での「具体的な要望がある場合には、例えば、地域情報等の確保が図られることを前提として、認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備について検討を進めていくことが適切である」との意見に賛同し、認定放送持株会社制度の子会社数の制限の更なる緩和が適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。認定放送持株会社制度については、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
639	(株)岩手めんこいテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	「放送事業者の経営の選択肢を拡大することについては、具体的な要望がある場合には、例えば、地域情報等の確保が図られることを前提として、認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備について検討を進めていくことが適切である。」との記述に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
640	(株)フジ・メディア・ホールディングス (株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者が今後もそれぞれの地域における放送の充実を図り、その期待される役割を適切に果たしていくにあたっては、引き続き各社の経営基盤の拡充及びネットワーク体制の安定が図られることが必要と考えます。そのために放送事業者が自ら経営努力を行うことはもとより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応できるよう放送事業者等の資本政策における経営の選択肢を拡大する観点から、原案のとおり「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等」の制度整備が進められることが適切であると考えます。さらに、そのほかのマスメディア集中排除原則の緩和についても、放送事業者等の要望を踏まえ、検討を進めるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。認定放送持株会社制度等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
641	(一社)日本新聞協会 メディア開発委員会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	取りまとめ案は、放送事業者を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備について検討を進めていくことが適切である」とした。2016年8月現在、認定放送持株会社は7社であり、制度導入によって経営環境の改善が目された地方局での活用事例は多くない。検討会のヒアリングにおいて、現行制度による地方局の統合は、救済のスキームにはなり得るが強化のスキームにはなりにくいのではないか、との意見もあった。子会社数の制限緩和に限らず、制度全般の見直しを検討すべきだと考える。	認定放送持株会社制度等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
642	(株)毎日放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備の検討」が明記されました。民放事業者に対するマスメディア集中排除原則の緩和全般については民放事業者の意見を充分にきみ上げた上で、検討を進めるよう要望します。現在の地域免許制度に立脚する民放事業者の経営基盤となる地域経済の困難さが今後増すことを考慮すれば、経営の選択肢の幅をひろげ、放送の自主自律が維持される施策が取られるべきだと考えます。	認定放送持株会社制度等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
643	石川テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者各社の経営基盤の拡充及びネットワーク体制の安定を図るため、認定放送持株会社の子会社数の制限緩和等の制度整備を進める必要があります。それに加えて、全国の4局地区のうち、特に経済基盤が脆弱な地域は経営環境が厳しいと推察され、そうした地域にあつては他系列との『1局2波』体制のあり方についても検討、研究を進めていくことが肝要であると考えます。いわゆる『1局2波』については、かつての広瀬道貞放送連会長が、年頭所感の中で「これは禁手ではあるが」と前置きした上で、手短ながらその必要性に言及されています。同系列の地域を超えたタテの連携だけでなく、同一地域における他系列とのヨコの連携の必要性を示唆したものと、当社では興味深く受けとめました。経済基盤の脆弱な地域において、ローカル番組を強化するには、ヨコの連携によって1局当たりの収入を増やすことも大切です。1局当たりの人口が現在30万人を切っている石川県の4局地区では、特にその感を強くしています。全国ネットの波を減らすことなく、地域の番組を充実していくため、ヨコの連携について一定の方向性が出されるよう希望します。	認定放送持株会社制度等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
644	(株)エフエム山形	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の3地域情報の提供、地域貢献等に必要の規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めていただくことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
645	(株)サガテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	「放送事業者の経営の選択肢を拡大することについては、具体的な要望がある場合には、例えば、地域情報等の確保が図られることを前提として、認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備について検討を進めていくことが適当である。」に賛同いたします。放送事業者が今後もそれぞれの地域における放送の充実を図り、その期待される役割を適切に果たしていくにあたっては、引き続き各社の経営基盤の拡充及びネットワーク体制の安定が図られることが必要と考えます。そのために放送事業者が自ら経営努力を行うことはもとより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応できるよう放送事業者等の資本政策における経営の選択肢を拡大する観点から、原案のとおり「認定放送持株会社の子会社数の制限の緩和」等の制度整備が進められることが適切であると考えます。さらに、そのほかのマスメディア集中排除原則の緩和についても、放送事業者等の要望を踏まえ、検討を進めるよう要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。認定放送持株会社制度等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
646	広島エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	第一次取りまとめ(案)P34の③地域情報の提供、地域貢献等に必要の規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
647	(株)エフエム宮崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の③地域情報の提供、地域貢献等に必要の規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
648	(株)エフエム高知	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の③地域情報の提供、地域貢献等に必要の規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
649	(株)エフエム大阪	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、規制緩和等の検討を進めて頂くことについては賛同いたします。但し、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
650	(株)エフエム山陰	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
651	(株)エフエム香川	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の3地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
652	三重エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の③「地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革」において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
653	(株)エフエム群馬	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	③の項目については賛同します。放送事業者の経営の選択肢を拡大とする規制緩和等を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみでなく、地域毎の諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応がとれる方法についても検討していただきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
654	(株)テレビ熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者各社の経営基盤の拡充、およびネットワーク基盤の安定を図るためにも、「認定放送持株会社の子会社数の制限の緩和」等の制度整備を進めることが必要と考えます。但し制度整備を進めるにあたっては、それぞれの放送事業者の地域における事情を勘案し進めて行く事が最優先であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。認定放送持株会社制度の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
655	(株)エフエム鹿児島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみでなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
656	(株)エフエム長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみでなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
657	個人 <sup>38)</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の「地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革」において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみでなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
658	(株)エフエム熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	取りまとめ一次案の34頁③「地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革」において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等の検討を進めていただくことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた多面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
659	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者が今後もそれぞれの地域における放送の充実を図り、その期待される役割を適切に果たしていくにあたっては、引き続き各社の経営基盤の拡充及びネットワーク体制の安定が図られることが必要と考えます。そのために放送事業者が自ら経営努力を行うことはもとより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応できるよう放送事業者等の資本政策における経営の選択肢を拡大する観点から、原案の通り「認定放送持株会社の子会社数の制限の緩和」等の制度整備が進められることが適切であると考えます。さらに、そのほかのマスメディア集中排除原則の緩和についても、放送事業者等の要望を踏まえ、検討を進めるよう要望致します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
660	(株)エフエム愛知	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
661	大阪マルチメディア放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、規制緩和等の検討を進めて頂くことについては賛同いたします。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた多面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
662	長野エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者の経営選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めていただくことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
663	(株)エフエム大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことに賛同いたします。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
664	(株)エフエム仙台	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
665	(株)エフエム東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の3. 地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多方面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
666	岡山エフエム放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	とりまとめ一次案のP34の3地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革において、放送事業者の経営の選択肢を拡大することについて、規制の緩和等について検討を進めて頂くことを歓迎します。ただし、認定放送持株会社制度を用いることのみではなく、地域ごとの諸事情に基づく放送事業者の経営戦略に応じた、多面での柔軟な対応を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
667	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	マスメディア集中排除原則の緩和は、地方局を含む民放事業者の経営の選択肢の拡大、経営基盤の強化に資することから、これまで当連盟が要望してきたところです。本案で「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備の検討」が明記されたことは当連盟の主張に沿ったものであり、適切と考えます。前記制度整備に限らず、民放事業者の意見を踏まえ、民放事業者に対するマスメディア集中排除原則の緩和全般について検討を進めるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
668	(株)テレビ新広島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	マスメディア集中排除原則の緩和は、放送事業者の経営の選択肢を拡げ、経営基盤の強化、ネットワーク体制の安定に資することから、「地域情報の確保が図られることを前提とした認定放送持株会社の子会社数の制限の緩和等の制度整備について検討を進める」ことは適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
669	南海放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	本案に記載されたマスメディア集中排除原則の緩和は民放経営の選択肢の拡大、経営基盤に資すると考えられ、今後も民放事業者の意見に沿った検討がなされるよう期待したい。その上で当社は、今後も地域に貢献するローカル局として、地域情報の制作・発信を積極的に推し進めていきたい。具体的にはテレビ・ラジオの自社制作比率を出来る限り高いレベルで維持し、質・量ともに地域住民に満足・支持される放送局であることを目指したい。(2016年10月改編以降の自社制作率見込み:TV10.8%・R55.1%)放送を巡る環境変化の中で、収益性の確保は決して容易ではないが、制作システムの効率化や人材のマルチ化などを通じて、高い自社制作率と収益性の両立に向け一層の努力をしていきたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、また、地域の放送事業者による当該地域の住民に向けた情報発信は極めて重要であり、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
670	日本民間放送労働組合連合会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	第二章「今後の具体的な方向性」の(2)「地域に必要な情報流通の確保」の末尾に、「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等」という文言が唐突に出ている。このような規制緩和策は、大資本による放送事業の経営の選択肢の拡大にとって有利な制度整備ではあっても、地域の放送を担う個々の放送事業者には、いったいどのような影響が及ぶのか。むしろ放送局の統廃合などによって、地域の視聴者の情報環境への弊害となるおそれ強いのではないかと。とりまとめ案の中に「各放送事業者からのヒアリングにおいてはこれらの制度等を含めた制度改革に対する要望はなかった」と書かれているのに、そのすぐ後段に、認定放送持株会社制度の規制緩和について「検討を進めていくことが適当」と記載してあるのは、論理的な整合性がなく、理解不能である。現状では、ただでさえキー局による系列ローカル局の支配が進行している上に、情報源の東京一極集中をさらに推進しかねないような規制緩和は、地域情報確保の観点からまったく不要である。むしろローカル局の番組制作能力の確保・拡充のために、人的・経済的な支援制度を整備することこそが検討されるべきではないか。	認定放送持株会社制度等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
671	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送事業者の経営基盤の拡充、並びにネットワーク基盤の安定へ確保するために「認定持株会社の子会社数の制限の緩和」などの制度整備を進めることが必要だと考えます。	マスメディア集中排除原則の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
672	(株)テレビ朝日ホールディングス(株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	マスメディア集中排除原則の緩和は、民放事業者の経営の選択肢の拡大、経営基盤の強化に資するものと認識しています。「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備の検討」が明記されたことは適切と考えます。今後も引き続き、民放事業者の意見を踏まえ、役員兼任比率や認定放送持株会社グループ全体で保有できるトラポン数の上限の緩和等、マスメディア集中排除原則の緩和全般について検討を促進するよう要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
673	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	マスメディア集中排除原則の緩和全般について、個々の民放事業者の考え方や意見を十分に踏まえ、検討を進めるよう要望します。	マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、
674	関西テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	マスメディア集中排除原則の緩和は、民間放送事業者の経営の選択肢を増やすものと考えられますが、今後各方面でのさらなる議論や検討が進められることを希望します。	マスメディア集中排除原則等の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、
675	高知さんさんテレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度については、大臣裁定に対しての異議申し立てがあり、電監審答申で覆される可能性があるなど不十分なものといたします。放送の地域性を考えれば、撤廃を含む抜本的な見直しを行うよう要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
676	秋田テレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度については、地上テレビジョン放送事業者に対して著しく不利な制度であり、ケーブルテレビ産業が近年大きく成長し、地域間の情報格差が縮小してきている現在、社会の実態に即した撤廃を含む抜本的な見直しを行うよう要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
677	(株)さくらんぼテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	「ケーブルテレビ区域外再放送に関する大臣裁定制度」について、放送の「地域制」に鑑みれば、現行の「大臣裁定制度」は大きな矛盾を抱える制度であり、制度制定当時から環境変化等を踏まえ、抜本的な見直しが必要と考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
678	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する「大臣裁定制度」については、制度整備時の環境とは異なるマーケット状況にあること、及び、放送の「地域性」の確保の観点から、同制度の撤廃も含めた抜本的な見直しを要望いたします。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
679	沖縄テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は地上民放事業の根幹である地域免許制度と相いれない事や制度制定時からの放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、抜本的な見直しが必要と考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
680	山陰中央テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビの区域外再放送に関する大臣裁定制度は、ケーブルテレビ創世期に県域免許制度との矛盾を生じさせ、災害発生等の緊急情報を視聴者が迅速かつ確実に受け取れない可能性があるなど、放送の地域性との整合がとれないことは明白であり、ケーブルテレビ事業環境の変化もあることから、取り消しを含む抜本的な見直しを要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
681	(株)フジ・メディア・ホールディングス(株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度については、原案が強く求めている放送の「地域性」に照らせば、大きな矛盾が存在していることは明らかであり、大臣裁定制度発足以降の環境変化等もふまえ、撤廃を含む抜本的な見直しを行うよう要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
682	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、原案でいわれている放送の地域制に対して、大きな矛盾が存在しており、制度制定時からの環境変化をふまえ、撤廃を含む抜本的な見直しを要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
683	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考える。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
684	福井テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	原案には記述はありませんが、原案で繰り返し主張されている「放送の地域制」を考えたとき、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、大きな矛盾を抱える制度であり、環境の変化等もふまえ、撤廃を含む抜本的な見直しを行うよう要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
685	(株)テレビ西日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	はじめに項目に記載されている通り、原案のとりまとめにあたっては、放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方に関わる検討が重ねられた経緯があります。その原案が、放送の「地域性」を強く求めていることに照らせば、ケーブルテレビの区域外再放送に関する大臣裁定制度は、制度発足以降の環境の変化によって、現在では大きな矛盾を抱えた制度となっています。地域の課題として認識すると共に制度の撤廃を含む抜本的な見直しを行うよう要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
686	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
687	(株)テレビ熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、原案が強く求めている放送の「地域性」に照らせば大きな矛盾が存在しており、制度制定時からの環境変化等を踏まえ、抜本的見直しが必要と考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
688	(株)テレビ静岡	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度については、原案が強く求めている放送の「地域性」に照らせば、大きな矛盾が存在していることは明らかであり、大臣裁定制度発足以降の環境変化等もふまえ、撤廃を含む抜本的な見直しを行うよう要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
689	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度については、原案が強く求めている放送の「地域性」に照らせば、大きな矛盾が存在していることは明らかであり、大臣裁定制度発足以降の環境変化等をふまえ、撤廃を含む抜本的な見直しを行うよう要望致します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
690	(株)サガテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	「放送には、情報格差の是正や活力ある社会の構築等といった役割を通じて、豊かな国民生活、活力ある社会、地域社会の文化の維持発展に資することが期待されている。こうした観点からは、地域に必要な情報の流通を確保していくことが重要である。」や、「国民・視聴者に向けた地域コンテンツの発信・提供は、経済的社会的文化的発展に貢献するという点から極めて重要である。」や、「放送の基本的な役割として、平時・非常時を問わず、国民・視聴者が求める地域に必要な情報を継続的に提供することが挙げられる。災害発生時に地域住民に必要な情報を行き渡らせるためにも、平時から、地域情報の流通に必要な態勢の構築が重要である。」は、地域情報を発信する地方局の必要性を説いた大変重要な内容であり、賛同いたします。 その一方で、いわゆる大臣裁定制度(ケーブルテレビ区域外再放送の大臣裁定)は、今回の「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提示された「地域性」を重視する上記内容とは、相容れずに矛盾するものと考えます。大臣裁定制度は28年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われています。何よりも区域外再放送は、放送制度上、地域免許制度やマスメディア集中排除原則などによって地上テレビ放送事業者に対して地域性を求めていることと矛盾し、無秩序に区域外再放送が拡大すれば、ローカル民放事業者の生命と言うべき地域性が損なわれ、再放送先の地元民放テレビ事業者の視聴率や経営に悪影響を及ぼし、当該地域の放送が弱体化します。各地域の地上テレビ放送事業者が弱体化すれば、平時・緊急災害時の全国の取材・制作網を支える当該地域の地域情報の取材・制作に支障が生じかねません。さらに大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」(自らの放送対象地域外で表現しない自由)を制約するものです。今回の一次取りまとめでは、今後も地域に根ざした放送メディアとしての立場を維持していくための方策が示されていることから、これらを具現化するためにも、これに反する四半世紀前に導入された大臣裁定制度は早期に撤廃すべきであると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。

## 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
691	(株)テレビ金沢	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを早急に行うことを要望する。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
692	(株)静岡第一テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ事業者の規模拡大など放送を巡る実態を踏まえ、ケーブルテレビ区域外再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃すべきものと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
693	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
694	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
695	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、放送の地域性の観点からも、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
696	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビ事業者を巡る環境変化を踏まえ、再放送同意に関する制度の抜本的な見直しが速やかに行われることを要望する。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。

## 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
697	北海道文化放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	現行の「大臣裁定制度」は大きな矛盾を抱える制度であり、抜本的見直しを要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
698	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
699	(株)テレビ新広島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	制度制定時からの環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再送信に関する大臣裁定制度は、抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
700	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
701	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考える。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
702	東海テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報の流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	地上テレビジョン放送の再放送同意に関するあっせん・仲裁制度に関する記述がありますが、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度については、撤廃を含む抜本的な見直しを行うよう要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圈・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
703	讀賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関する、大臣裁定制度について、廃止あるいは抜本的見直しを行うよう要望します。 大臣裁定制度は、昭和61年当時、ケーブルテレビが小規模な発展途上段階であること等を背景に緊急避難的に導入されたものです。このような制度の成り立ちや、立法当時からケーブルテレビ再放送を取り巻く環境が大きく変わっていることを踏まえれば、大臣裁定制度の立法事実はすでに失われています。「正当な理由」がない限り、総務大臣は同意すべき旨の裁定をするという定めは、制定当時の時代背景から緊急避難的に決められたものであり、放送事業者の意図しない区域外再放送を引き起こす要因となっています。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
704	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
705	(株)鹿児島讀賣テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビ再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
706	(株)高知放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	放送を巡る環境変化を踏まえ、ケーブルテレビへの再放送に関する大臣裁定制度は、撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきだと考えます。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。
707	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	総務省におかれては、認定放送持株会社制度やマスメディア集中排除原則の部分緩和など、放送事業者の経営の柔軟化等にさまざま取り組んでいただいておりますが、「地上テレビジョン放送の再放送同意に関するあっせん・仲介制度」につきましては、その大臣裁定につき、抜本的な見直しを要望いたします。 また、認定放送持株会社制度については、更なる経営の選択肢の拡大に向けて、規制全般の緩和の検討を進められることを要望します。	有線テレビジョン放送による再放送は、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接地域の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきています。地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送が、こうした役割を果たすことによる受信者の利益の保護と地上基幹放送事業者の番組編集上の意図の保護との権衡についての適正な判断を確保する現行の裁定制度は適当であると考えます。 認定放送持株会社制度の見直しについては、今後、具体的な要望内容を踏まえ、放送事業者の経営の実態や、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響等を考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
708	名古屋テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(2)地域に必要な情報流通の確保	③地域情報の提供、地域貢献等に必要な規制改革	「地域情報の提供、地域貢献等」は、地上波テレビ放送事業者の大きな使命のひとつだが、同時に、各社が事業の継続に必要な経営基盤をいかに確保していくことも重要な課題である。 放送とネットとの連携等の新サービスの普及・展開を促進していく上でも、「地域情報の提供、地域貢献等」の大きな担い手である地上波テレビ放送事業者、特に厳しい経営環境が継続すると考えられるローカル局の経営基盤確保ということを大前提に検討を進めて頂くことを要望したい。たとえば通信での同時再送信のエリア制限などが議論されるよう要望する。	番組ネット配信と放送の関係については、今後、サービス提供の実態や関係者の御意見等を踏まえ、技術的な課題の他、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響なども考慮し、総合的に検討を行うことが必要と考えており、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
709	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		NHKの業務・受信料・経営の在り方について、相互に密接不可分なものとして一体的に改革を進めることは適切と考えます。 またNHKの先導的役割として、「インターネット活用業務のより一層の推進」や「国際放送・地域情報提供の充実・強化」が掲げられていますが、放送を行うための特殊法人という位置付け等に照らせば、一定の条件や制約、配慮が必要と考えます。 NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、現在も将来的にも認められるものではないと考えます。この点についての言及も不可欠と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考えます。
710	(一社)日本新聞協会 メディア開発委員会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」との指摘に賛同する。一体的な改革を進めるためには、その検討もまた、一体的に行われるべきである。すなわち、受信料や経営の在り方について議論が定まらない段階でインターネット活用業務が拡大されることは、時期尚早と言わざるを得ない。検討会の構成員からも放送通信連携サービスの本格的実施は「公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、(中略)公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件」として行うべきだとの指摘があった。放送と通信の融合が進む現状における公正競争、多様な言論の確保という観点から、新聞などメディアを取り巻く関係者の意見も十分に踏まえた議論を望みたい。	基本的に賛同の御意見として承ります。
711	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		NHKの業務・受信料・経営の在り方について、一体的に改革を進めることは適切と考えます。NHKの業務・受信料・経営に関しては、「放送界全体に資する」との観点が重要であり、放送界全体のためのインフラ整備や研究開発、周知啓発活動などにさらに注力すべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
712	読賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		NHKの業務・受信料・経営に関しては、「放送界全体に資する」との観点が重要であり、放送界全体のためのインフラ整備や研究開発、周知啓発活動などにさらに注力すべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、御指摘については、P35にあるように「国民・視聴者のニーズに対応し、特に放送界全体における先導的役割を果たして、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献していくという観点」にたつて業務を実施していくことが重要と考えます。
713	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		NHKの業務・受信料・経営の在り方の改革に言及したことは、NHKの公共的使命に鑑み、適切だと考えます。「放送界全体に資する」観点から、視聴率にとらわれない番組づくり、研究開発、周知啓発活動など、公共放送の先導的役割を果たすことができるような制度設計を希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、御指摘については、P35にあるように「国民・視聴者のニーズに対応し、特に放送界全体における先導的役割を果たして、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献していくという観点」にたつて業務を実施していくことが重要と考えます。
714	(株)毎日放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		NHKの在り様、受信料制度の在り様については、引き続き、大局的見地から、さまざまな層、関係業界の意見をくみ上げ、議論がなされるべきと考えます。 受信料支払い率の向上(増加)と受信料の値下げは密接な連関関係にあると考えられます。またNHKテレビ放送のネットでの同時再送信が実施されるならば、現行受信料との整合性について速やかに整理される必要があります。いずれにしても国民視聴者の負担が過大とならないよう、適正なレベルにとどまるよう留意し、丁寧な議論・検討がなされる必要があります。 受信料は、現在、NHKが独占的に使用していますが、「放送界全体に資する」との観点が重要であり、放送界全体のための受信環境整備などのインフラへの投資や研究開発、良質な地域コンテンツ制作への助成など、より多角的な活用について議論すべきと考えます。 わが国においては公共放送NHKと民間放送事業者による二元体制が確立しています。NHKは、その使命と公共放送としてどのような番組作りが国民から期待されているかを自覚し、決して「民業圧迫」になることなく、二元体制が維持されるよう、所要の施策の実施を強く希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、御指摘については、P35にあるように「国民・視聴者のニーズに対応し、特に放送界全体における先導的役割を果たして、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献していくという観点」にたつて業務を実施していくことが重要と考えます。
715	名古屋テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		公共放送は、多様性の確保という視点をより重視し、視聴者数やコスト等の制約から、民間の地上波テレビ放送事業者が扱いにくい分野により注力することを要望したい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、放送サービスの開始以降、国民・視聴者のニーズや視聴環境は近年大きく変化しつつあり、公共放送はこうした変化に適切に対応して、その先導的役割を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められるものであり、こうした観点を踏まえて検討していく必要があると考えます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
716	メディア総合研究所	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		新たな時代の公共放送については、今回の靫井会長選出にみられる政治との関係、選考の不透明さに対する言及がない。公共放送の会長としてふさわしくない人物がなぜ選ばれたのか、そのプロセスの検証は不可欠である。「NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要」というのであれば、経営委員会委員および会長選出における公募制・推薦制の導入など、透明性を確保した方針についても検討すべきである。先にさいたま地裁でワンセグ受信機しか持っていない人物への受信料適用でNHK敗訴の判断が出たように、現行の受信料体制には無理が生じている。NHKをめぐる諸問題については、独立した検討の場を設定し、視聴者の立場に立ち、政治、特に政権党に配慮することなく検討すべきである。なお、今後の検討にあたっては意見具申の場を設けるとともに、その意見がどのように反映されたのかを示すべきと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
717	(株)新潟総合テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	「NHKのインターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、業務範囲等において適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理に関する課題や解決方法についての民間放送事業者との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべき」との記述は、NHKインターネット活用業務の本格的実施、本格的活用の最低条件を示し、民間放送事業者等との技術共有や協力等を条件としたと考え賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
718	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネットによる放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施については「受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくこと」を条件としたことは妥当であり支持します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
719	(株)フジ・メディア・ホールディングス (株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務について、「インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべき」とありますが、民間放送事業者等との技術共有や協力等を条件としたことに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
720	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務について、「インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべき」とありますが、民間放送事業者等との技術共有や協力等を条件としたことに賛同致します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
721	(株)テレビ静岡	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務について、「インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべき」とありますが、民間放送事業者等との技術共有や協力等を条件としたことに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
722	東海テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務に関して、「放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施は、受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、民間放送事業者との協力や、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件」としたことに賛同します。また、NHK本体および子会社、関連会社が受信料以外の広告収入等を得ることはあり得ず、受信料財源業務と有料業務の区分の在り方の見直しに関しても、民放事業者への影響に十分配慮することを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 また、後段については、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考えます。
723	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	「インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべき」とあるが、課題解決のための民間の放送事業者等との協力や共有を前提にした公共放送の在り方の認識については賛同します	基本的に賛同の御意見として承ります。
724	日本テレビ放送網(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務については、その野放図な拡大は民間放送事業の圧迫になりかねず、業務の拡大にあたっては慎重に検討することを要望する。一方でインターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策について、民間放送事業者との共有や協力、公正競争確保が条件として記載されたことは適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
725	青森放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務については、その野放図な拡大は民間放送事業の圧迫になりかねず、業務の拡大にあたっては慎重に検討することを要望する。一方でインターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策について、民間放送事業者との共有や協力、公正競争確保が条件として記載されたことは適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
726	(株)山梨放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務については、その野放図な拡大は民間放送事業の圧迫になりかねず、業務の拡大にあたっては慎重に検討することを要望する。現状の制度下では、放送中番組のインターネット同時配信は放送としての業務範囲から逸脱している。現行の受信契約とは別の有料課金制として、利用者のみが費用負担する方式にすべきと考えます。インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策について、民間放送事業者との共有や協力、公正競争確保が条件として記載されたことは適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
727	(株)テレビ西日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKによるインターネット活用業務について、原案が「インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべき」として、民間放送事業者等との技術共有や協力等を条件としたことは適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
728	福井テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務については、技術や権利処理等の課題について「民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件とした上で」とるように、あくまでも民間放送事業者との技術共有や協力が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
729	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	本案が指摘した「受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件とした上で、(中略)本格的実施を行うべき」との記述は、NHKインターネット活用業務の本格的実施、本格的活用の最低条件を示したものと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
730	関西テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務の本格的実施にあたっては、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理に関する課題や解決方法が民間放送事業者により早期に開示されるべきであり、民間放送事業者との公正競争の妨げとなることの無いよう慎重な検討を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
731	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビを活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うにあたって、「受信料財源による業務範囲についての適切な規律の確保」「インターネットによる番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組みの構築」などが条件として挙げられていますが、これらはNHKがインターネット活用業務を本格実施するに当たっての最低条件と考えます。また本格的実施に含まれると考えられる「テレビ放送の常時同時配信」について、最大の課題は、現行の受信料制度との整合性と考えます。インターネット視聴に対する受信料負担について、まずNHK自らが考え方を示し、国民的な議論を経て、合意を形成することが不可欠と考えます。常時同時配信を実施するにあたっては、技術的課題や権利処理等に関する情報を民放事業者に提供するなど、民放事業者の事業展開への影響に十分配慮するよう要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、インターネット視聴に対する受信料負担に関しては、御指摘のとおり、NHK自らがその考え方を示していくことが必要と考えます。
732	(株)福島中央テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務については、放送法改正により領域が拡大されたところである。今後の拡大についてはその財源を受信料が担っているという大原則を踏まえて民間放送事業を圧迫することのないよう慎重な検討をお願いしたい。特に放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、放送通信連携サービスの本格的実施にあたっては民間放送事業者との情報共有及び連携を図っていただくことを要望する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。
733	(株)長崎国際テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務については、その野放図な拡大は民間放送事業の圧迫になりかねず、業務の拡大にあたっては慎重に検討することを要望する。常時同時配信の検討にあたっては、NHKの地域放送義務(放送法81条1項2号)や地域免許制度など放送制度の根幹との整合を重視すべきと考えます。一方でインターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策について、民間放送事業者との共有や協力、公正競争確保が条件として記載されたことは適切であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
734	北日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用については、本格的実施の提言等を踏まえて検討するとしているが、番組同時配信に関しては、放送の多元性や地域性を損なうおそれが構成員から指摘されており、そのことは脚注に記載するだけでなく本質的な問題点として本文に挙げ、本格的活用の検討に際し十分に配慮するべきである。 そもそもインターネットの活用にあたっては、インターネットでしか出来ないことと、放送をインターネットでも配信することを区別して考えるべきである。 放送は現在、あまねく全国で視聴できるにもかかわらず、スマートフォン等で動画コンテンツが視聴出来るようになったからという理由だけで放送の同時配信を進めることは、その弊害に目をつぶることになり、結果的に視聴者利益の最適化にはつながらない。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、脚注の記載事項についても、今後の検討において十分に配慮されていくべき事項と考えます。
735	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務に関しては、かつて「放送政策に関する調査研究会」での議論を経て「放送の補完」の範囲で行うものとして、放送法の改正が行われたものです。こうした状況のもと、「本格的活用」ということでNHKのインターネット活用業務の範囲拡大を検討するのであれば、構成員からの発言にもあったように、「二元体制や受信料制度との整合性、ローカル局の地域情報の提供等の役割に配慮」して検討を行うべきと考えます。 また見逃し配信サービス等について、受信料財源と有料業務の区分の見直しに関しては、民間放送事業者等が実施しているインターネット配信事業への影響に十分配慮するとともに、NHK本体、並びに子会社・関連会社がインターネット活用業務等を通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはならないと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKのインターネット活用業務の拡大にあたっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。
736	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	インターネット本格的活用業務として、同時配信、見逃し配信、アーカイブ、放送通信連携サービスの本格的実施、見逃し配信サービス等の業務財源見直し、が検討の論点として指摘されています。 これらの配信サービスについても、受信料制度はもろろんのこと、民放のサービスとの関係において、二元体制等の考えに沿って、整合や公正競争が確保されるべきものと考えます。よって、NHK本体はもとより、関連する会社、団体などが、インターネット活用や地域情報発信などにおいて事業を拡大することで、結果、ネット広告収入や、それに類する収入を得たりするなどして、民間の事業者の収益機会を毀損することなど無いよう、厳格に規定されるよう、要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考えます。
737	四国放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKによるインターネット活用業務の在り方によっては、民間放送事業者の経営を圧迫することになりかねない。従って本格的実施が行われる前に、慎重な検討が行われることを期待する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKのインターネット活用業務の拡大にあたっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。
738	西日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	さらなるNHKのインターネット活用業務の拡大は、民間放送事業の圧迫になりかねず、慎重に検討することを要望する。一方でインターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策について、民間放送事業者との共有や協力、公正競争確保が条件と記載されたのは適切と考える。	前段については、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKのインターネット活用業務の拡大にあたっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。 また、後段については、基本的に賛同の御意見として承ります。
739	(株)静岡第一テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKが受信料という莫大な財源をもとに、インターネット活用業務を拡大することは、民業圧迫になりかねないと考えます。特に、NHKが放送番組を同時配信する際は、民間放送事業者と協調し、民間放送のビジネスを毀損しないよう、最大限配慮いただきたいと考える。一方でインターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方法策について、民間放送事業者との共有や協力、公正競争の確保が条件として記載されたことは適切であると考える。	基本的に賛同の御意見として承ります。
740	(株)テレビ金沢	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務において、民間放送事業を圧迫することはあってはならず、NHKの子会社、関連会社などが行うインターネットサービスにおいても、実施基準を慎重に検討することを要望する。	前段については、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKのインターネット活用業務の拡大にあたっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。
741	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	ご指摘の内容について、NHKは、平成27年に策定・公表した「NHKビジョン2015→2020」において、「放送と通信の融合の時代に、新しい技術を積極的に採り入れ、放送を太い幹としつつ、放送だけでなくインターネットも積極的に活用して、より多くの人々に、多様な伝送路で公共性の高い情報や番組などのコンテンツを届けます」「公共放送から、放送と通信の融合時代にふさわしい“公共メディア”への進化を見据えて、挑戦と改革を続けます」と記載しています。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
742	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	ご指摘の内容は、NHKが、伝送路の多様化、視聴者・利用者のニーズやメディア接触の多様化等の環境変化に適切に対応しつつ、長年にわたる公共放送としての知見・ノウハウを活用して、今後も引き続き日本社会における「情報の社会的基盤」の役割を果たしていくことが求められていることをご指摘されているものと理解します。 NHKとしても、その観点から、テレビ放送のインターネット常時同時配信を可能とする制度整備の検討を希望したものです。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
743	中部日本放送(株) (株)CBCテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKテレビ放送の常時同時配信に関しては、多様な言論を実現し、民主主義の基盤となる情報インフラとしての「NHKと民間放送との二元体制」の重要性に鑑み、地域免許制度に基づく地域情報の提供の担い手である民間放送事業者への影響等に十分配慮して検討を行うべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
744	朝日放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKテレビ放送の常時同時配信に関しては、民放事業者の事業展開への影響が課題と考えます。 スポーツイベント中継番組の同時配信に関して、民放事業者が放送またはネット配信するスポーツイベントと重複・競合しないような配慮を、市場競争への影響の観点から検討すべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
745	北海道放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネットの本格的活用は、検討会のヒアリングでNHKが表明しているように「24時間常時同時配信」の実施を含むことと解するが、このネット業務の拡大は受信料制度と密接に絡む問題である。NHKにとって「受信料とは何なのか」「放送とは何なのか」という根本的な議論を含め、様々な角度から問題を整理する必要がある。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
746	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	インターネットによる常時同時配信と受信料制度との関係整理が必要です。その際、地域情報の提供が担保されたインターネット配信を前提として検討されることが必要です。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
747	讀賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	受信料財源と有料業務の区分の見直しに関しては、受信料財源が民業圧迫にならないよう、民放事業者等が実施しているインターネット配信事業への影響に十分配慮することを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。
748	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	受信料財源と有料業務の区分の見直しに関しては、民放事業者等が実施しているインターネット配信事業への影響に十分配慮するよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。
749	(株)テレビ朝日ホールディングス (株)テレビ朝日	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	受信料財源と有料業務の区分の見直しに関しては、民放事業者等が実施しているインターネット配信事業への影響に十分配慮するよう要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
750	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	受信料財源と有料業務の区分の見直しに関しては、収支が不明確になるなどとして、インターネット配信事業へ過剰にコスト配分される可能性も否定できません。インターネット配信事業にかかるコストを適正とする方策を検討すべきだと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
751	関西テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務は、受信料との整合性が図られるよう情報開示と適切な規律の確保が必要と考えます。同時に広く国民に理解される進め方が不可欠と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
752	個人 <sup>36</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	記述内容がインターネット利用ありきに偏重している点に問題がある。テレビ放送黎明期にあった、国民に対してあまねく放送を提供するというNHKの使命は既に達成されているが、インターネット環境についても万国共通の通信インフラとして完成されているものであり、放送事業者がインフラサービスの構築や提供について注力する必要性がない。またNHKがインターネットについてサービス提供することを新たな役割や使命とする必要性も薄いと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、放送サービスの開始以降、国民・視聴者のニーズや視聴環境は近年大きく変化しつつあり、公共放送はこうした変化に適確に対応して、その先導的役割を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められるものと考えます。
753	(一社)日本新聞協会 メディア開発委員会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	国民に必要な情報を提供することへの期待は、受信料を財源とする公共放送・NHKに対しては特に強く求められる。取りまとめ案でも、国民・視聴者からの信頼感がなければその期待に応えられず、提供するサービスには納得感が必要だ(20ページ)とした。しかしNHKは、公共放送として信頼感や納得感を得る努力を尽くさないまま、放送番組の常時同時配信を可能にする制度整備を要請している(36ページ脚注)。情報通信技術の発展に資するという理由のみで、常時同時配信が容認されることを強く危惧する。	御指摘については、国民・視聴者に信頼される公共放送として、NHK及びNHKグループ全体として、ガバナンスの改善や経営の透明性を確保していくことが必要と考えます。こうしたNHKの経営面に加え、業務・受信料の在り方については、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが重要と考えます。
754	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	インターネット活用業務については、地域情報の提供が担保されることが必要です。すなわち、東京放送局が放送する番組のみがインターネットにより配信されるのではなく、各地方放送局が放送する番組が地域ごとに配信されることが、地域情報の確保には必要です。特に大規模災害等緊急時には、地域情報の提供の重要性が増すことは論を俟ちません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
755	中京テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	インターネット活用業務のより一層の推進や、国際放送・地域情報の提供等を充実・強化が求められるとしています。NHKには、研究開発をはじめとする各分野で、先導的な役割を果たすことが求められており、また公正競争を確保する上でも、NHKと民放は放送全体として調和のとれた進化を果たすことが重要です。NHK業務の拡大領域についても、受信料制度はもちろんのこと、民放のサービスとの関係において、二元体制等の考えに沿って、整合が確保されるべきものと考えます。加えて、民間事業との関係についても、NHK及びその関連企業等の業務の在り方として、本取りまとめに記述されるよう、要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKグループの業務の在り方に関する民間事業との関係については、P35にあるように、これまでの公共放送としての存在意義について言及した上で、放送法第15条に規定される役割・使命がインターネット時代においても変わるものではないと考えます。
756	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	第3章(1)、(2)はNHKも対象としていますが、例えば、地域コンテンツの提供に関して「自治体や地域産業等とも連携していくことが重要」としていることなどは、NHKの適切な事業運営に照らすと一定の条件や配慮が必要と考えます。NHKに無条件にお墨付きを与えるものではないことを明記すべきと考えます。	NHKは、放送法第81条において、地方向けの放送番組の提供を求められており、これとの関連においても、他の主体と連携して地域コンテンツを提供することは特段制約されるべきものではないと考えます。なお、他の主体との連携の在り方については、各事業者において適切に判断されるべきものと考えます。
757	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKは、放送法の定めにより国会で承認を受けた予算・事業計画に基づき、事業の施行管理を行っています。さらに、管理会計の考え方に基づいて、チャンネル別経費やジャンル別番組制作費、伝送部門の経費、受信料の契約・収納に係る営業経費等を把握し、経営資源の適正配分等に活用しています。これらの内容については、番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、可能な限り公表しています。また、PDCAサイクルの運用について、NHKは、平成17年以降の「視聴者視点によるNHK評価委員会」等での成果等を踏まえ、平成27年に策定した「NHK経営計画2015-2017年度」においては「14の経営指標調査」、「放送とインターネットサービスの質を測る10指標調査」、「国際戦略調査」等、公共放送としての説明責任を果たすマネジメントのために必要な調査を実施し、その調査結果やそれに対する自己評価等を四半期ごとにとりまとめ、経営委員会に報告したうえで公表するという形で、マネジメントを徹底することとしています。今後も、管理会計やPDCAの考え方について研究を進めつつ、効率的な事業運営に取り組んでいきます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
758	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	受信料を主たる財源とするNHKが、既存業務の適切な評価、業務への反映状況を国民・視聴者に公表・提供することは当然であると考えます。「地域指標」の詳細を含め、幅広い情報が提供されるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、地域指標の詳細については、適切に公表されることが望ましいと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
759	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	「地域指標」の詳細、評価結果は公表される必要があると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、地域指標の詳細については、適切に公表されることが望ましいと考えます。
760	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKテレビ放送の常時同時配信に関しては「インターネット実施基準」の認可条件を踏まえ、技術や権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者の事業展開への影響に十分配慮するよう要望します。また、常時同時配信の検討にあたっては、NHKの地域放送義務(放送法81条1項2号)や地域免許制度など放送制度の根幹との整合を重視すべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
761	北日本放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	また本文では公共放送についても言及されており、今後その名称にふさわしい役割を果たしていくために、経営や財源の在り方などについて検討が行われるであろう。その際には民間放送との事業基盤の違いに十分な配慮が必要である。特に地上民放事業者は主に県域による放送対象地域制度にその事業基盤があり、今後公共放送によるインターネット同時配信が検討されるとしても、その波及効果により地上民放事業者の事業基盤を損なうようであれば、総体として放送が社会に果たす役割を弱めることに繋がる。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
762	(株)ワイズ・メディア	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	基本的に賛同します。 NHKの使命は、公共放送として国民への情報・文化の提供だけでなく、放送業界全体の産業振興に資するためのリーダーシップです。従って放送コンテンツの多様な受信環境のためにも、NHKが率先して放送の同時配信に踏み切るべきだと考えます。 ただし同時配信を前提に、テレビを持たない世帯からも受信料契約を企図するのであれば、東京放送局の全国配信ではなく、放送と同等のサービス。つまり各放送局からの同時配信を、地域制御をつけて実施するのが大前提だと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 また、いただいた御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
763	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	本報告書で「インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件とした上で、(中略)本格的実施を行うべき」と明記されたことは、NHKのインターネット活用業務の前提として適切だと考えます。一方で、2015年度に実施したインターネット活用業務の試験的提供における情報開示は十分とは言えず、民間放送事業者からの求めに応じた情報開示が可能となるしくみづくりが必要だと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、NHKが実施しているインターネット活用業務の試験的提供における情報開示に関しては、NHKのインターネット活用業務に関する実施基準の総務大臣による認可の際、「民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努める」旨の条件が付されているところであり、NHKにおいて適切に情報の共有等を行うことが適当と考えます。
764	(株)福岡放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKの放送通信連携サービスの本格的実施について、視聴環境の変化や視聴者ニーズへ対応するためには重要な事項であることは理解しているが、受信料の公平負担との関係、市場競争への影響を考慮し、慎重に対応する事を要望する。特に、テレビ放送の定常的な同時配信については、民間放送事業者への影響、特に地方局にどのような影響があるか十分検討の上、慎重に進めて頂きたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保や民間放送事業者への影響といった点も含めて検討すべきと考えます。
765	(一社)日本レコード協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	NHKのインターネット活用業務について、報告書(37頁)記載のとおり、民間放送事業者との公正競争確保が必要であるとすれば、著作権法上の取扱いに関しても、民放の番組ネット配信と同様、現行制度を維持すべきであり、公共放送であることを理由に別異に取り扱うのは適当でない。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、御指摘のとおり、著作権法の取扱いについては、公共放送と民間放送事業者との間で差異を設けることは公正競争の確保という観点からも適当ではなく、こうした前提に立った上での検討が必要と考えます。
766	個人 <sup>(25)</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	①今後の業の在り方	これ以上NHKの業務範囲・権益を拡大することに強く反対します。 今後の課題として経営の合理化・効率化が挙げられていますが、同様の議論は以前からあったにもかかわらずまったく進展がみられないことから、現在の体制の延長上では実現不可能と考えます。 はつきりいつて、何もしなくても受信料収入が入るためにこれまで何の努力もしてこなかったのではないかとことです。 同様に、案として挙げられている第三者チェックについても実効性があるものとなるかどうか疑わざるを得ません。 既にNHK以外の民放、さらには有料放送等も普及している現在、基本的な放送インフラを除く番組制作費について「適正な受信料水準の決定」は市場原理に委ねるよう抜本的な改革を望みます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
767	(株)CS日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	第一次取りまとめ案は、NHKのインターネット活用業務のより一層の推進を強調するとともに、その財源の在り方については、「受信料制度の中での位置づけも含め今後検討していくことが必要」としています。インターネット活用業務を推進するための財源として、現行の受信料を値上げしたり、付加受信料を新設することには反対です。なぜなら、多種多様な有料動画配信サービスの出現に伴って、衛星系有料放送市場の売上高は平成25年度から減少に転じており、NHKの受信料値上げやインターネット付加受信料がこの傾向に拍車を掛けるからです。NHKのインターネット活用業務と受信料制度の在り方の検討に当たっては、常に民業圧迫の回避を念頭に置いて進めていただくよう、強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
768	(株)岩手めんこいテレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKの財源は「受信料」であることから、インターネット経由で配信されるコンテンツに対しても公平負担の徹底を図ることが重要と考えます。また、広告収入を財源とする民間放送事業者との棲み分けは今後も明確にされるべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
769	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	「受信料制度については、国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務のあり方について受信料制度の中での位置づけも含め今後検討していくことが必要である」との認識は適切であり、インターネット活用業務は、受信料との整合性を踏まえながら、検討が進められることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、御指摘については、P35にあるように「国民・視聴者のニーズに対応し、特に放送界全体における先導的役割を果たして、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献していくという観点」にたつて業務を実施していくことが重要と考えます。
770	讀賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	本格的活用に含まれるであろう「NHKテレビ放送の常時同時配信」の最大の課題は、現行の受信料制度との整合性です。インターネット経由のNHK視聴に対する受信料負担などについて、NHKが自らの考え方を提示し、国民各層が参画できる議論を経て、国民的な合意を得ることが不可欠であると考えます。NHKテレビ放送の常時同時配信の検討にあたっては、NHKの地域放送義務(放送法81条1項2号)や地域免許制度など放送制度の根幹との整合性を重視すべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、インターネット活用業務と受信料制度との整合性に関しては、御指摘のとおり、NHK自らがその考え方を示していくことが必要と考えます。
771	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	本格的実施、本格的活用に含まれるであろう「NHKテレビ放送の常時同時配信」の最大の課題は、現行の受信料制度との整合性です。インターネット経由のNHK視聴に対する受信料負担などについて、NHKが自らの考え方を提示し、国民各層が参画できる議論を経て、国民的な合意を得ることが不可欠であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、インターネット活用業務と受信料制度との整合性に関しては、御指摘のとおり、NHK自らがその考え方を示していくことが必要と考えます。
772	(株)テレビ西日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	原案が「受信料制度については、国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置づけも含め今後検討していくことが必要である」と指摘している通り、NHKのインターネット活用業務は受信料との整合性が図られることを大前提として議論が進められることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
773	(株)テレビ新広島	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	「インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置づけも含め今後検討していくことが必要である」との提言通り、あくまで受信料との整合性が図られることを前提として進めることが重要であり、「国民・視聴者の理解・納得を得られることが必要である」との認識に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
774	福井テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	「インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置づけも含め今後検討していくことが必要である」との提言通り、受信料との整合性が前提の議論が必要であり、国民的な合意形成が必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
775	(株)新潟総合テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	「受信料制度については、国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置づけも含め今後検討していくことが必要である」との提言通り、あくまで受信料との整合性が図られることを前提とし、国民・視聴者の理解・納得を得られる形で検討されることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
776	(株)テレビ静岡	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	「受信料制度については、国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置づけも含め今後検討していくことが必要である」との提言通り、インターネット活用業務はあくまで受信料との整合性が図られることを前提として議論が進められることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
777	(株)フジ・メディア・ホールディングス (株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	「受信料制度については、国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置付けも含め今後検討していくことが必要である」との提言通り、インターネット活用業務はあくまで受信料との整合性が図られることを前提として議論が進められることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
778	福島テレビ(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	「受信料制度については、国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置付けも含め今後検討していくことが必要である」との提言通り、インターネット活用業務はあくまで受信料との整合性が図られることを前提として議論が進められることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
779	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	「受信料制度については、国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置付けも含め今後検討していくことが必要である」との提言通り、インターネット活用業務はあくまで受信料との整合性が図られることを前提として議論が進められることを要望致します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
780	(株)テレビ大分	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKのインターネット業務については、本案にあるとおり、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件としたことは適切であると考えます。しかし、インターネット活用業務は受信料制度との整合性が図られるべきであり、慎重に検討することを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
781	東海テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	インターネット活用業務の財源の在り方については、受信料の公平負担との関係や、透明性の確保を十分に考慮することを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
782	広島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	インターネット時代に即した常時同時配信と受信料制度の整合性を国民・視聴者が納得するものにしていくために検討を進めていくべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
783	(株)毎日放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	受信料収入によるという特殊な経営形態の公共放送たるNHKが肥大化し、民業を圧迫することがないよう、今後の議論においても、適正な方向付けがなされるべきだと考えます。その上で、本とりまとめ案に示されているように受信料財源による業務範囲の整理と、インターネットによる番組提供に伴う民間放送事業者との連携・協力についてスピード感のある議論・検討がなされることを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
784	(一社)日本新聞協会 メディア開発委員会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	日本新聞協会メディア開発委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りは、NHKのインターネット利用を容認してきた。ただし、受信料制度との整合性や、民間による市場での公正な競争条件を確保することが前提である。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。
785	個人 <sup>(29)</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	3、インターネットへの受信契約 ・インターネットはテレビ放送のようにNHKが構築したものではなく、多くの利用者の負担により増築されてきたインフラである。 それにただ乗りするような行為であり、反対する。 ・インターネットは通信であり放送ではない。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、放送サービスの開始以降、国民・視聴者のニーズや視聴環境は近年大きく変化しつつあり、公共放送はこうした変化に適確に対応して、その先導的役割を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められるものであり、こうした観点を踏まえて検討していく必要があると考えます。
786	個人 <sup>(23)</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	インターネットからも受信料を徴収するのはやめてください。 NHKに対して不信感や不満がある人が、その意思表示をするためにテレビの無い生活を選択できるのはインターネットがあるからです。国民から選択する権利を奪わないでほしいです 公平負担とはNHKに不信感や不満をいだいてテレビとは縁を切った人からも徴収する事なんですか？ そもそも完全にテレビと縁を切るには、受動受信問題を放置されたままの状況では、何をかうにも慎重に選び、選択肢を極限まで狭めて本当に欲しいものを諦めなければならないという不自由を強いられなければならないんです。そんな理不尽な現状なのはあなた方もご存じでしょう？それにもかかわらずこんな強制的で不公平な事は無いと思います。 NHKの予算に関してどうですか。なぜ上限が無いんですか？数々の不祥事やヤラセや横領や不正を目の当たりにしているのに受信料収入が増えても全て使い切るこんな事は許せません。 NHKが信頼できるのかどうかBBCのように国民投票をするべきです。国会が国民の総意だなんて詭弁以外の何物でもありません。本当に国民の総意ならば、NHKのやり方や、予算の上限に口出していいはずですよ。 NHKは本当に国民の声を聞くつもりがあるんですか？ 私はこんな理不尽な「公平負担」には納得できません	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
787	個人⑳	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	インターネットコンテンツを発信しその受信機能をNHKの受信料徴収対象に含めるというのはインターネットというグローバルなインフラを一企業が私物化するという概念となんら変わらない。時代に取り残された公共放送のあり方としてインターネットの発展になんら寄与せず、勝手にホームページを立ちあげてネット接続環境を保持している国民から一律徴収しようという狭さが透けて見える。 インターネット利用者はNHKの放送をインターネットで閲覧できなくて不利益を被っているのではなく、NHKの受信が必要であればテレビを使うのであり、また必要なければテレビも受信契約も要らないのである。まずは総務省が率先し国民に対し無駄に規格を強要して終わっている地デジ技術を活用したNHKのスクランブル化の議論が起こらないのが不思議でならない。 国民生活に必要な緊急ニュースのみスクランブル解除し、NHKのコンテンツを楽しみたい受信料を納めるユーザーのみが閲覧できる仕様にしなくては不公平であり、NHK閲覧の必要のないインターネットユーザーから徴収する理由は全くないはずである。 次に、民営化、または完全に国営にして税金で運用するという議論もわざと避けている。このあまりにも合理性に欠けたNHKのあり方については国民投票など受信料徴収対象となる国民が納得出来る形で解決を願う。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。
788	個人㉑	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	若年者層を中心に従来型のテレビ普及率が低下したことを理由とした受信料収入の減少について、NHKがその財源の確保先をインターネットに転嫁することを安易に考えている。旧態の公共放送のまま国民のインフラ利用に対する負担を求めるのではなく、価値の高いコンテンツを販売することで事業継続できる組織に変革するべきである。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKにおいては、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、豊かでかつ良い放送番組の放送や地方向けの放送番組の提供等を行う事とされており、引き続きこうした役割を果たしていくことが重要と考えます。
789	個人㉒	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKについての言及がありますが、テレビジョン放送普及のための負担金としての色合いの強い(強かった)受信料制度をインターネット放送にまで拡大することに強く反対します。NHKがインターネットでのコンテンツ提供を行い、課金を行うのであれば、視聴の対価として支払いを行う受益者負担の原則に基づくべきです。蛇足ながら、インフラの普及が進みB-CASによる受信制御可能になった現在、同様の原則をテレビジョン放送に適用しないのは、立法・行政怠慢であり、NHKの放漫です。国民の反感が高まっていることをご認識下さい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
790	個人㉓	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKネット課金は絶対に許さんぞ！ 民間人がスポンサーの企業でありながら、性犯罪、捏造、歪曲、売国三昧の佞人企業が！ 他のネットインフラ企業が整備した設備にただ乗りしておいて、視聴料など徴収できる義理はない！ スクランブル放送にするか、国営化して地方公務員給与程度の会計水準にするかして、引っ込んでいろ！	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。
791	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	受信料の支払率については、平成29年度末80%を計画しており、30年度以降も着実に向上させていくことが必要と考えています。一方、単身世帯や共同住宅の増加等、契約収納活動の困難性は増えてきており、法人委託の拡大など営業改革の一層の推進に取り組むなど、公平負担の徹底に向けて全力で取り組んでいるものの、支払率の大幅な向上のためには、活動を取り巻く環境等の大きな変化が必要な段階に至っているものと認識しています。 海外の公共放送では、支払率の向上や契約収納活動の効率化を図るため外部情報の活用等について制度が整備されており、同様の制度が整備されれば、支払率の更なる向上と活動の効率化を図ることが可能になると考えます。 なお、地上契約と衛星契約の区分の見直しに関し、受信料負担の視聴者間のバランスを動かすこと、とりわけ、負担能力が高い層がより多くの還元を受ける形での受信料体系変更については、視聴者・国民の十分な理解が前提であり、少なくとも現状においては、慎重な検討が必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
792	個人⑦	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	一次取りまとめ案該当ページ 39ページ第3章(3)の丸2 今後の受信料の在り方について受動受信問題について全く同感です。本課題の改善検討を強く求めます。 現在の放送法第64条は戦後テレビジョン放送が始まった頃から、その主旨においては全く改正が行われておらず、協会の放送を視聴しているか否かでは無く、受信できる環境にあれば視聴していなくても契約の義務が生ずる状態です。 これは他の情報提供サービスでは全く考えにくい契約形態で、現在の国民の価値観とは大きな離れがあります。 例えば、書籍で置き換えた場合、勝手に書籍をポストに送り届けて置いて「読んでいなくても読める環境にあったのだから契約しなくてはならない」と契約を迫るようなもので、送りつけ商法のように、一般市民感覚では受け入れがたい法制度となっています。 しかしながら公共放送の理念である「ひろくあまねく」の意味からも、地上放送についてはこの契約義務の否を論じる意図は全くありません。 今回意見を寄せる点は、衛星放送「NHK-BS1、NHK-BSプレミアム」の衛星契約について強く法改正を求めるところであります。 地上波放送の付加的サービスの意味合いが強い2つのBSチャンネルの受信契約については、視聴していなくても部屋の壁のテレビ端子までBS電波が届いていれば、テレビ背面のBSアンテナ入力端子まで配線がしてなくとも、衛星放送が受信できる環境と判断され、衛星契約の受信義務が生じているのが現在の放送法第64条です。 (↓へつづく)	基本的に賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見については、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
793	個人⑦	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	集合住宅の共同視聴アンテナでBSアンテナが設置されている場合や、CATV経由でFTTHシステムでBS放送がバスルー伝送されている場合にこれに該当します。 これらの場合、国民には衛星放送を視聴しなくても衛星受信契約の義務が生じ、国民には衛星受信契約を選ぶ選択の余地が全くありません。 諸外国のように地上契約と衛星契約の区別なく、1本化された金額体系とされるか、現状の通り地上契約・衛星契約と区別するのであれば、付加的サービスである衛星放送については、現状の放送法第64の適用から除外し、衛星放送を実際に視聴している市民が契約を締結する、視聴を重視した契約形態への法改正を強く求めます。 「テレビがあれば受信契約」の時代は終わりました。今は「見ているから受信契約」です。既に全国の家庭にあるデジタルテレビにはB-CASカードが内蔵されており、B-CASカードのCAS制御でそれは可能なことです。	同上
794	個人⑮	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	新聞報道を見ました。受信料の還元という方針に賛成です。ただし、番組内容の質が低下しては困ります。未払いの人からの徴収を強化し、その分を還元すべきです。徴収にあたっては、今時訪問で行うことは極めて非効率でナンセンスです。訪問しても会える訳はなく、郵便や電話で行うべきです。また、払わない人には、しっかりと裁判をやってでも追徴金等を払わせるべきです。払っていない人の分を払っている人が負担せざるをえない制度は改善すべきです。	基本的に賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見については、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
795	個人⑳	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	受信料を支払っていない人にしっかりと支払ってもらうべき。先日、知人のところにNHKの集金の人きたそうだが、今時、飛び込み営業的な手法をしていることに驚いた。そんなことで、払う人が増えるとは思えず、お金の無駄ではないか。不公平を感じ、徴収を強化すべきである。裁判をしても払ってもらうべき。NHKが対策しないのなら、国が対策すべきではないか。法律が守られていない状態を放置しているのは、NHKと国の両方に責任があると思う。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
796	個人⑧	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKによる訪問活動は本当にやめていただきたい。NHKの高コスト体質を改め、受信料を低廉化し、不公平感の一切ない方法での徴収を望みます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
797	個人㉑	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	また、現在のところ集金人が回って集金することが続いています。これにより使われている受信料が約720億円というように聞いています。この無駄をなくすために、これから新規に対象となる受信機器を購入した際には、その時に、店頭で契約することにすれば、集金人が徘徊することもなくなります。現状では、明確な設置日がわからず、契約した日になっているため、NHK側も放送法第64条に違反しているということになります。さらに、消費者保護法や、事後法の観点からも問題だと思えます。イギリスのBBCでは、そのように新規の受信設備を購入した際に契約となると聞いたことがありますので、そのようにしていただければと思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
798	個人㉒	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	2、受信料制度 ・上記「1」の改革により予算削減し受信料を値下げ、契約者の負担軽減。 ・一人世帯で一台と10人世帯で複数受信機設置が同一料金は不公平。 何らかの措置が必要。スクランブル化で対応する等。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
799	個人④	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	ICTが進歩した現在 一律に料徴収することは意味がない。CS BSで既実現されているように支払った者のみが視聴可能とすべきである。一方で視聴しない者については支払う必要がないのは当然である。個別認証と料金徴収システムの構築をすべきである。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。
800	個人③③	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKのあり方、特に受信料制度のあり方を根本的に見直すべきだと思います。NHKの受信料制度は放送法64条で規定されているように、受信設備を設置していれば契約の義務が生じ、受益者負担ではありません。しかし、昨今の多チャンネル、インターネットの時代にはこの制度はふさわしくないと考えます。民間のWOWWOW放送のように、費用を負担する契約者のみ放送を受信できるように受益者負担とすべきです。 しかしNHKは、公益性などを理由に受信料制度の存続を強行します。この方針に隠された本当の理由は受益者負担にすると契約が激減し、収入が減るからにほかなりません。本来公共性を唱えるなら、受信料制度自体を国民的な議論とすべきなのに、NHKはその努力を怠り、むしろ受信料制度に国民的な関心を集まるのを恐れています。ぜひともこれを機会に受信料制度について国民的の関心を集め、制度の根本的なあり方を議論をすべきです。 例えば、仮に、現行の受信料制度を続けるならば、負担する人たちは株主のようなものですから、番組作りや、NHKの経営方針についての意見を汲み取る制度があつて当然となります。しかし現行でその制度もありません。視聴者の意見を聞く制度はありますが、意見を聞くだけで実効性はなく、無意味です。nhkの経営に対して強制力のある株主制度のようなものを設けることが義務と思われれます。 また、現行の受信料制度では、放送法によって契約の義務を課せられますが、契約というのは本来当事者双方の合意が前提となります。そのため契約内容についてNHKに対して合意できる内容になるように注文することができますが、NHKは合意形成に向けた努力義務を怠り、注文を無視し、契約を放置した状態を続けます。この態度は、放送法を無視し、コンプライアンス上も問題である、受信料の公平負担の原則にも反します。放送法では契約の中身までは規定していないので、合意できる契約内容とすべきなのに、NHKの都合の良い一方的な契約内容を強制するのは許されないことなのに、なぜこれがまかり通っているのでしょうか。 かように、受信料制度は大きな問題をはらんでいるにも関わらず存続している既得権にほかなりません。行き過ぎた既得権は法の下での平等にも反すると思います。受信料は強制徴収なので、税金のような性格もありますが、税金のように使途の制限や運用の厳格性もありません。また税金の性格がある以上、国民の合意が必要で、国会での厳しいチェックが必要ですが、それもなされていません。 税金のように強制徴収するにもかかわらず、税金のような厳格運用からは逃れて、NHKの勝手な方針で放漫に使用したい放題ができる、といういいとこどりの既得権と言えるでしょう。これを放置するのは、国会や行政の怠慢と思われれます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
801	個人②②	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	いまだTVを設置しただけでNHKとの契約が必要と異なる。 ガスコンロを設置したら、湯沸かし器を設置したらガス・水道と強制契約が必要か？ 照明器具を設置したら電気、電話ならNTT？ バカバカしい話。なぜNHKだけが憲法すら超えて優遇されるのか ましてやTVがなくても料金を徴収しようとする 有権者を馬鹿だと思ってるのか？ WOWWOWやスカパーのように契約者だけ視聴できるようにして、任意契約にすべき。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。
802	個人④①	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	そもそもNHKの受信契約システムの在り方については十分な議論が必要であると考えます。先日ワンセグ視聴機能がついた携帯電話についてのNHK受信契約義務は発生しないとの判決が下されました。経済の発展とともに携帯電話+テレビといったクロスメディアが拡大していき、今後も契約内容に関する齟齬が生じるのは必至です。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
803	個人④⑧	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	受信契約の自由化を望む。 NHKの映らないテレビを電化メーカーが作らないのであれば、NHKの受信料を払いたくない国民は、テレビを持つことも、インターネットに接続することも許されないのか。であれば、この国の情報は、NHK受信料を払った国民にのみゆられるのか。情報や知る権利をNHKが握っている社会に公共性はあるのだろうか。NHKと契約することが国民として情報を得る唯一の方法とならないためにも、NHKとの契約方法について「する・しない」の選択できる権利、方法を考えてほしい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
804	個人⑩	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送	② 今後の受信料の在り方	受信料の在り方について、そもそも視聴者とは、視聴を希望する者であって、国民ではない。視聴を希望する者は国民以外にも存在するし、国民には視聴を希望しない者も存在する。しかし、現在は、視聴を希望すれば、受信料を負担しなくても視聴が可能であり、「ただ乗り」が発生している。一方、視聴を希望しない者であっても、視聴が可能な状態にするだけで受信料負担の義務を課せられているが、NHKのみを受信不可能にするなどの選択肢が用意されておらず、情報の提供を拒否できない。ただ乗りを排除し、情報の提供を拒否する自由を尊重して、視聴を希望する者だけに情報を提供する環境を整えなければ、公平負担の議論は成り立たない。そこで、NHKの放送については、緊急放送など真に公共性の高いものを除き、全て暗号化して、受信料を負担した者以外は視聴できないようにすべきだと考えられる。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送の公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。
805	個人⑪	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送	② 今後の受信料の在り方	受信料を義務化し、ネットにおいて過去の番組をいつでも見られるようにすべきと思います。その一方でNHKとその子会社の存在がもはや利権化していることから、組織を解体し民間から広く人材を集めて新しい組織を結成すべきであるとも考えます。高額な職員報酬も多くの国民が疑問視しています。少なくとも、一旦組織を解体しないのであれば税金の投入を止めて完全な民営化と自由契約による市場原理の導入が求められています。今後の在り方以前に完全民営化が再編か、まずはどちらかをとるべきです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKについては、言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供等、民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす、という点に公共放送としての存在意義が求められてきました。こうした役割・使命は現代においても変わるものではなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保する必要があり、公共放送としてのNHKの存在意義は失われていないと考えます。
806	個人⑫	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送	② 今後の受信料の在り方	電気や水道など人命に関わるインフラさえ料金未払いとなれば供給がストップされるのだから、NHKの電波を「全国遍く届ける」というのは欺瞞でしかない。押し売り以外の何ものでもない。スクランブル制にした上で、契約する意思があり、かつ視聴したい人間だけから料金を取るべきだ。ましてインターネット環境があるというだけでNHKへの支払いを義務づける、という無茶苦茶な方向に舵が切られるべきではない。もしそういう事になれば、消費税が20%30%に上がるなど、その程度では済まない反発がある事は必須である。イタリアの統計学者、コッラド・ジニによって考案されたジニ係数は、社会における所得分配の不平等さを測る指標、富の偏在性やエネルギー消費における不平等などを測る指標として応用されるが、これが0.4から暴動が頻発するようになると言われる。日本は安定的な社会だと言われるが、これだけ方々で反感を買っているNHKが今以上の横暴をもって振る舞えば、こうした物理的な形での不満表明が必ず起る。そんな社会的不安は真っ平御免である。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
807	個人⑬	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送	② 今後の受信料の在り方	第3章(3)について、「NHK受信料の公平な負担とは何か」の検討が必要という内容を盛り込むべきである。これまでもこれからも一切NHKを見ない人からも受信料をとることは果たして公平なのか。スクランブル化などの技術がなかった時代の方法、つまりテレビを持っているだけで払わなければいけないという方法をいつまでも続けていては、視聴者・テレビ所有者の納得は得られない。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送の公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
808	個人 <sup>35</sup>	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	<p>本パブコメの第一次案を見ましたが、NHKの受信料制度に対する見解は的外れと言わざるを得ません。まず、「こうした役割・使命は、インターネット時代においても変わるものではなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保する必要があると考えられる。」について、国民の多くはNHKの公共性など期待していませんし、仮にそうだとすると、NHKの既得権である現行の受信料制度を存続させる理由にはなりません。受益者負担にしても公益性を目指すことはできませんし、そもそも民間放送局も公益性は求められてるところで、NHKに限ったことではありません。さらに、「NHKの財源が、国民・視聴者からの「受信料」によって支えられていることから、公平負担の徹底を図りつつ、」については、NHKが存続するためのだけの恣意的で一方的な都合の良い理由であり、公益性を考えた意見となっております。総務省自身がNHKの都合の良い恣意的な意見まとめを行っているのか、という疑問を禁じえません。NHKが存続することは国民の合意でもありませんし、国民の利益としての共通理解でもありません。NHKが存続せねばならない合理的な理由は見当たらず、むしろ現行受信料制度をベースとした存続は一部の既得権者のための利益誘導装置になっておりますので、存在自体が公共性に反する可能性もあります。憲法上も問題であるかもしれません。視聴者の抱いている不公平感とは、受信料を払わない人がいることに対する不公平感ではなく、受信料制度というNHKの既得権に対する不公平感であることを強く認識すべきです。</p> <p>本件の一次案まとめはNHKの都合の良い見解をまとめたに過ぎず、本来の国民の意見をまったくと言っていいほど汲み取っておりません。このようなパブコメには意味がないと考えます。総務省の猛省を望みます。</p> <p>本件、  <a href="http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/soumu_200711_nhk.pdf/\$File/soumu_200711_nhk.pdf">http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/soumu_200711_nhk.pdf/\$File/soumu_200711_nhk.pdf</a>                      に問題点がまとめられていますが、一向に進展がありません。このことについても、行政機関としての猛省を望みます。上記PDF書類は画像になっており、文字検索ができませんが、こういう卑劣なやり方はいい加減改善されたいし。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
809	(株)新潟総合テレビ	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	<p>国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人として適正な経営を確保する観点から、受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための専門性を有する第三者によりチェック等の仕組みの構築が示されたことは適切と考えます。また、NHK子会社、関連会社などの業務範囲・業務内容に関してもその必要性や適正性を第三者が定期的にチェックする仕組みが必要と考えます。</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、子会社等に関する第三者によるチェックの仕組みに関し、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保される必要があります。</p>
810	(株)東京放送ホールディングス	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	<p>国民・視聴者が負担する受信料によって運営されるNHKの適正な経営を確保するため、公共放送としての業務範囲や、そのための収入支出規模、受信料水準等について、評価・レビューを行う仕組みの構築は必要と考えます。ただ、「専門性を有する第三者によるチェック等の仕組みの構築等」について検討するにあたっては、公共放送の持つ役割を維持し、編成・番組への介入を招くおそれのない人選の方法やチェック制度の在り方に留意するよう希望します。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
811	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	<p>「取りまとめ案」で「受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組みを構築することが求められる」と示されたことは、適切と考えます。また、受信料の公平負担の徹底のために、第三者による一層のチェック等の取り組みを要望します。</p>	基本的に賛同の御意見として承ります。
812	(株)テレビ長崎	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	<p>NHKの受信料水準の算定にあたっての総括原価方式について、水準を定期的に見直す仕組みがなく、「受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組みを構築することが必要である」との認識は適切であるとします。「受信料の適切性、あるいは番組制作費等の支出の規模等の適切性について、専門性を有する第三者によるチェック等の仕組みの構築」についても検討を要望します。</p>	基本的に賛同の御意見として承ります。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
813	(株)テレビ愛媛	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKの受信料水準が総括原価方式により算定されていることに対して、「受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組みを構築することが求められる」と示されたことには、賛同します。 国民・視聴者に対して受信料の公平負担を徹底する以上は、第三者によるチェック等の取り組みを検討していくことを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
814	(株)長野放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKの受信料水準が総括原価方式により算定されていることに対して、「受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組みを構築することが求められる」と示されたことは、適切と考えます。 国民・視聴者に対して受信料の公平負担を徹底する以上は、第三者によるチェック体制等の取り組み作りの推進も要望致します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
815	(株)フジ・メディア・ホールディングス (株)フジテレビジョン	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKの受信料水準が総括原価方式により算定されていることに対して、「受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組みを構築することが求められる」と示されたことは、適切と考えます。 国民・視聴者に対して受信料の公平負担を徹底する以上は、第三者によるチェック等の取り組みを推進していくことを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
816	(株)テレビ静岡	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKの受信料水準が総括原価方式により算定されていることに対して、「受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組みを構築することが求められる」と示されたことは適切と考えます。 国民・視聴者に対して受信料の公平負担を徹底する以上は、第三者によるチェック等の取り組みを推進していくことを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
817	(株)テレビ西日本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKの受信料水準が総括原価方式により算定されている現状について、原案が「受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組みを構築することが求められる」と指摘していることに、賛同します。 国民・視聴者に対して受信料の公平負担を徹底して求めていく上では、第三者によるチェックなどの取り組みが不可欠であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
818	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	受信料水準、事業収入支出の規模などについて、第三者によるチェック等の仕組みの構築が明記されたことは、NHKが公共放送として「適正規模」であるために必要不可欠なことであり、賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
819	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	受信料水準、事業収入支出の規模などについて、第三者によるチェック等の仕組みの構築が明記されたことは、NHKが社会の需要を真に反映した「業務範囲」および「適正規模」に向かうために必要であり、適切と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
820	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKの予算・事業計画は、12名の外部からの委員で構成される経営委員会の審議・議決を経て、国会の承認を受けています。また、決算においては、会計監査人の監査による適正意見とともに経営委員会で議決され、さらには会計検査院の検査を経て国会に報告されます。これら予算・決算の各過程において、受信料の水準や事業収入支出の規模の適切性等を客観的に検討・チェックし、適切に評価する仕組みが構築されています。 現在の受信料額は、経営委員会における平成24年度から26年度の3か年経営計画の審議のなかで、経営の効率化を盛り込んだうえで3か年で収支相償となるよう算定したものであり、27年度からの現行経営計画の策定にあっても同様です。国会における毎年度の予算・事業計画の審議に先立ち、経営委員会と執行部が真摯な議論を重ねたことを通じて、原価の適切性の評価や客観性が担保されていると考えています。 なお、公共放送事業体であるNHKの支出の適正性等の確保のあり方について検討される際には、番組編集等に関する自主性・自律性の確保のためには事業運営の自主性・独立性が不可欠であることについて十分配慮し、慎重に取り扱われるよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、放送サービスの開始以降、国民・視聴者のニーズや視聴環境は近年大きく変化しつつあり、公共放送はこうした変化に適切に対応して、その先導的役割を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められるものであり、こうした観点を踏まえて検討していく必要があると考えます。
821	(一社)日本新聞協会 メディア開発委員会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	従来指摘されてきたとおり、NHKの経営においてグループ全体のガバナンスの改善や経営の透明性確保が求められることは当然である。しかし、事業収入支出の適正性をレビューする第三者機関ははまだ設置されておらず、グループ会社の不祥事が相次いで発覚し、国民・視聴者の信頼を大きく損なった。組織改編によって子会社の数は減ったもののグループ全体の従業員数や業務範囲は変わっていないことから、自己改革が進んでいるとは言い難い。こうした状況に鑑み、相互に密接不可分な業務・受信料・経営の在り方に関して、NHK内部の議論を全て公開し、その判断を国民的議論に委ねるべきである。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
822	鹿児島テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	受信料を財源としているNHKによる無料広告放送、営利目的の業務への参入は引き続き禁止すべきと考えます。受信料については「受信料によって運営される特殊法人として適正な経営を確保する観点から、受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要」との考えを支持します。番組制作費についても「番組制作費等の支出の規模等の適切性について、専門性を有する第三者によるチェック等の仕組の構築等について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要である」ことは妥当であり支持します。	基本的に賛同の御意見として承ります。前段について、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考えます。後段については、基本的に賛同の御意見として承ります。
823	(株)仙台放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKと民間放送事業者の「二元体制」を維持するため、広告放送の禁止はもとより、受信料収入にて得た成果をもとに展開するNHK関連会社による営利事業については、費用の透明性やマーケットへの影響などを十分考慮した事業展開を望みます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考える。
824	(株)テレビ熊本	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	②今後の受信料の在り方	NHKと民放の2元体制維持のため、NHKの子会社、関連会社を通しての有料催事・コンテンツビジネス等による受信料以外の収入の拡大を危惧します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考える。
825	讀賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはならないと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。また、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考える。
826	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはならないと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKのインターネット活用業務の拡大に当たっては、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等についての適切な規律の確保といった方策も含めて検討すべきと考えます。また、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考える。
827	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	NHK本体、子会社、関連会社などの業務範囲・業務内容に関し、NHKの目的や公正競争の確保などに照らし、その必要性や適正性を第三者が定期的にチェックする仕組みが必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考える。
828	讀賣テレビ放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	NHK本体、子会社、関連会社などの業務範囲・業務内容に関し、NHKの目的や公正競争の確保などに照らし、その必要性や適正性を第三者が定期的にチェックする仕組みが必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考える。
829	(一社)日本民間放送連盟	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	本案はガバナンス関連を除き、NHKの子会社、関連会社などに関する検討や記述が希薄であると考えます。	NHKの子会社等に係る検討については、NHKの経営に係る部分において言及されており、今後の議論の中で、子会社の業務等も含めた議論がなされていくものと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
830	福井テレビジョン放送(株)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	NHKと民間放送事業者の体制維持のためにも、NHK、子会社や関連会社による無料広告放送や営利目的の業務への参入は引き続き禁止すべきで、第三者によるチェック等の取組も必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考えます。
831	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	NHKの経営体制について検討される場合には、放送の二元体制の下での公共放送機関として、番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、豊かかつ良い放送番組を放送するというNHKの使命達成を確保できるようにするという視点を踏まえた議論が行われることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
832	日本放送協会	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	NHKは受信料によって運営されている公共放送として、事業活動や財務内容などについて、視聴者の皆さまに対する説明責任を果たす観点から、放送法等で公表を義務付けられているものに加え、放送番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、自主的な取り組みとして積極的に公開しています。 なお、NHK執行部の現行のガバナンス体制においては、会長は独任機関で、理事がその補佐人という位置づけになっており、そのことを踏まえた制度が整備されています。NHKのガバナンス体制について検討される場合には、こうした点を十分考慮されることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
833	(株)中国放送	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	NHK本体でできないことを子会社等が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先するような事業運営を行ったりすることは、厳に慎むべきです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人であることから、NHK会社及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが必要であると考えます。
834	(株)テレビ東京	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送	③今後の経営の在り方	本報告書案では、NHKの関係会社を含めた事業の透明性の確保への言及が不十分であると考えます。NHKはグループ全体として公共的使命を負っているものであり、グループ全体のガバナンスを強化するためには、NHKの関係会社を含めた情報開示が重要です。	御指摘については、P41に「グループ全体の組織や運営情報等に係る積極的な情報公開の推進を図っていくことについて、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要」とされており、今後、引き続き議論を行うことが適当と考えます。
835	個人⑨	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		昨今の報道機関の報道姿勢を見ていると、公平中立な報道はできているようには思えない。それどころか偏向報道が目立つ。そんなにスポンサーに気を遣うような報道をするのならば、現在の放送法を改正し、民法各局はアメリカのように有料放送化し、視聴者が見たいと思うテレビ局と契約するようなシステムを構築する必要がある。また、NHKは完全国営放送化し、国民が受信料をわざわざ支払わなくても済むようにしたほうが良い。例えば、そうすることで視聴者が現在の報道に対して行っているような批判もなくなるでしょう。また、その際にはインターネットと連動し、リアルタイムにテレビ番組に対してコメントが出来るようにすることで、視聴者の要望がタイムラグなく聞き入れられるであろう。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。 また、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされており、
836	個人⑳	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		1、NHKの分割 ・BS放送の民営化 公共放送とはまったく別物の内容であり民業圧迫している。 BSアンテナ設置普及を阻害し、民間BS放送の価値を毀損し、広告料収入契約者数増の妨げになっている。 ・技研の独立行政法人化 NHKは一民間業者として参加。 ・地上波のみを公共放送とする。 放送項目に一定の基準を設ける。 ニュース、天気予報、国会中継、ドキュメンタリー、教育等を主とする。 ドラマ、歌謡、お笑いバラエティ、スポーツ中継は民間に任せる。 * 災害時にインターネット、携帯電話、BSが使えないときにも安定して使える地上波放送こそが公共放送に最もふさわしい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
837	個人㉑	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		NHKが日本人に分らないように、フランスに反日情報を大量に提供 <a href="http://ameblo.jp/shibaracu/entry-11611734230.html">http://ameblo.jp/shibaracu/entry-11611734230.html</a> 朝鮮ドラマを高額で買い付けて「日本人向けに」垂れ流す反日企業。 (DUNSナンバーがあるので企業で問題ありませんね?) 送り付け商法で暴利を貪る国民の敵 とても2,000文字では書ききれないので簡単にさせていただきますが、 「私は何があっても」NHKを視聴しないし1円たりとも金を払うつもりはありません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。



# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
838	個人③	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		NHKに関し、最近の内容はとて公共放送としての体をなしていない。非常に姿勢の偏りが見られ、まるで中国や韓国の国営放送のような内容で、我々視聴料を強制的に徴収されているものによって、国益を損なう方向に国民を洗脳しているといってもよいのではないかと。こんな放送内容は、とて公共放送とは言えず、聞いたり見たりしたくもない。独自の税金による日本の国営放送を作ること考えるべきであり、NHKは民間放送に衣替えをし視聴料の強制徴収はやめ、スクランブルをかけNHKラジオ・テレビを見たい国民だけが視聴可能なようにすればよい。それができないのであれば、放送内容の抜本的改革・見直しをし、日本の伝統・国民性を守り、日本政府の様々な主張の真意をかみ砕いて国民に知らせ、または海外に発信するような国益に資する放送を行うべきである。民間放送であれば、多少の主義主張は許されるにしても、NHKは国民に資するものでなくてはならない。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKについては、言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供等、民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす、という点に公共放送としての存在意義が求められてきました。こうした役割・使命は現代においても変わるものではなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、法人としての自主性・自律性を確保しつつ、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保する必要があり、公共放送としてのNHKの存在意義は失われていないと考えます。
839	個人④	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		NHKの必要性から再検討を望む。NHKが公共放送として、あらゆる勢力に屈せず、国民のための放送を行うため受信料を徴収するという部分から見直しをしてほしい。情報がいろいろな方法で入手できる時代において、国・政権やいろいろな勢力に左右されない公共放送は必要なのか。必要だとしても、政権やスポンサーなどに左右されない部分はニュース、情報番組として行い、受信料から行えばよいが、ドラマやアニメ、娯楽番組、教養番組など、スポンサーがあっても問題ない部分は、スポンサーを入れればよく、受信料として公共放送で行う必要がない。新しい技術開発などは国の予算でやればよい。1社の放送局としての受信料として高すぎると思う。必ず受信料が徴収できることが経費節減や費用の見直しをしない原因である。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
840	個人⑤	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		NHKは、テレビの立ち上げの役割はずっと昔を終えたので、できるだけ早く解体すべきです。受信料制度など、政治家や法律がからんで、総務省から天下っている時点で、中立性は皆無。NHKを存続し、本当に中立公正を望むなら、NHK関連の法律は廃止し、ごく普通の有料放送に移すべきです。そうすれば、企業や政治家、政府官僚から番組への干渉を排除でき、本当の公共放送になりえます。	NHKについては、言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供等、民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす、という点に公共放送としての存在意義が求められてきました。こうした役割・使命は現代においても変わるものではなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保する必要があり、公共放送としてのNHKの存在意義は失われていないと考えます。
841	個人⑥	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		NHKは、バラバラやハートネットTVなど福祉を題材にした情報番組を多く放送されています。しかし、日本テレビなど民放キー局と比較するとネットで番組の最新回を無料で見ることができるサービスがありません。いくら質のよい福祉を題材にした情報番組を放送しても、多くの視聴者に見てもらわなければ、福祉の関心が高まらないのではないかと思います。NHKは、福祉を題材にした情報番組を民放キー局と同様にネットで無料配信を行い、さらに福祉を題材にした情報番組の視聴者を増やすためにネットや新聞広告や総合テレビでの番組宣伝の放送など視聴者層の拡大を図るべきではないかと思います。ケーブルテレビなど有料放送の視聴料の障害者割引制度をどこの会社でも実施して、障害者が多くのテレビチャンネルを視聴できる機会を増やすことができますか？	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
842	個人⑦	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		NHKはスクランブル放送に移すべき、このままではTV購入に年間2万程度の税金が課せられているのと同じ状況だ、インターネットもNHK放送のために作られたインフラではない、もしネット放送にNHKがただ乗りして受信料を徴収するつもりなら、全国のネットインフラ敷設に相応な負担をさせるべきだ。また受信料からの収入も民放各局の年間予算とくらべても莫大で利権化している。民法並みの予算に抑えるべき。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。
843	個人⑧	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		NHKもBSやWOWOWの様にスクランブル放送にするべき。NHK放送はいらない。また、生活に必要な電気やガスでさえ選ぶ自由があるのに、任意の契約ができず、税金だと言うのであればNHK職員の給与体系は地方公務員に準ずべきだし(今が高すぎる)、大河ドラマや紅白歌合戦等の多額のギャラがかかるものも不要、社屋の建て替えも不要、公文書公開として全ての資料も公開するべき、受信料の金額の内訳も公開するべき。とにかく全てにおいて不明瞭なものに税金を使っていることの納得ができない。さらに、受信料の案内のために個別訪問しているが、待ち伏せや不除去や、裁判をちらつかせての脅しのような対応が横行している。そういった実態を総務省のみなさんはご存じですか。民営化してはいかがでしょうか？すぐ倒産するのは。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。
844	個人⑨	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		一、負担の公平性をうたうのであれば、なぜスクランブル放送を導入しないのか。技術的に可能であるし、情報源が多様化している現代では、NHKがなくとも国民は民主主義社会を維持または構築できる、という意見も尊重されるべき。 二、受信料徴収が国民の義務となった場合、それは税金であり、NHKやNHK職員の貴族のような待遇は許されない。その点を考慮しているのか。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
845	個人②	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		NHKは完全民営化すべきもので、契約もしていないインターネット利用者から受信料を取るの可笑しく、絶対に行うべきではありません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、NHKについては、言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供等、民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす、という点に公共放送としての存在意義が求められてきました。こうした役割・使命は現代においても変わるものではなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保する必要があります。公共放送としてのNHKの存在意義は失われていないと考えます。
846	個人③	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		NHKは民間企業として独立していただいで政府情報を流す為の国営放送が必要だと思えます。職員給与とか暴利を貪るNHKには国営放送を担う資格はない。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
847	個人⑤	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		インターネットの時代となった現在では、公共放送という民間でもなく国家機関でもない存在であるNHKは不要です。NHKの組織を廃止するとともに、所有する不動産や放送設備および機材などは公開入札で民間企業に売却し、保有する各種コンテンツはすべて国立国会図書館に著作権とともに無償で移転して、日本国民が広くそのコンテンツを自由に視聴できるようにするべきと思います。 また、NHKの現在の職員は、5年程度はNHK清算事業団にてNHKがこれまで行ってきた各種の捏造報道の実態と原因の解明と再発防止策の立案にあたらせることが良いと思えます。	NHKについては、言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供等、民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす、という点に公共放送としての存在意義が求められてきました。こうした役割・使命は現代においても変わるものではなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保する必要があります。公共放送としてのNHKの存在意義は失われていないと考えます。
848	個人⑦	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		そこまで高額な施設にする必要はない。 テレビは見ない、見る価値がない。 報道は偏りがあり週刊誌となんらかわらない。 NHK受信料はテレビがあるだけで支払わされていて非常に腹立たしく思っています。 私たちはテレビを見る余裕はないのです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
849	個人⑩	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		案件の題を見ると「放送を巡る諸課題に関する検討会第一次取りまとめ(案)」となっているが中を見るとその主はNHKをめぐるものがあるように見受けられる。 事業としてインターネットサービスをNHKが取り込むのは良いが、既に他モデルもありそれらが業務として行っている物に、NHKが入り込む必要性に疑問が残る。 特に、既にユーザー認証などを利用したセキュリティモデルも存在しているのに、国民から一律に受信料としてインターネットを利用している者から徴収するような文面が見受けられるがこれは受け入れられない。 インターネット網の構築・維持はNHKが行っている訳でも無く、それぞれの国民がISP(プロバイダー企業)と個別に契約し、それら企業が維持管理を行なっている。通常契約で利用できないサービスは、別途国民個々が選別を行なうそれぞれのサービス提供企業と任意で契約して利用している点から、現在の受信料みたいに個別訪問などで契約を促す行為は受け入れられない。しかし、WEBページなどで国民任意に利用契約を結び、その者に対してサービスを提供する現行のインターネットサービスと同等の行為は歓迎する物である。 (国民からではなく、維持管理している企業から徴収するのも受け入れられない) インターネット放送を考える上で現在の放送法との問題として地上基幹放送と放送対象地域の関係が出てくると考えられるこの関係を法的に明確にしておかなければ、放送可能範囲の特定が出来ない インターネットは他国にも繋がっており、電波と違い減衰は基本無くインターネットに繋がっている場合は、何処でも視聴が可能となる。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
850	個人⑮	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		近年、NHKが本来行うべき公共性の高い番組を作成せず、民放が視聴率のみを求めて作成するような番組が増えています。私自身は、あまりにもテレビ番組のレベルが低下したためにテレビを使わなくなりました。 今後、NHKに関しては、以下の様な方向を進むべきだと考えます。 1. 公共性の高い、特定の国や機関の肩を持たないニュースや天気予報に特化する。BBCやCNNのニュースチャンネルの様な携帯を目指す。 2. 必要と思う人間だけが視聴できるように、望む人間だけが視聴できるように制限をかける。 3. 公共性を強調するのであれば、少なくとも職員の給与を国家公務員や準公務員と同等にすべき。 また、インターネット関連技術の進歩がありますが、こちらも、NHKの受信料とは切り離して考えるべきです。 ネット上でNHKの番組を見たい場合は、極めて公共性の高いニュース等は無料、それ以外の娯楽性の高い番組は有料にする等、区別をつけることが極めて重要だと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
851	個人②	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		<p>今回の検討の趣旨に沿わない意見かもしれませんが、意見を提出させていただきます。</p> <p>非常に広範囲な議論がなされまとめられています。公共放送としてのNHKにここまでの内容が必要か疑問に感じます。今のNHKの規模があって、それを維持しさらに拡大していくように受け止められます。6800億円もの事業規模が必要かが検討されていないと思います。</p> <p>外郭団体も多く、そこも含めると数百億円の剰余金があるにもかかわらず、ほとんど還元せず(120円の値下げ)、本体分の剰余金を数年前にいきなり「建築仮勘定」へ振り替えて、そのことを受信契約者へ周知もされていません。建物老朽化は分かっていますが、計画も明確で無い中で予算も決めずに振り替えるのは、理解できません。周辺不動産買収のトラブルもありましたが、もっと計画的に行われるべきです。</p> <p>4K8Kテレビの開発も、民間主導にすべき。家電業界にどうしても必要だというなら、国が主導すべきで、受信料収入のNHKが主導するのはおかしいと思います。多大な予算を使ったアナログハイビジョンの失敗(撤退?)は、誰が責任を取ったのか。</p> <p>ネットに関しては、私の意見もまだまとまりません。ただ、高齢化が進みネットを使用しない高齢者が増加していく中で、ネットに予算をつぎ込むべきでは無いように思います。その部分は別収入を考えた方が良いと思います(現時点では)。</p> <p>受信料も高すぎます。現役世代はまだ良いですが、年金生活で年収120万円程度の老人世帯でも払わなければならない、27千円の受信料は大変です。生活保護でも無ければ軽減処置がされないという現行の受信料も見直されるべきです。</p> <p>NHK職員の高い給料を払い、天下り先(外郭団体)を維持するために受信料が使われているように思えます。公共放送の意義とあり方を今一度見直し、規模の適正化=縮小を検討すべきと考えます。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
852	個人④	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		<p>資料は色々参考になるものであった。(やはり2013年に他国からの投資が大きく変化したという事が分かった。)</p> <p>放送に関する各種改善は、業界が自主的に進めていけば特に問題なく進むのではないかとと思われる。</p> <p>NHKについては、当方としては、国有化(独立行政法人化)あるのみであると考えます。</p> <p>それによってしか、平等負担などという事はなし得ない。結局、契約行為とは民法に依るのであるから、NHKの毎度の傲慢かつ強引な主張はどう考えても不法であり(これを法曹が寄ってたかって叩かない所に日本の問題を感じる)、彼らの主張する達成すべき事柄を実現するには、国有化しての日本在住者全体からの費用負担を行わせる事にするしか無いと思われるのであるが、如何か。</p> <p>そしてまた、当然「公共放送」などと名乗るのであるから、全面的に国家公務員法の適用がなされるべきであり、これをもって賄賂や裏取引を撲滅すべきであるとも考える。国民に背き賄賂・裏金作り放題接待受け放題の組織を放置して良いわけがなく(週刊誌等での指摘の真偽は別としても、法的に見た場合、その恐れがあると断じられる立場である。役員だけをみなし公務員とするだけでは当然足りない。)、この様な事態の健全化のためにも国有化は非常に有益・有用・有効であると考えます。(当方としては、何故国が独占的・差別的の特権を有するNHKをこんなに甘やかしているのか、非常に疑問である。最低、法律で指定される特定法人として国家公務員法の適用がなされるべきであると考えます。そうすれば確実に汚職対策が討てるであろう。それは素晴らしいといふ言いがたい事である。これによってこそ公共放送の器に足るのではなからうか。)</p> <p>その様な次第で、NHKに対しては、国家公務員法の全面的な適用を熱烈に望む。国には是非とも前向きにご検討いただきたい。当方は、私企業の立場でこの様な特権の立場にあるのは公序良俗にも反し、非常に有害であると考えます。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
853	個人①	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		<p>新たな時代の公共放送の在り方について御意見申し上げます。</p> <p>現在のNHKは、公共放送とは呼べません。</p> <p>受信料の用途にも甚だ疑問が残ります。</p> <p>娯楽性の高い番組(大河ドラマ・音楽番組など)は、NHKでなくとも製作・放映が可能です。</p> <p>受信料制度については早急に廃止し、有料スクランブル放送へ移行することで「見る人は払う・見ない人は払わない」という、国民全員に対して公平な制度とすべきです。</p> <p>全く視聴していない世帯も朝から晩まで視聴している世帯も同じ料金を支払う現行の受信料制度は、視聴していない世帯にとっては放送の押し売りでしかありません。</p> <p>もし、どうしても受信料制度の維持が絶対条件ならば、インターネットと同じく、上限を定めての実量制(長い時間視聴する世帯は2000円程度を支払う・全く視聴しない世帯は0円。但し、ニュース・天気予報など、公益性の高いものについては計測の対象外として、全世帯等しく視聴できるようにする)を導入すべきと考えます。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、スクランブル化については、あまねく受信されるよう放送する公共放送の使命・役割に鑑み、慎重に判断されるべきものと考えます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
854	個人⑥	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		<p>「NHKは、公共放送として、特にこうした役割・使命が強く求められていると考えられる」について、NHKには、公共放送を担うゆえに我が国の伝統を大切にしながら日本語を使うという教育的側面も強く求められている点を言及すべきだと感じる。</p> <p>NHKが公共放送を担うために、国営放送と錯覚する者もいる。そのため、放送中における言葉遣いが不適切であれば、日本語習得に与える影響は大きく、国民のみならず日本語を学ぶ外国人を母語とする人々に対しても悪影響を与えかねない。これはベルリン五輪での「前畑頑張れ」のNHKの実況が日本語の語彙へ与えた影響を思うとわかりやすいだろう。近年における不適切に感じる言葉遣いの例を挙げれば、NHKの皇室に関わる報道には目に余るものがある。</p> <p>皇后「陛下」とせず皇后「さま」と表現し、皇太子「殿下」とせず皇太子「さま」と表現し、法律である皇室典範に定められた「陛下」「殿下」の敬称を使わないことは憲法の姿勢が伴っていないように思われ、公共放送として如何なものかを感じる。先般の「生前退位」という表現も、教科書でも使われている「譲位」という表現があるにもかかわらず新たな言葉を作り出し、それが正当な表現であるかのように報道する姿勢についても同様である。故、NHKの日本語教育における影響力を踏まえ、その教育的観点からの伝統を重視する姿勢について強く求める次第である。また、それが国民・視聴者への信頼の醸成につながると思うところである。</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
855	個人⑭	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3) 新たな時代の公共放送		<p>第1次案を拝見しました。放送を取り巻く社会の変化があるとは思いますが、だからといってNHKのインターネット同時放送へ事業拡大をすることありきでは国民の理解は得られません。そのニーズが国民にあるのかを国民投票で具体的に判断しなければなりません。日本は議院内閣制ですが、NHKはCMスポンサーや国の影響を受けず、国民のために公平中立な放送をする使命があるからです。法改正は国会で審議する手続きとなりますが、手間を惜まずに国民に直接真意を問う必要があり、その手続きを踏まずにNHKに有利な政策を決めてしまうのは本末転倒です。さて、NHKのインターネット同時放送は必要性の有無の他に種々の問題があります。1つめは、インターネットはNHKが構築したものではありません。それなのに同時放送したから受信契約しなければならないというのは短絡的であり理由としては不十分です。NHKは無線放送をするために送信所を開設し、研究所で日本方式のテレビジョンを開発してきましたので、その放送について受信契約をお願いする理由はありません。しかしインターネットは違うので国民の理解は得られません。2つめは、コンピュータや光モデムは、協会の放送の受信を目的とする機器ではありません。テレビジョン、ラジオは放送の受信を目的として製造された事はあきらかですが、コンピュータと光モデムを放送の受信目的とした機器と解釈するのは無理です。動画配信がさかんになった現在であっても、国民は放送の受信を目的にコンピュータと光モデムを購入し設置したものではありません。3つめは、NHKの不祥事が未だに絶えないことです。NHKの組織改革は、未だに続く不祥事から全く期待できないという事が明らかになりました。NHKのリストラ無しにインターネット同時放送を行い、NHKと受信契約するところだけを拡大するというのは、国民の理解を全く得られません。ところで、総務省はNHKの受信契約拡大と権利拡大のための法改正には積極的ですが、対して不祥事を起こし続けている事に対しては総務省として積極的に対応しているのでしょうか？インターネット受信料は総務省主導なのに、不祥事や受信料制度の問題は総務省が対応することではないという姿勢のように感じますがいかがでしょうか。インターネット同時放送に積極的になるならば、同時にNHKの監督機能を強化しなければなりません。NHKの独自性を理由に総務省ができないというならば、国民がNHKを監視する制度も同時に法改正で作らなければなりません。それがないまま善悪でインターネット同時放送だけ進めたら、NHKの不祥事は今後も対策が不十分なままとなるでしょう。それでは国民の理解は全く得られません。(↓へつづく)</p>	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
856	個人(24)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		併せて、インターネット同時放送の国民のニーズの具体的な有無だけでなく、NHKそのものの国民のニーズの有無を調査し、時代に合った組織へのリストラが必要です。技術革新に併せたNHKの肥大化ありきでは困ります。果たして、NHKは今の時代にどれほどの国民のニーズがあるのでしょうか。一部に視聴率が高い番組もあるようですが、文化的に豊かな放送をする使命だけでは、必要性を証明することはできない時代だと思います。NHKの必要性こそ、国民投票で直接意見を集約し反映されるべきです。今はその制度がありませんが、インターネット同時放送と同時にチェック機能を法律に盛り込み、制度化することこそが国民が総務省に求めていることだと思います。制度化すること自体は、NHKではなく総務省が主導してなされることだからです。それを否定されるならば、インターネット同時放送を総務省主導で行うこともおかしいという事になります。最後に、NHKが放送を始めて70年以上になりました。しかし、問題は全く解決されていません。それは、現行制度に問題があることに他なりません。ワンセグの地裁裁判でNHKが敗訴しました。不払いや未契約に対してNHKは裁判という手法に固執していますが、抜本的な問題解決にはほど遠いのが現実ではありません。制度改革するならば、インターネット同時放送よりも受信料制度の抜本的な改革をお願いします。それは、スクランブル化または分割民営化です。インターネット同時放送をするならば、NHKが無線電波により全国にあまねく放送を行き渡らせる使命がいらなくなります。インターネットなのでどの地域のどの放送局の放送も受信できるので一局が全国放送をする必要がなくなるのです。全世界全事業所から受信料を取る事が公平負担だというならば、それはもはや税金です。ならば国営化することも一案です。一局だけが公平中立というのも性善説です。ドイツ、イギリス、韓国の制度の真似事ではなく、国民が納得する制度改革をどうぞよろしくお願い致します。	同上
857	個人(21)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		特殊法人は非営利目的でなければならないが、近年のNHKは受信料徴収を意識するあまり、先日のさいたま地裁判決に見られるような放送法の曲解をもって国民を騙し受信契約義務があるように見せかける詐欺行為を日常的に行っている犯罪組織です。従って一度、放送免許を取り消し、関係者の処罰と受信料の返還を行った後に特殊法人としてのNHKを解体して、完全国営にするか民営化によって放送法の保護を無くすべきだと考えます。非営利でありながら給与水準は営利目的の民間並みでは、国民の理解を得るのは無理でしょうし、特殊法人がその温床や隠れ蓑となっているのであれば経営改革を行わないと同様に国民にとってメリットがまったく無い存在です。どんなお題目を用意しようとも、反社会的組織や犯罪組織に頼るようでは国民の協力も理解も得られませんし、そのような組織に加担し利益供与する政府はブラック国家として国際社会の笑いものとなります。先進国の公共放送でNHKほど酷い所はあるでしょうか？ありませんよね？NHKがまともになる機会は何十年もあったのに、なってない時点で非営利組織としては崩壊してます。NHKの再出発は、完全国営にするか(役割は終了しているので)民営化して(どちらも)放送法の保護を外すのが筋であると考えます。まともになってから、今後の経営のあり方を議論すべきでしょう。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、NHKについては、言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供等、民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす、という点に公共放送としての存在意義が求められてきました。こうした役割・使命は現代においても変わるものではなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保する必要があり、公共放送としてのNHKの存在意義は失われていないと考えます。
858	個人(44)	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		放送インフラの整備は行政が携わる必要があると思いますが、方向コンテンツや放送のあり方は見直す必要があると考えます。特に公共放送については他国を参考にして、あり方自体を見直す必要があると切に感じます。端的に記しますと日本放送協会の事です。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

# 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
859	個人⑱	第3章 今後の具体的な対応の方向性	(3)新たな時代の公共放送		また、放送法の記述については曖昧な部分、もしくは現在の状況にそぐわない箇所が存在するため、改めて改正をお願いします。 さらに、NHKには受信料だけでなく、国家予算も投じられている現状ですから、ほぼ国営放送として扱われても問題ないと思います。現在の曖昧な公共放送の立場ではなく、国営放送とする方が、これまでのNHKの都合により、公の存在になったり、民間になったりするようになり、合理的だと思います。そのため、受信料を義務化し、国営放送にする道を作る方がいいと思います。もちろん、義務化した場合、これまでの職員に対する過度な厚遇は無くすべきだと思います。これらについては利権を得ている勢力から抵抗があるとは思いますが、すぐにでも行って欲しいこととしましては、NHKの収支報告を詳細に公開していただきたいということです。どうして、ここまで莫大な費用が必要なかが現在のところ不明なままです。また、公共放送として維持するのであれば、国民によるアンケートを実施していただきたいと思います。NHKの受信料のあり方、放送事業のあり方、職員の不祥事、存続させるかどうかなど、課題となりうる事項について、数年ごとに総務省の方からアンケートを行ってください。そうすれば、NHKにちゃんと民意が伝わるはずで、視聴者の皆様と語る会がありますが、これは周知されておらず、47都道府県ある中で、1年に6都道府県でしか行われないので、民意が伝わっているとは考えにくいのです。公共放送というのであれば、国民の監視の目が必要で、審査を行うべきだと感じています。国勢調査のような形で行うとよいかと思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
860	(一社)衛星放送協会	その他			有料多チャンネル放送の最大の課題は、加入者数の停滞と考えています。マーケットにおけるプレイヤーの体力強化とそれにつながるコンテンツ強化が市場活性化につながるの間違いありません。有料多チャンネル放送事業者(=番組供給業者)の強弱化が図れるよう、その誘導策を政策的に示す必要があると考えられます。同様の観点からプラットフォームの強化策についても時々の状況に応じて、継続的に検討することも必要と考えられ、合わせて諸課題のひとつとして頂きますよう、要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
861	(一社)日本民間放送連盟	その他			当連盟が5月23日の検討会ヒアリングで要望した、①地域情報・コンテンツを海外発信するための国の継続的な支援、②災害時に放送を継続し続けるための非常時の燃料確保等、③BSIによる4K・8K放送への国の強力な支援について、あらためて要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
862	(株)岩手めんこいテレビ	その他			各章において、「地域情報や特に災害時における放送の役割は非常に重要である」との記述について、賛同致します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
863	個人⑲	その他			放送倫理として、各放送局が使う言葉に関して、不適切で、放送禁止用語にしてもよいくらいだと感じましたので、意見させていただきます。 スポーツなどの競技などの結果に対する言葉として、「奇跡の…」などとの発言が見られますが、競技者にとっては日々の努力の積み重ねであったり、弛まぬ精進、練習、努力の結果に対して、「奇跡の…」などとの発言が多く見られ、非常に憤慨しています。聞いていて非常に不快な気持ちになります。 この件に対して、各放送局に対して、通達などで「奇跡の…」を使わないよう指導していただけないでしょうか？よろしく願いいたします。	今回の第一次取りまとめ案は、①今後の放送の市場及びサービスの可能性、②視聴者利益の確保・拡大に向けた取組、③放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方、④公共放送を取り巻く課題への対応等について取りまとめたものであり、御意見は、今回の意見募集の範囲外です。 なお、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされており、
864	個人⑳	その他			アナログテレビ放送の跡地利用の一形態であった「V-Highマルチメディア放送」の失敗について、総務省として反省することが、今後の諸課題の検討以前に、まずは必要である。 まして本検討会の開催期間中に、サービスの終了の表明(平成27年11月27日)および終了(平成28年6月30日)があったにもかかわらず、本「取りまとめ(案)」において該終了に一切言及されていないこと自体、かなり奇異である。 該放送は、事業を行っていた「株式会社mmbi」の貸借対照表の要旨によれば、平成28年3月31日時点で「利益剰余金 ▲116.607百万円」、すなわち1,166億円の累積損という、大失敗であった。	今回の第一次取りまとめ案は、①今後の放送の市場及びサービスの可能性、②視聴者利益の確保・拡大に向けた取組、③放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方、④公共放送を取り巻く課題への対応等について取りまとめたものであり、御意見は、今回の意見募集の範囲外ですが、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
865	個人㉑	その他			放送法第4条をNHKを初めとする放送事業者が遵守しているとは思えません。第1条を旨とし、公共の福祉は守られてこそ、報道の自由のほずで、何を報道する、しないは全くの自由であるというのは間違いだと思います。そのため、これを違反したのものについては罰則を与えるという条項を追加していただきたいです。放送によって思想統制が容易に行われてしまう危険性があるわけですから、厳しい処罰をお願いいたします。 また、放送法の記述については曖昧な部分、もしくは現在の状況にそぐわない箇所が存在するため、改めて改正をお願いします。	今回の第一次取りまとめ案は、①今後の放送の市場及びサービスの可能性、②視聴者利益の確保・拡大に向けた取組、③放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方、④公共放送を取り巻く課題への対応等について取りまとめたものであり、御意見は、今回の意見募集の範囲外です。 なお、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされており、

## 「第一次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	検討会の考え方
866	日本民間放送労働組合連合会	その他			<p>今年、放送を巡ってもっとも大きな社会的関心を招いたのは、総務大臣が、番組の内容によっては電波停止の処分を下す可能性がある、という趣旨の発言をしたことであった、と言える。憲法が保障する言論・表現の自由、放送法が保障する放送番組編集の自由を脅かすような発言が所管大臣から繰り返し行われたことは非常に憂慮すべき事態であり、政治的圧力と言わざるを得ないこうした言動から放送の自律をいかに守るか、という課題が、最優先で検討されるべきである。</p> <p>こうした発言が堂々に行われ、一方で当事者であるはずの放送事業者からは的確な反論がほとんどなされない、という今日の状況が生じているのは、放送事業を営むにあたって不可欠な要素である放送免許が政府による直接免許制に置かれ、そのことが放送局に威嚇効果をもたらしているからに他ならない。先進諸国の間では独立行政機関による間接免許制が一般的であり、現在の日本のような制度は極めて異例なものである。日本にもかつて短期間存在した電波監理委員会による放送行政の再検証を含む、制度上の問題を検討することなしに、放送の自律は確保できないと考える。</p> <p>この「第一次とりまとめ案」に、こうした放送制度・放送行政の根幹にかかわる問題意識がまったく欠落していることに、猛省を促したい。</p>	<p>今回の第一次取りまとめ案は、①今後の放送の市場及びサービスの可能性、②視聴者利益の確保・拡大に向けた取組、③放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方、④公共放送を取り巻く課題への対応等について取りまとめたものであり、御意見は、今回の意見募集の範囲外ですが、総務省の行政運営の参考とされるべきものと考えます。</p>
867	メディア総合研究所	その他			<p>今年2月の高市早苗総務大臣の“停波”発言に見られるように、現政権においては憲法21条「表現の自由」に基づいて、放送法・電波法・電波監理委員会設置法の電波3法が成立したとの認識が薄い。総務省が放送を巡る諸課題としてあげる②視聴者利益の確保・拡大等の観点からも、放送における「表現の自由」がより拡大される方向で検討されるべきであり、今後、このテーマを検討点に加えることを求める。</p> <p>また、その際、総務省のような行政府そのものが放送行政・免許付与を行っている先進国は日本のみであることを踏まえ、電波3法施行時の電波監理委員会など独立行政委員会の設置・移管など、放送における自主自立がより一層確保される行政機関のあり方についても検討点に加えることを求める。</p>	<p>今回の第一次取りまとめ案は、①今後の放送の市場及びサービスの可能性、②視聴者利益の確保・拡大に向けた取組、③放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方、④公共放送を取り巻く課題への対応等について取りまとめたものであり、御意見は、今回の意見募集の範囲外ですが、総務省の行政運営の参考とされるべきものと考えます。</p>